筑波大学博士(国際日本研究)学位請求論文

日本・台湾における「公民」概念に関する比較研究

-公民教育の政治的背景を中心に-

李 宛憓

2014年度

目 次

要 旨		. 4
Abstract	t	. 6
第1章	緒論	. 8
第1節	問題関心	. 8
1-1-1	今日日本社会おける公民概念の認知度・認識度の低下	. 8
1-1-2	台湾を比較対象とする背景	10
第2節	研究目的・研究手法	18
第3節	用語説明	21
1-3-1	公民概念	21
1-3-2	公民教育	23
第2章	先行研究	25
第1節	日本における公民教育に関する研究の実態	25
2-1-1	戦前における公民教育制度の究明	25
2-1-2	戦後直後に確立された公民教育の構想・制度の究明	27
2-1-3	現代日本社会における公民教育のあり方の検討	27
2-1-4	公民概念の検討	28
第2節	台湾における公民教育に関する研究の実態	31
2-2-1	戒厳時期(1945-1987)における公民教育の制度の究明	32
2-2-2	民主化以降の公民教育のあり方の検討	32
第3節	本研究の特色・独創性	36
第3章	日本における公民概念の構築と展開	36
第1節	戦前学校教育による公民概念の構築	37
3-1-1	公民教育の発展過程	37
3-1-2	公民概念の構築	41
第2節	戦後学校教育による公民概念の構築	44
3-2-1	公民教育の発展過程	44
3-2-2	公民概念の構築	47
第4章	台湾における公民概念の構築と展開	51
第1節	日本統治時代における公民概念の構築(1895 年~1945 年)	52
4-1-1	台湾総督府による教育政策	52

	4-1-2	公民教育の発展過程	55
	4-1-3	公民概念の構築	58
鈅	第2節	戦前中華民国における公民教育の展開(1912 年~1945 年)	61
	4-2-1	1912 年~1919 年: 「修身」科・「法制及経済」科設置	62
	4-2-2	1920 年代:「社会」科・「公民」科同時に新設	62
	4-2-3	1930年代以降:愛国教育重視、「党義」科新設	65
鈅	第3節	戦後台湾における公民概念の構築(1945 年~1987 年)	66
	4-3-1	統治政策	66
	4-3-2	公民教育の発展過程	68
	4-3-3	公民概念の構築	73
舅	84節	戦後民主化時期における公民概念の構築(1987年以降)	75
	4-4-1	民主化・本土化政策	75
	4-4-2	公民教育の発展過程	77
	4-4-3	公民概念の構築	80
舅	第5章	公民概念の政治的背景に関する比較分析	83
鈅	第1節	日本における政治参加の実態	85
	5-1-1	1880 年代~1945 年:選挙活動	85
	5-1-2	戦後:選挙活動・住民活動・市民活動	86
鈅	第2節	台湾における政治参加の実態	88
	5-2-1	日本統治時代(1895 年~1945 年)	
	5-2-2	戦後戒厳期(1945 年~1987 年)	90
	5-2-3	1987 年以降	91
穿	第3節	戦前日本本土・台湾地域の比較分析	93
		公民教育の開始のキーポイント:地方選挙の開催	
		公民概念の提示のキーポイント:「政治的教養」の涵養	
鈅		戦後日本・台湾の比較分析	
		日本政府側: 資質面重視	
		台湾の政府側:公民としての自覚・政治的教養重視	
芽	第5節	現代日本・台湾の比較分析	
		日本側:市民社会・市民活動の普及	
		台湾側:狭義的な政治参加・選挙への執着	
	第6章	結論	
鈅		研究成果	
		日本側	
	6-1-2	台湾側	102

6-1-3 共通性・特殊性	104
6-1-4 公民概念の可変性	107
第2節 公民概念は如何に解釈すべきか	110
6-2-1 参政制度との関連性の視点	110
6-2-2 国民・住民・市民との関連性の視点	110
6-2-3 現代日本社会が必要となる公民	111
資料1日本における公民が言及される法律および条文内容	113
資料2日本における公式文書による社会科教育・公民科教育に関する	説明 115
資料3日本側年表:戦前(日本本土・植民地台湾)	120
資料 4 日本側年表: 戦後	125
資料 5 台湾側年表: 戦後	129
資料 6 教科書調査結果(1):戦前日本側	132
資料7教科書調査結果(2):日本統治時代台湾側	
資料 8 教科書調査結果(3):戦後戒厳期台湾側	
資料 9 教科書調査結果(4):民主化以降台湾側	
資料 10 戦後戒厳時期台湾の公民教育の特徴	
資料 11 台湾側の重要選挙の投票結果	
和文参考文献(五十音順)	
華文参考文献(画数順)	
謝 辞	173
	144- 15
表 1-1 戦後初期両国政府によるの初等教育・中等教育のカリキュラム村	
表 1-2 公民教育に携わる教科の変遷・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
表 1-3 本研究の研究手順・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
表 1-4 本研究の調査分析資料の出典・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
表 2-1 公民教育に関する研究:日本側・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
表 2-2 公民教育に関する研究:台湾側・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
表 4-1 台湾を統治する政権の変遷・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
表 4-2 台湾地域における教育機関およびカリキュラム構成の変遷・・	
表 4-3 新学制による主要科目および公民科の主要内容・・・・・・	• • • • 64
図6.1 比較研究出用,公尺数本の犯型、社免の制施。	100
図 6-1 比較研究成果:公民教育の役割・対象の転換・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
図 6-2 比較研究成果:学校教育による公民概念の転換過程・・・・・	• • • • 109

要旨

本研究は学校教育による公民概念の発展過程を明確にし、今日日本社会における公民概念の認知度・認識度が低下する背景を究明することを目的とする。そして、より日本の特徴を客観的に分析するため、本研究は学校教育制度および公民概念の発展過程が日本と類似している「台湾」を比較研究対象とする。台湾は現在日本と類似している学校教育制度・カリキュラム・教科書制度が実施され、そして政府が推進してきた公民教育および公民概念の構築に関する政策も日本側と類似する傾向が見られている。

公式文書および教科書による公式見解・公定解釈の分析を通して、日本における公 民概念の発展過程は以下の4つの段階に分けることができる。

- 1. 1880年代~1910年代:地方自治の担い手としての「市町村公民」
- 2. 1920 年代~1930 年代前半: 国家・社会の連帯責任を背負う「国家公民」
- 3. 1930年代後半~1945年:帰属心、忠誠心、敬愛精神を自覚する「オホミタカラ」
- 4. 1945 年以降: 民主国家・市民社会の構成員としての「公民」

そして台湾における公民概念の発展過程は以下の3つの段階に分けることができる。

- 1. 1933 年~1945 年: 地方公職選挙有権者・大日本帝国臣民としての公民
- 2. 1945 年~1987 年: 公職選挙有権者・国家復興の担い手としての公民
- 3. 1987 年以降: 政治参加・社会参加の主体としての公民

だが、日本側に比べ、台湾側の公民による「有権者として選挙に参加する役割」は 終始一貫重要視され、着実に教育現場で普及されてきた。有権者という意味合いは今 日でも広く認知され、頻繁に使用されている。

両国の分析結果を照り合わせた結果として、日本の学校教育による公民概念の発展 は参政制度の発展と連関していることが明らかになった。

戦前の場合、公民教育の政策方針および公民概念の構築の方向性が2度の転換を経

験したが、政府による公民概念を普及し、構成員に広く認知させるスタンスは終始一貫とされたのである。公民概念の普及が強化された 1880 年代から 1920 年代までの期間中、市制、町村制、普通選挙法などの法律が公布されることにより、一定資格条件に適合する構成員は選挙権・被選挙権を付与されることなった。近代化政治体制の樹立に力を入れると同時に、政府は有権者である公民の政治的教養の向上を重要視する意向を示した。この時の公民が求められる政治的教養は政治に関する知識だけではなく、新たに確立された政治体制の運営に関心を示す態度や自治活動・選挙活動に参加する能力が含まれている。加えて、教科書内容の調査結果により、このような政策方針は着実に学校教育の現場で反映されていた。1930 年代から、構成員の政治参加を制限し、公民概念の内容を再構築することにしたが、政府は依然として「弦」で、教科書を通じて「弦」で、概念および市町村公民概念に関する説明を提示することにした。換言すれば、公民という単語は一貫として教育現場において活用されていたのである。

そして、戦後の場合、アメリカの主導の下に、民主政治体制は戦後直後に確立された。民主化改革が進行される中、政府による公民教育政策の重点は国民の意識改革、再形成の方に置かれるようになった。政治的教養だけではなく、構成員は民主国家・民主社会に生きる一個人として、社会の全体像を知り、社会が抱えているさまざまな課題に目を向け、思考・価値判断などの能力を発揮する、いわゆる公民的資質が求められる。よって、このような政策方針の方向性の転換に伴い、政府が狭義的な政治と連関する公民概念を執着する要因が消滅し、公民概念が強調される必要性はなくなる一方となる。加えて、実際に中学校社会「政治・経済・社会的分野(後に公民的分野と改称)」、高等学校社会の「政治・経済」などの教科書の調査結果として、公民概念が言及される比率が激減し、一切使用されていない場合も少なくないのである。

したがって、政策の急遽の転換、および政治参加体制の成熟は今日日本社会における公民概念の認知度・認識度が低下する主因であると考えられる。

Abstract

This research would like to take a look at the development of the concept of "civics" in Japanese school education as well as clarify the awareness of the term today against the backdrop of its steady decline. Moreover, in an effort to augment objectivity in the analysis of the special characteristics of Japanese civics, this study would like to further compare the development of civics education in Japan and Taiwan.

According to analyses results, the development of civics in Japan can be divided into four stages:

- a. 1880's to 1910's: development of local municipal missions responsible for civic development.
- b. 1920's to early 1930's: joint responsibility among social and national groups for civic education.
- c. Late 1930's to 1945: cultivation of a loyal and patriotic citizenry.
- d. 1945 to now: civil society is created as part of a democratic nation.

The development of civics in Taiwan can be divided into three stages:

- a. 1933 to 1945: participation in local elections while remaining loyal citizens of the Japanese Empire.
- b. 1945 to 1987: participation in local elections as part of national recovery efforts.
- c. 1987 to now: citizens participating in political and social processes.

After looking at the comparative analyses between the two countries, it can be seen that the notion of civics in Japan has been entirely consistent with its development of political participation. In other words, citizenship qualifications, conditions, responsibilities and rights are all in accordance with the relevant stipulations and decisions that are part of the political participation system. Before World War II, "political participation" was considered the mandatory obligation of citizenry. Thus, in order to promote political concern as well as the participation in central and local political operations, the Japanese government actively utilized devices such as decrees, documents and textbooks to clearly promote the concept of civics as well as strengthen its importance and special

characteristics.

After the war, democracy took hold and the notion of political participation gradually became considered a right, which resulted in the gradual decline of the notion of civics in society and government. In turn, the connotation of civics has become more nebulous, which has also resulted in a lower awareness and level of attention paid to the concept. Bucking this trend, however, Japan and Taiwan have continued to stress political participation as well as encourage citizens to take part in elections as a way to promote national development.

第1章 緒論

第1節 問題関心

1-1-1 今日日本社会おける公民概念の認知度・認識度の低下

公民教育、公民的分野、公民的資質、公民館、公民権などの合成語が使用されている中、今日日本社会において、「公民」という身分あるいは単一概念は、ほとんど日本人に明確に認識されず、注目されていないのである。

広辞苑の説明によれば、「公民」とは、「国政に参与する地位における国民」と解釈されているが、実際に現在このような意味合いで使用される場面は極めて少ないのである。まず、法律の場合、現在有効な法律の中に、計57本の法律の条文には「選挙権その他公民としての権利の行使」という一文が書かれている。例えば、労働基準法7条は以下のような規定を示している。

第7条 (公民権行使の保障)

使用者は、労働者が労働時間中に、選挙権その他公民としての権利を行使し、又は 公の職務を執行するために必要な時間を請求した場合においては、拒んではならない。 但し、権利の行使又は公の職務の執行に妨げがない限り、請求された時刻を変更する ことができる。

ただし、労働基準法を含むすべての法律には公民の定義や資格条件、そして「その他の公民としての権利」に関する詳細な説明が提示されず、「公民」の法的定義および法的位置づけは必ずしも明確ではない¹。

また、教育の場合、「良き公民の育成」、「公民的資質の形成」は戦後から社会科教育・公民科教育の目標のひとつであると公言されてきた。例えば、現在実施されている「新学習指導要領」において、小学校社会、中学校社会の目標は以下のように明示されている。

¹資料1参照。

小学校社会:「社会生活についての理解を図り、我が国の国土と歴史に対する理解 と愛情を育て、国際社会に生きる平和で民主的な国家・社会の形成者として必要な公 民的資質の基礎を養う。」

中学校社会:「広い視野に立って、社会に対する関心を高め、諸資料に基づいて多面的・多角的に考察し、我が国の国土と歴史に対する理解と愛情を深め、公民としての基礎的教養を培い、国際社会に生きる平和で民主的な国家・社会の形成者として必要な公民的資質の基礎を養う。」

しかしながら、「国際社会に生きる平和で民主的な国家・社会の形成者として必要な公民的資質の基礎を養う」という目標が掲げられている中、現在ほとんどの教科書において、公民の定義や資格条件は提示されておらず、言及すらされていない。言い換えれば、教育上、「公民」の定義および位置づけも明確に提示されていないのである²。

そして、新聞紙による「公民」という単語が言及される場面も徐々狭くなる傾向にある。「ヨミダス歴史館(読売新聞)」、「聞蔵II ビジュアル(朝日新聞)」、「毎索(毎日新聞)」という3つのデータベースの検索結果によれば、戦前各新聞紙は公民会、公民協会、公民倶楽部、公民懇親会などの団体の活動やイベントに関する情報を取り上げ、政治活動の主体である「公民」の動きに関心を寄せていた。だが、戦後以降、「公民」に焦点を当てる記事はほとんどなくなり、公民という単語は基本的に「公民館」などの合成語の形で用いられる場合が多く、「国政に参与する国民」という身分・単一概念の形で言及される場合は極めて少ないのである。

その反面、公民に比べ、同じく「政治的共同体の構成員で、主権を持つ者」という 意味合いを持つ「市民」概念は多義的であり、それぞれの文脈により、解釈が異なっ ている。初歩的に、現段階日本社会における市民概念は国民、民衆、特定の市の住民、 参政権を持つ者、特定の国の国籍を所有する者などの意味合いを持っている。また、 市民団体、市民組織、市民意識、市民精神など多種多様な合成語も幅広く使用されて いる。

日本の場合、帝国臣民、国民、住民など相対的に明確的で固定的な定義を持つ概念と異なり、常に欧米の政治理論そして国内外の政治情勢、統治方針などの影響を受け

9

²資料2参照。

続け、再構築に直面し続けていることは公民概念の最も重要な特徴のひとつだと考えられる。さかのぼると、公民概念は1888年に「帝國臣民にして公權を有する獨立の男子」すなわち「地方公職選挙の有権者」という公定解釈を与えられ、そして学校教育において取り扱われ始めたのである。その後、参政制度の確立に伴い、「公民」および「公民教育」のあり方に関する議論は活発に展開し、注目を集めてきた。

その中、本研究は政府の意図の最も直接的な具現である学校教育で実施される授業に着眼する。1899年に新設された「法制及経済」科において取り扱われ始めてから今日に至るまで、学校教育による公民概念の定義は3度の転換を経験してきた。構成員による政治参加の権限の拡大・縮小に伴い、これまでの公民概念の定義は「地方自治の担い手としての市町村公民」、「国家・社会の連帯責任を背負う国家公民」、「帰属心、忠誠心、敬愛精神を自覚するオホミタカラ」、「民主国家・市民社会の構成員としての公民」という4つの段階を経てきた。

本研究の見解として、今日日本社会における「公民」という身分の位置づけ、そして公民概念の認知度・認識度の低下が進行し続けている背景を究明するために、学校教育による「公民」の育成を目的とする授業に焦点を当て、これまでの「公式文書」および主たる教材として用いられる「教科書」による公民概念に関する公式見解・公定解釈の分析を通して、公民概念の発展過程、背景、政府の意図を明らかにする必要性があると思われる。

1-1-2 台湾を比較対象とする背景

より日本の特徴を客観的に分析するため、本研究は台湾との比較研究を行うことにする。台湾が比較対象に適合するには以下のような背景が挙げられる。

(1) 日本との接点:日本統治時代

台湾は1895年に日本の植民地となり、一時的に日本本土と政治体制、教育体制、 社会文化などを共有した。

その中、植民地である台湾地域内の公民教育は日本本土と対照的な展開を見せた。 1895年台湾地域の統治権を獲得した時点、日本本土内の公民教育および公民概念に関する議論はすでに活発的に展開していたが、その成果は台湾地域内で援用されなかった。全体的に、1985年から1945年までの50年間において、台湾総督府による教育政 策の力点は、台湾出身の構成員の日本語能力や日本人・皇民としての意識などの向上 に置かれていた傾向にある。そのため、1933 年から 1936 年の間に台湾総督府は地方 選挙に開催に合わせて公民教育を実施したが、実施期間が短く、完備されるカリキュ ラムおよび教材を提供しなかった。

要するに、ひとつの政権の下にあるが、異なる管理、教育、意識構築の意図に応じ、本土・植民地における公民教育の政策方針は分岐していた。そして、異なる公民教育政策は日本政府の意図、社会の需要、理想とされる構成員像、統治側と被統治側との相互関係などの背景の反映と思われる。1895年から1945年まで日本本土および台湾地域における公民教育の比較研究を通して、より客観的に戦前日本政府による公民教育に関する政策作成の意図・基準を提示することが期待できる。

(2) 制度面の類似点

①学校教育制度・カリキュラム構成

現在台湾では日本側と類似している学校教育制度が実施されている。

台湾の教育機関は主に初等教育・国民小学(6年制)、中等教育前期・国民中学(3年制)、中等教育後期・高級中学(3年制)、高等教育・大学(4年制)、高級職業学校(3年制)などが挙げられる³。そして、学校側および教科書の編纂者は政府機関・行政院教育部が公布する「課程標準(curriculum standards)」、「課程網要(curriculum guidelines)」に基き、教材を製作し授業を進行する。

表1-1に示されているのは戦後初期両国の初級教育および中等教育におけるカリキュラム構成である。両国の政府が構想した文系科目、理系科目、社会系科目、芸術系科目、保健体育系科目の科目名はほぼ一致している。後に詳しく説明するが、実際に、中華民国政府による教育体制は長い間日本、そして日本のモデルでもなっているアメリカの影響を受け続けているのである。

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/015/siryo/05120501/008/006.htm

http://www.edu.tw/pages/list1.aspx?Node=3818&Type=1&Index=2&WID=45a6f039-fcaf-44fe-830e-50882aab1121

³文部科学省ホームページおよび中華民国教育部ホームページ参照

表 1-1 戦後初期両国政府によるの初等教育・中等教育のカリキュラム構成

中華民国政府4	日本政府⁵
①国民学校·国民小学 ⁶ (6 年制)	① 小学校
国語、 公民訓練 、生活與倫理	国語、算数、 <i>社会</i> 、理科
数学、社会、自然、体育	体育、音楽、図画工作、家庭など
音楽、美術など	
②初級中学·国民中学 ⁷ (3 年制)	② 中学校
国文、英文、数学、理化(物理化学)	国語、習字、外国語、数学
生物、歴史、地理、 公民與道徳	理科、 <i>社会</i> 、国史、保健体育
健康教育、体育、音楽	音楽、美術、図画工作、家庭 など
美術、家政、電脳 (コンピュータ)	
童軍 (ボーイスカウト) など	
③高級中学(3年制)	③ 高等学校
国文、英文、数学、物理	国語、漢文、数学、物理
化学、生物、歴史、地理	化学、生物、地学、 <i>一般社会</i>
公民、三民主義 、軍訓(軍事訓練)	国史、日本史、世界史、人文地理
護理(看護)、体育、音楽、家政、美術	時事問題 など
など	

⁴¹⁹⁵²年から実施される「課程標準」より筆者作成。

⁵¹⁹⁴⁷年から実施される「学習指導要領」より筆者作成。

⁶戦後初期は日本統治時代の名称・国民学校を援用したが、1968年「九年国民義務教育制度」の実施により、「国民小学」と改称された。

[「]戦後初期は初級中学と称されるが、1968年「九年国民義務教育制度」の実施に伴い、「国民中学」と改称された。

②教科書制度

現在台湾では日本に類似している教科書制度が実施されている。

台湾の教科書制度は2つの段階に分けることができる。1946年から1996年までには「教科書統編制」が実施された。「統編制」とは、編纂機関・「国立編訳館(National Translation and Compilation Center)」が行政院教育部が公布する「課程標準」に基いていわゆる国定教科書を製作し、全国の学校で一律に使用させる制度とされる。その後、カリキュラムの改革の一環として、政府は1997年から「教科書審定制」を導入することにした。「審定制」とは各民間の出版社が行政院教育部が公布する「課程綱領」に基いて教科書を製作し、国家教育研究院(National Academy for Educational Research)の「審定」を受け、各自で「審定」済の教科書を出版する制度とされる。よって、各出版社が専門家および教諭と取り組んで編纂作業を進行し、政府の「審定」を受ける、すなわち教科書内容を決定する手順は日本の教科書検定制度と類似していると言える⁸。

(3) 公民教育に携わる教科の類似点

学校教育制度や全体的なカリキュラム構成だけではなく、2つの政府による公民教育政策にも高い一致性が見られる。表 1-2 は日本政府、中華民国政府による公民教育に携わる教科の変遷を示している。

まず、両政府が構想する教科名はほぼ一致している。両政府はそれぞれ異なる時点に欧米のcivic education、citizenship education、training for citizenship などを参考し「法制及経済」科を設置した。その後、異なる時点で設置された法制及経済科はまた異なる時点にともに「公民」科と改称され、単なる法律、経済、政治などの専門知識を提供するだけではなく、近代国家の構成員として必要なる意識、アイデンティティを形成させる役割を担うようになった。そして、日本社会、台湾社会がそれぞれ民主化・グローバル化へ邁進する中、両政府は再び公民教育を革新し、それぞ

⁸2 つの制度の相違点として、自治体ごとに教科書を採択する、日本の制度と異なり、台湾 政府は各学校に独自の採択権を付与する。各学校は学生、保護者、教諭の意見を考慮し、 自由に「審定」済の教科書を採択することができる。

れ公民、歴史、地理を統合する「社会科」、「社会学習領域」を新設した。

次に、表 1-2 が示しているそれぞれの教科の設置目的を照り合わせれば、各教科が課される主要役割にも高い類似性が見られる。すなわち、原点となる法制及経済科は専門知識の提示という役割を担う。1920 年代から展開された公民科は専門知識の提示以外に、さらに政治参加の素養やスキルの培養、ナショナルアイデンティティの形成という2つの役割を担う。そして、国内外社会の激動に直面する中、1930 年代に再構成された公民科や公民訓練科などの教科の重点はナショナルアイデンティティの強固に置かれるようになった。最終的に、民主化、現代化そしてグローバル化に進行する中、社会科や社会学習領域は専門知識の提示、政治参加の素養やスキルの培養、ナショナルアイデンティティの形成などの役割以外に、さらに多文化意識やグローバル意識を含む公民的資質の形成の役割を果たすことが期待されている。

ゆえに、設置の時点やきっかけや経緯がそれぞれ異なるが、日本政府、および 1945 年以降から台湾を統治してきた中華民国政府が推進してきた公民教育の展開の方向 性はほぼ一致していると言える。

表 1-2 公民教育に携わる教科の変遷

年代	日本政府	年代	中華民国政府
1879	修身科 新設		
1899	法制及経済科 新設		
	設置目的:		
	国民の生活に必要なる知識		
	や現行法規の大要及び理財		
	財政の一般を教授する	1912	※中華民国建国
			法制及経済科 設置
			設置目的:民主政治体制に関する基
			礎知識を提示する
		1919	※John Dewey 来華

1920	公民科 新設		
1940	公民科 利設 設置目的:		
		1000	보스자 사무의 並訊
	従来の地域に関する法制、	1923	社会科・公民科 新設
	経済知識だけではなく、立		設置目的:
	憲君主体制、皇国、国体、		公民として必要とする知識、生活習
	愛国精神など社会生活を送		慣、社会参加意欲を身につけさせる
	るために必要となる知識や		
	思想を取り扱う 		
		1932	公民訓練科・公民與道徳科新設
			設置目的:
			道徳観、倫理観を涵養し、ふさわし
1937	公民科の目標・内容再構成		い習慣を身につけさせる
	目的:		
	愛国心や求心力を高めるた		
	め、西洋模倣を放棄し、日		
	本伝統文化・情操を強調す		
	る		
1947	社会科 新設		
	設置目的:	1949	※台湾へ遷都
	できるだけりっぱな公民的		
	資質を発展させる		
		1962	公民與道徳科新設
		1968	生活與倫理科新設
		2000	社会学習領域 新設
			設置目的:
			「本土と他地域との特徴・差異性を
			理解させること」、「人と社会・文化・
			環境との相互関係、環境保育、資源
			開発の重要性を理解させること」、

	「批判思考、問題解決などの能力を
	身につけさせること」など

(4) 公民概念の発展の類似点

類似している学校教育制度および教科書制度の下に、戦後台湾の公民概念は日本 と類似している発展過程を経てきた。

さかのぼって見れば、1935 年地方公職選挙の開催に応じて、台湾の学校教育機関において公民概念を取り扱い始めたのは日本政府である。わずか 4 年あまりの期間だったが、日本政府は本島人と称される台湾出身の構成員向けの中等教育機関・中学校において「公民」科を設置し、地方公職選挙の有権者を育成するための教育を開始した。これを契機に、本島人は初めて日本政府が提供する近代化教育を通じて公民という身分・単一概念を学ぶことができた。

戦後に入り、学校教育による公民概念の定義は中華民国政府の意向および民主化の進行に応じて、「公職選挙の有権者」から次第に「世界公民」や「環境公民」や「地球公民」などに拡大される。換言すれば、台湾側の公民概念の普及および発展過程は日本側と同様に、参政制度および政治参加・社会参加の権限の変動と強く連関していると言える。

(5) 最も著しい相違点:民主化以降公民概念の取り扱い方

高い類似性をもつ、両政府が推進してきた公民教育の最も著しい相違点は民主化以降公民概念の取り扱い方であると考えられる。実際に、台湾の場合、民主化、参政制度の完備、参政権限の拡大、政治参加・社会参加の形態の多様化などの変遷を経て、公民教育に携わる教科の教科書の内容も多様化・多元化に進化し続けている。その中、政治体制および選挙制度を説明する際に、教科書は戒厳時期(1945年~1987年)と変わらぬ、かならず「有権者=公民」の積極資格・消極資格そして世界公民・環境公民・地球公民としての役割を大幅に取り上げ続けている¹⁰。

一方、新聞紙も引き続き公民という単一概念を注目している。資料4は「聯合報 (United Daily News)」および「中国時報 (China Times)」という2つの新聞紙によ

-

⁹第4章第1節参照。

¹⁰資料8、資料9参照。

る「公民」に関する新聞記事の数の推移を示している。「国家図書館新聞資料庫」というデータベースによる「聯合報」および「中国時報」の「公民概念が言及される記事」に関する検索結果を提示する。現在台湾で常用されている公民概念に関する合成語は公民教育、公民科、公民資格、公民権、公民投票などが挙げられる。すなわち、民主化・本土化方針が確立され、そして、社会の多元化が引き続き進行しる中、「公民」の議題に関する新聞記事の数は減少せず、むしろ増加する傾向が見られ、注目を集めている。

ゆえに、民主化と共に広義的に展開している中、日本側と対照的に、台湾における公民概念は持続的に高い認知度・注目度を有している。「日本統治時代」という接点を通じて一時的に歴史、政治体制、文化を共有し、今日に至るまで持続的に交流関係を維持している両国であるが、戦後の民主化・現代化過程の差異により、構成員による政治参加の傾向および公民としての意識も異なる展開が見られる。台湾は40年近くの戒厳時期を経験し、国内外の情勢の激動に直面しながら、民主化および本土化の改革を進行してきた。そのため、民主化、教育制度の改革、公民概念の再構築は日本より長い時間を費やした。このような背景により、政治参加、特に選挙に参加する権利は日本以上に強調され、「有権者=公民」意識も重要視され続けてきたのである。比較研究により、戦後日本の公民教育の改革、そして市民概念が公民概念の替わりに注目を浴びる背景に関するより客観的な分析を提示することが期待できる。

第2節 研究目的·研究手法

本研究はこれまでの公民教育および公民概念も発展過程を明らかにし、そして台湾側との比較を通して、今日明確的に認知・認識されていない公民概念の発展経緯をより的確に捉え、今後公民概念は日本社会に必要とされるか、如何に解釈すべきかを探究することを目的とする。

第2章、第3章、第4章は両国それぞれ国内における「公民教育の発展歴史」および「公民概念の内容の転換過程」について考察する。具体的にはまず学習指導要領、課程標準、課程綱要、法律、通達、通牒などの公式文書の分析を通して、これまで推進されてきた公民教育の政策・カリキュラムを明らかにする。次には公式文書、および公民科、社会科公民的分野、公民與道徳科、公民與社会科などの科目の教科書による公民概念に関する記述から、「公民概念が言及される場面、頻度、内容、政府による公式見解・公定解釈」を特定し、転換過程の背景、影響を分析する。

そして、第3章、第4章の考察結果によれば、両国の公民概念は政治体制および参 政制度の転換と共に変容する傾向にあることが明らかになった。そのため、第5章で は「政治体制」および「参政制度」を基準と設定し、両国それぞれの研究成果を並列 し、「両国の公民概念は構成員による参政権限の拡大・縮小と連関する」という仮説 に基いて比較分析を行う。

表 1-3 本研究の研究手順

研究目的設定・先行研究

Û

両国における公民教育に関する資料を収集する

Û

収集された資料から、公民教育のカリキュラム構成並びに公民概念に関する 論述・記述を特定する

Û

それぞれの論述・記述を歴史、社会、政治、経済の視点から分析する

それぞれ明らかにした結果を並列し、共通点・相違点を特定する

 Ω

特定された共通点・相違点に基づいて、要因に関する仮説を設定する

Û

設定された仮説に基づいて検討し、反省・建議を提出する

表 1-4 本研究の調査分析資料の出典

1. 日本側

(1) 法令·公式文書:

国立国会図書館・日本法令索引 http://hourei.ndl.go.jp/SearchSys/中野文庫 http://www.geocities.jp/nakanolib/index.html 電子政府の総合窓口イーガブ http://www.e-gov.go.jp/

(2) 学習指導要領:

国立教育政策研究所・学習指導要領データベース http://www.nier.go.jp/guideline/

(3) 教科書:

国立教育政策研究所にて保管されている教科書を対象と

http://www.nier.go.jp/library/index.html

(4) 新聞記事:

「毎索」http://mainichi.jp/contents/edu/maisaku/ 「ヨミダス歴史館」http://www.yomiuri.co.jp/rekishikan/ 「聞蔵II ビジュアル」http://database.asahi.com/library2/

- 2. 台湾側・日本統治時代
 - (1) 法令・公式文書:

国史館台湾文献館 台湾総督府府(官)報資料庫

http://db2.lib.nccu.edu.tw/view/

(2) 教科書:

日治時期図書全文影像系統(Full-Text Image System for Books of Japanese Ruled Period)において収録される公民科教科書の電子ファイルを対象とする

http://stfb.ntl.edu.tw/cgi-bin/gs32/gsweb.cgi/login?o=dwebmge

- 3. 台湾側・戦後
- (1) 法令·公式文書:

全国法規資料庫(Laws & Regulation Database of The Republic of China)

http://law.moj.gov.tw/

中華民国教育部部史全球資訊網(The History of Ministry of Education)

http://history.moe.gov.tw/

(2) 課程標準(Curriculum Standards) · 課程綱領(Curriculum Guidelines):

国家教育研究院(National Academy for Educational Research)にて保管される 1952 年以降のデータを対象とする

http://textbooklibrary.naer.edu.tw/about.html

(3) 教科書:

国家教育研究院(National Academy for Educational Research)にて保管されている教科

書を対象とする http://textbooklibrary.naer.edu.tw/index.html

第3節 用語説明

1-3-1 公民概念

一般的に、7世紀後期に確立された「公地公民制」および天皇の宣命において用いられる「天下公民」」という用語が日本における公民概念の発展の濫觴と言われている。『日本史大事典 第3巻12』によれば、「公地公民制」とは、「律令制支配の社会で、統治対象となる人民を編成する身分制度」とされる。すなわち、律令制が確立された以降、土地および構成員はすべて天皇の直接支配に入るため、土地は「公有地」あるいは「官有地」となり、そして戸籍に編附される構成員は口分田を班給され、調庸を含む課役を負担することになった。よって、ここの「戸籍に編附され、天皇の直接支配を受ける構成員」は「公民」と称される。だが、注目すべきなのは、実際に、律令法からは「公地公民制」という概念を確認されていない。要するに、「公地公民制」という概念は歴史学において用いられる学術用語であり、歴史上実際に使用されていた概念ではないのである。

一方、『続日本紀』の記載によれば、公民という単語が「庶民」や「百姓」の意味で、年月日も明らかに、最初に文献に使用されているのは、文武天皇元年(697年)の「即位の宣命¹³」とされる。(宅間博:1987)

[&]quot;広辞苑などの辞書を確認したところ、現在は 「オオミタカラ」および「オホミタカラ」という2つの読み方が使用されているが、本研究は「オホミタカラ」という読み方を用いる。

¹²下中弘編集(1993)『日本史大事典 第3巻』平凡社

¹³ 宣命の一部の繁体字原文は以下の通り。(『續日本紀宣命』より筆者引用) 「八月甲子朔。受禪即位。庚辰。詔曰。

同宣命によれば、「天下公民」は親王(みこたち)・諸王(おおきみたち)・諸臣(おみたち)・百官人等(つかさづかさのひとども)などの貴族・官僚と共に天皇の命令を受け取る主体と考えられる。また、「天下公民」だけではなく、「天下平民」や「天下百姓」などの用語が用いられる場合もあるため、ここの「公民」は貴族・官僚・賤民・奴婢を除く、姓氏を有する一般構成員と捉えることができると思われる。加えて、「公民」概念は1930年代後半から援用され、学校教育において取り上げられるようになった。各々の教科書の説明によれば、「公民」は御民、皇民、臣民と同義であり、大君の赤子・たからとしての自覚を持ち、大君および国全体発達のために、与えられ使命・任務を懸命に達成する者とされる14。このような見解は戦後直後に否定されたが、多くの研究者は公民という単語に対する懸念を抱くため、しばらく研究に用いることを回避するようなった15。

そして、公民概念が初めて法的位置づけを獲得したのは1888年「市制」および「町村制」の公布がきっかけとなる。「市制」および「町村制」によれば、「市町村公民」とは、2年以上該当の市町村に在住し、一定の義務・税金を負担し、市町村会議員や町村長の選挙権・被選挙権を有する帝国男子臣民とされる。要するに、ここの「公民」概念は従来の「公民」概念と異なり、近代化政治体制および地方自治制度の強固の一環として、政府がアメリカによる「citizen」およびドイツによる「staatsbürger」という2つの概念を参考して新たに構築した概念と言える。新たに構築された公民概念は後に教育関係の用語として注目を浴びるようになった。

本研究は 1888 年市制および町村制の発表以降学校教育において取り扱われてきた 公民概念に焦点を当てる。

現御神止大八島國所知天皇大命良麻止詔大命乎、集侍皇子等王臣百官人等天下公民、諸聞食止詔。高天原爾事始而、遠天皇祖御世、中今至麻氐爾、天皇御子之阿禮坐牟彌繼繼爾大八島國將知次止、天都神乃御子隨母、天坐神之依之奉之隨、聞看來此天津日嗣高御座之業止、現御神止大八島國所知倭根子天皇命授賜比負賜布、貴支高支廣支厚支大命乎受賜利恐坐氐、此乃食國天下乎調賜比平賜比、天下乃公民乎惠賜比撫賜牟止奈母、隨神所思行佐久止詔天皇大命乎、諸聞食止詔。(後略)」

¹⁴第3章第1節参照

¹⁵第3章第2節参照。

1-3-2 公民教育

『日本国語大辞典』によれば、公民教育とは「近代市民社会で共同生活を営むに必要なる知識・技術および態度を身につけさせることを目的とした教育」とされる。公民教育は制度および内容という2つの側面から論じることができる。

制度面の視点からすれば、広義的な公民教育は政府が良き構成員を培養するために、教育機関や図書館や博物館などの文教施設、および図書や新聞やテレビなどのマスメディアを通して提供する全ての教育に指すことができる。そして、その中、最も狭義的な公民教育とは中学校、高等学校にて実施される「政治・経済・社会的分野(後に公民的分野と改称)」、「一般社会」、「倫理・社会」、「政治・経済」などの教科教育と考えられる。

一方、内容面の視点からすれば、広義的な公民教育とはひとりのよき構成員が社会に生きるために必要なる知識・価値観を全般的に取り上げる教育と思われる。そして、その中、最も狭義的な公民教育とは政治参加の主体・公民が必要なる政治、法律、経済、文化などの基礎知識を取り扱う教育と思われる。

政府の意図の最も直接の具現、学校教育に焦点を当てるため、本研究は 1888 年市制・町村制の公布以降、政府が明確的に公民の培養を目的と掲げ、教育機関にて実施する公民教育を研究対象と設定し、公民概念の発展過程を探究する。具体的な調査・分析対象は以下の通り。

(1) 戦前

日本	政府は1899年以降順次に各教育機関にて公民を育成するための授業を実
	施し、教科書の開発に手掛けた。ゆえに、本研究は公民教育を取り扱う
	すべての教育機関(実業補習学校、中学校、青年学校)のカリキュラム、
	教科書を調査・分析対象とする。
台湾	1919年以前、本島人(台湾出身の構成員)は台湾に滞在している内地人
	(日本出身の構成員)と異なる教育機関に入学すると規定されていた。
	また、1922年日・台共学制が確立された以降もごく一部の本島人のみ、
	内地人向けの教育機関に入学することができる。
	日本政府が本土および植民地にて実施する公民教育の差異を明確にする

ため、台湾側の調査・分析は上述のような本島人向けの教育機関(公学校、公立中学校、師範学校、実業学校、専門学校、青年学校など)のカリキュラム、公式文書、教科書を対象とする。

(2) 戦後

日本	国語、地理、歴史の教育がアメリカの命令によって一時停止されること
	になったが、公民教育は終戦直後から重要視され、各教育機関にて再開
	されることになった。本研究は「学校教育法」第1条により定められる
	教育機関から、公民科を設置する中学校、高等学校のカリキュラム、教
	科書を調査・分析の対象とする。
台湾	1949年中華民国政府が台湾へ遷都した以降、公民科を設置する国民学校、
	国民小学、国民中学、高級中学のカリキュラム、教科書を調査・分析の
	対象とする。

第2章 先行研究

これまで、日本国内における戦前から発展してきた公民教育の内容や教材の編纂仕方に関する研究は活発的に行われてきたが、公民教育の主体となる、「公民」という単一概念を中心とする研究や、日本社会における公民の役割や位置づけに関する議論は比較的に少ないである。また、台湾側の研究も主に台湾社会が長い間抱えている特別な歴史的・政治的・社会的事情と照り合わせながらこれまでの公民教育を検討することに重点を置くため、公民概念に焦点を当てることが比較的に少ない。

本章はまず、日本、台湾それぞれ国内における公民教育に関する研究を振りかえ、そして先行研究の成果を踏まえて本研究の特色・独創性を述べる。

第1節 日本における公民教育に関する研究の実態

日本における公民教育に関する研究は主に以下の3つの側面から展開している。

2-1-1 戦前における公民教育制度の究明

戦前の公民教育について、多くの研究者は政治環境や社会環境の変動と照り合わせながら、公民教育が学校教育に導入される背景、政府の意図、具体的なカリキュラムなどのテーマに関心を寄せる。これまでの研究成果として、戦前の公民教育は、主に地方自治・地方改良運動に参加する人材を養成する公民教育、中央・地方の政治運営に参加する人材を養成する公民教育、そして皇民・臣民意識を形成する公民教育という3つの段階に分けることができる。主な研究は以下の通り。

- ①斉藤利彦(1982)「地方改良運動と公民教育の成立」
- ②三宅宏司(1976)「我国における実業補習学校と「公民科」」
- ③武藤拓也(1992)「実業補習学校・実業補習学校教員養成所における公民科の導入」
- ④武藤拓也(1994)「実業補習学校公民科のカリキュラムー「実業補習学校公民科教授要綱」の教科内容とその編成」
- ⑤斉藤利彦(1983)「「大正デモクラシー」と公民科の成立-文部省少壮官僚の公民 科論」
- ⑥宮坂広作(1968)『中等学校公民科の成立過程』
- ⑦山崎裕美(2008)「一九二〇年代における文部省の公民教育論」
- ⑧斉藤利彦(1987)「公民科の変質─昭和12年における公民科教授要目改訂の内容と性格」
- ⑨大森照夫・森秀夫(1968)「わが国における公民科成立の過程と成立後の展開」
- ⑩中野重人(1969)「戦前における初期公民科の性格」
- ⑪中野重人(1971)「わが国における公民科教育の史的研究」
- ②松野修(1990)「戦前公民科の歴史的性格-「公民科」と「公民教育」」

①~④は1890年代から実業補習学校において展開する「市町村公民」の育成に焦 点を当てる研究である。地方改良運動の一環として展開する公民教育は、市町村公民 に自治体および地域社会の運営活動に参加する際に必要なる知識・スキルを身につけ させることを目的とする。また、⑤~⑦は1920年代から日本の近代化改革とともに 注目を浴びる公民教育に着眼する研究である。研究者は 1920 年代に正式的に導入さ れた「公民」科の特徴はこれまで重視されてきた家庭観念や国家観念や地域観念以外 に、「社会」を取り上げ始めることであると指摘する。参政制度や資本主義が導入さ れることにより、構成員が政治活動や経済活動に関わる機会が増え、政治生活や経済 生活が充実するようになった。その中、政治活動や経済活動が行われる場としての「社 会」の実態および規則を正しく認識させ、連帯責任感の自覚させることが新たに重要 視されることになった。よって、政府は実業補習学校、中学校にて正式に公民科を設 置し、「人と社会」というテーマを持ち出し、家庭観念や国家観念や地域観念以外に、 「社会」という場および社会人としての役割・責任を力説した。そして、⑧は1937 年以降の公民教育の変容を分析する研究である。皇民化政策が1930年代後半に確立 された以降、学校教育の力点は再び愛国精神の向上に置かれるため、政治・社会に参 加する主体である公民を育成する公民教育は一旦棚上げされることになったのであ る。さらに、⑨~⑫は戦前における公民教育の政策の展開を概観する研究である。研 究者の見解として、発足当時の公民教育は「市町村および地方自治の発展」に着眼す るが、次第に国家・社会・皇室に目を向き、責任や任務や秩序に関する意識の涵養に

重点を置くようになった。

2-1-2 戦後直後に確立された公民教育の構想・制度の究明

戦後の公民教育は占領期、冷戦・高度経済発展期、成熟期という3つの段階に分けることができる。その中、以下の研究は戦後直後の公民教育構想、および1947年に新設された社会科の展開に焦点を当てる研究である。

- ③伊東亮三(1971)「公民教育の研究 I 初期社会科を中心に」
- ⑭上田薫(1996)「社会科50年と今後の使命」
- ⑤魚住忠久(1996)「戦後50年と社会科―『公民教育社会科』への回顧と展望」
- ⑯大友秀明(2010)「戦後日本の社会科における政治教育の諸相(その1)」
- ⑪片上宗二(1984)『敗戦直後の公民教育構想』
- ®阪上順夫(1993)「公民教育教育課程の日米比較研究―「CIVITAS」を中心にして」
- ⑩福井雅英(1999)「戦後教育改革における「公民教育構想」についての一考察―『中 等学校・青年学校公民教師用書』の分析を中心に」
- ②ロイ , ハリー (1991) 「現代日本教育史における変化と継続およびその意義について―占領期教育改革後 40 年間の軌跡」

研究者は1945年から順次に発表される、「公民教育刷新委員会答申」や『国民学校公民教師用書』や『中等学校・青年学校公民教師用書』などの公式文書の内容分析を手掛け、社会科設置の過程・背景・政府のねらいを明らかにしてきた。そして、研究者は占領期に確立された社会科による経験主義や単元学習に関する構想を評価しつつ、冷戦・高度経済発展期において系統化学習や道徳教育が復活する背景についてそれぞれの見解を提示した。すなわち、戦後に入り、国益を優先し、政府が想定する特定の内容を中心に展開する公民教育政策は放棄された。構成員の人格や人間性の発展を優先し、多元的で多様的な内容を中心として展開するスタンスが新たに樹立された。だが、政治上の安定および経済上の発展をはかるために、政府は1950年代に系統化学習、道徳教育を再開することにしたのである。

2-1-3 現代日本社会における公民教育のあり方の検討

民主政治体制および国家・市民社会の一員の育成という教育方針が確立された以降、 多くの研究者は公民教育の全体的な政策だけではなく、カリキュラム、教室関係、評 価の仕方などの課題を探究してきた。その中、日本社会の現代化・多元化、そしてグローバル化を考慮し、近年研究者はさらに人権、性別、環境、裁判員制度、サービスラーニング、ボランティア活動、社会参加などの議題を公民教育で取り扱う可能性の検討および具体的な教案・教材の開発に力を入れている。特に、「civil society」、「citizen」、「citizenship」などの概念が広汎的に言及され、引き続き重要視されている中、公民教育だけではなく、「市民教育」の必要性も注目を集めている。

2-1-4 公民概念の検討

公民教育だけではなく、戦前の学校教育による公民概念の多義性や不固定性も研究者の関心・注目を集めている。宅間博(1987)は明治・大正期における公民概念に着眼する。宅間の研究によれば、明治期公民学ないし公民教育論の展開の背景は地方自治制の実施と思われる。大正末期になると国家を重視する臣民に傾斜した公民論が次第に強力になる傾向が見られる。そして、宅間は公民の2つ潮流を挙げた。ひとつは律令体制下の「オホミタカラ」を、民意をくんで名づけた臣民であり、もうひとつは市町村制に書かれた公民で、地域の発展改善を期する人々である。

一方、森秀夫(1970)はこれまで構築されてきた公民概念の全体的な発展過程を考察する。森は「公民なる語は、市民、公民などの語とともに、ことばとしての曖昧さがある」と指摘し、「公民=市民」、「公民=国民」、「国民=公民+市民」、「公民=国民+市民」などの数式を提示した。

表 2-1 公民教育に関する研究:日本側 (一部・抜粋)

作者	趣旨	研究成果
斉藤利彦 (1982)	地方改良運動と公民教育の成立に関する考察	1. 公民教育の成立の主要な契機: 地方改良運動における民力充実という側面からの要請。 2. 目的: 民衆の必要とする経済や法律に関する実利的知識の提供、それらの民衆に、国家や自治体への自発的服従の説得。 3. 公民概念に関する見解: 地方改良運動の対象とされる公民は、国家の構成員である「国民」と区別されて、地方自治体の構成員を指す。
武籐拓也 (1994)	実業補習学校・公民科に関する考察	実業補習学校・公民科教授要綱の特徴: 1. 従来の法制、経済的内容に加えて社会的内容を設定し強調すること。 2. 政治、経済、社会の各領域ごとの系統としてとらえるのではなく、すべて実際生活に関連する具体的な事項という視点から選択しようとすること。 3. 実業補習学校公民科が成立するにあたってのインパクト: (1)「社会」領域の拡大 (2) 第1次世界大戦後における社会政策推進のための地方制度とそれを支える財政基盤の創出の必要 (3) 世界史的潮流としての普通選挙 (4) 思想問題、それが生起する原因としての社会問題 (5) 帝国主義段階にふさわしい国際認識
山崎裕美 (2008)	1920 年代における文部 省の公民教育論に関す	1. 修身科や法制及経済科との区別: 人と社会との関係、即ち人は相互依存の関

	る考察	係にあることを了解させること。
		2. 中学校公民科の特徴: 国家の重要意義・最高価値・完全性を強調すること。国家による秩序維持の効力と正当性を保つために国家と社会の比重を変え、より国家に重きをおく教育方針に転換する。公民が参政権の主体としてみなされる頻度が増えた。
		3. 公民概念に関する見解: 公民教育の対象は国民全体であり、老若男女を問わず、又市制・町村制の公民とも区別される。公民教育で育成すべき目標の公民とは、社会公共生活を営む一員として社会連帯の責任を負へる者とされる。
斉藤利彦 (1987)	昭和12年における公民 科教授要目改訂に関す る考察	1. 公民科教授目的の変容: 「自治の民」の育成から「臣民の信念」の 形成へ転換すること。
		2. 教育内容における中心原理の転換: 「人と社会」から「我が国」へ転換し、国 家意識・国体を強調するようになる。
大森照夫· 森秀夫 (1968)	公民科成立の過程と成 立後の展開に関する考 察	1. 公民科が独立教科として特設される2 つの学校系統:選ばれた子弟を対象とする 中等学校および一般大衆の子弟を対象と する実業補習学校。
		2. 発展傾向:発足当時の市町村公民的公民教育の精神がしだいに薄らぎ、大正中期から昭和初期にかけて国家的要素がしだいに濃厚になり、国家公民的性格の公民教育へ展開する。
松野修 (1990)	戦前公民科の歴史的性 格に関する考察	公民科の性格: それ以前の公民教育のテキストやプランと異なって、冒頭に社会規範全般を解説する「人と社会」の項が置かれた点が特徴的である。資本主義発達の過程で家族から解放されつつあった個人に、忠孝観念による国家社会への秩序意識を補完すべき、新たな社会的機関を提供することが求められるようになった。
上田薫 (1996)	社会科 50 年と今後の使 命	占領のごく初期に生まれる社会科は、価値 多元も性格をもっていたから、当然なこと として経験主義の社会科であった。やがて 冷戦の影響が世に広まるとともに、系統主

義から攻撃が激しくなっていく。経験主義にもとづく社会科の創成を根本的には学問観の変革であったと考えているが、それは学問のための人間から人間のための学問への脱皮を意味するものであった。系統主義への流れは、そのせっかくの重大な改革をもう一度後退させてしまうことになる。

第2節 台湾における公民教育に関する研究の実態

日本統治時代における公民教育が実際に実施される期間が比較的に短く、確認された史料が比較的に少ないため、日本および台湾両国国内にて行われてきた日本統治時代に関する研究のテーマは主に統治政策、教育、社会、生活文化、本島人側の動きや自主的活動などが挙げられる。そして、教育の実態に関する研究は主に政策・方針の転換や教科書内容の分析を通して日本政府の統治意図を究明する手法が用いられている。また、本島人が対象とされる国語教育や国史教育や修身教育を分析対象とし、日本人としての意識形成や人格養成のために実施された思想・情操教育の実態を究明する研究からもさまざまな成果が提出された。その中、1933年に「台湾公立中学校規則」が公布されるまで、本島人が対象とされる学校教育システムにおいては正式な公民教育および教材が提供されていなかったため、公民教育に関する研究は比較的に少ないのである。そのかわりに、多くの「本島人向けの公民教育」をテーマとする研究は国語教育や修身教育や歴史教育の実態の分析を通して、「公民教育要素」の探究を試みた16。

そして、戦後の公民教育に関する研究は1987年戒厳令の解除を分水嶺として以下のような2つの発展傾向が見られる。

¹⁶代表的な研究である王錦雀 (2005) の研究は、日本統治時代における本島人が対象とされる国語教育、修身教育、歴史教育、社会教育による「公民教育要素」の分析を行った。分析の成果として、王氏は日本政府による台湾人に対する「旧慣改革」や「国家観念および国民精神の強化」を「公民教育の目標」であり、そして本島人による「反殖民」や「反差別」や「反警察専制」や「反同化」や「反皇民化」などの傾向を「公民特性」であると指摘した。

2-2-1 戒厳時期(1945-1987)における公民教育の制度の究明

1987年以前の公民教育を研究対象とする研究は主に該当時期の公民教育の特徴を特定し、検討、反省、建議を提示することを目的とする。中国国民党の一党専制統治の下、そして特定的な目的やイデオロギーが設定される公民教育は決して健全的に発展することができなかった。これまでの研究成果によると、終戦直後から戒厳令が解除されるまで、公民教育は社会秩序のコントロールや中華民国の復興などの需要に応じ、男性、漢民族、儒教、反共などの特定的なイデオロギーを普及する役割を課されたと指摘される。

2-2-2 民主化以降の公民教育のあり方の検討

戒厳令が解除された以降、多元的民族、多元的文化、多元的言語、多元的価値観が 共存すること、そして構成員による政治参加が認められるようになった。該当時期の 公民教育を研究対象とする研究は主に公民教育が期待される新たな役割および具体 的なカリキュラムの再構成に関心を寄せる。これまでの研究成果として、多くの研究 者は公民教育は台湾が実際に多元的民族、多元的文化、多元的言語、多元的価値観が 存在している実態を忠実に反映し、より広い視野、世界観、価値観を学生に身につけ させる役割を担うべきと指摘してきた。そして、日本側の研究者と同様、多くの研究 者は人権、性別、環境などの議題を公民教育で取り扱う可能性を検討し、具体的な教 案・教材の開発に手掛けているのである。

さらに、ここで特別に論じたいのは、台湾の政治、外交、社会などの状況を考慮し、 多くの研究者は特に以下のような議題を注目し、学校教育での取り扱い方の検討に力 を入れている。

①「国家認同」(ナショナルアイデンティティ)

江宜樺¹⁷(1998)によれば、「認同」とは、人間がひとつの物事について、同一(oneness, sameness)、帰属(identification, belongingness)そして同意する心理過程である。 そして、「国家認同」とは、一個人が「自身はどの国に所属しているのか、その国は

¹⁷江宜樺(1998)『自由主義、民族主義與国家認同』揚智

どのような国であるのかを確認する「心理的活動(原文は心霊性活動)」とされる。 同じのような認識を持つ者は次第にひとつの共同体となり、「われわれ」や「我が国」 に関する共通認識を生み出す。(廖容辰, 2005)

1987 年戒厳令が解除された以降、台湾を「本土」と見なす本土化政策は新たに重視されることになった。このように、中国アイデンティティ、中華民国アイデンティティ、台湾アイデンティティなど分岐している「国家認同」が同時に存在し、政治、社会、経済、外交関係などの側面において、さまざまな亀裂や紛争を起こしているのが現状である。「国家認同」は構成員の政治的選択であり、そして国の未来を左右している要因と言っても過言ではない。よって、分岐している「国家認同」が多数存在している現状、そしてそれぞれの見解・主張を如何に学校教育で取り扱うことは近年公民教育のひとつの重要な課題と見なされている。

これまでの研究成果として、戒厳令が解除される以前、政府は「国共内戦から敗退し、台湾へ遷都する」という事実を説明せずに、学校教育や特定の媒介を通して、「中国」に対する「認同」の構築に力を入れた。その後、李登輝政権は「中国意識」を棚上げし、「本土意識(当時はまだ台湾意識と明言することを回避していた)」の構築を重視し始めた。2000年政権交代以降、陳水扁政権はようやく明確に「台湾意識」の構築に力を入れるスタンスを示したが、学校教育は依然として中国・中華民国・台湾という3つの概念を明確的に説明すること、および3者の関係性・関連性を提示することを回避している。かわりに、学校教育は「国家認同」ではなく、「生活の舞台である台湾」の民主政治体制、経済の実力に対する「認同」の涵養に焦点を当てることにした。かくして、「国家認同」の課題は到底解決されず、社会的亀裂が発生する主因のひとつとなっている。(王家英・孫同文,1996)(李旻憓,1999)

②多民族社会

台湾は複数の民族、文化、言語から構成される多民族社会である。中華民国政府機構・行政院原住民族委員会(Council of Indigenous Peoples, Executive Yuan)によれば、中国大陸からの移民、いわゆる漢民族以外に、現段階政府が公認した原住民族は計14族がある。また、中華民国政府機構・行政院内政部(Ministry of the Interior, Executive Yuan)の統計によると、2012年現在台湾に在住している外国籍配偶者は計444,216人がいる。よって、それぞれの民族は各自の文化や言語や風俗や習慣を所有し、各自の立場に立って政治的選択を行う。民主政治体制が確立される以降、構成員の権利意識が高まり、上述のようなそれぞれの立場に立つ構成員はさまざ

まな主張および訴求を提出し、亀裂や紛争や対立を起こし続けているのが現状である。

よって、できるだけ各民族を平等に取り上げること、寛容・尊重精神を身につけさせることが近年公民教育のひとつの重要な課題と見なされている。

表 2-2 公民教育に関する研究:台湾側 (一部・抜粋)

こ
Z
目
と、
参
Ŀ
•
口
吏
l
体
題
Œ
2
を
f F F,

廖容辰 (2005)	公民科教科書 による国家認 同に関する内 容の考察	3. 能力や技能の軽視: 実用の側面を考慮せずに、ただ膨大な知識や価値観を提示すること。 4. 社会現実の歪曲: ただ団結・平和・円満な「社会像」を提示し、社会に存在している対立・衝突を隠蔽すること。 5. 生活世界の軽視: 中国に関する内容に偏り、学生が実際に生活している台湾の現状を提示しないこと。 民主化以降の教科書は台湾を中心に展開し、特定の政党・民族・文化・言語を執着せず、これまで複数の政権に統治されてきた歴史を重要する傾向が見られる。だが、両岸が対峙している現状に関する説明
		を提示したが、依然として、領土・国境の明示を回避している。よって、主権・領土・国境に関する認識を形成させることは困難である。
李旻憓 (2008)	高級中学公民科教科書による国家認同に関する内容の考察	これまでの「国家認同」は統治者の意向により、4つの段階に分けることができる。 1950年代-1960年代:「大中国」意識 1970年代-1980年代初期:中国・本土意識並行 1980年代後期 1990年代:本土意識本格化 2000年代:「台湾主体」意識 民主化以降教科書は本土意識を強調し始め、「中華民国在台湾」の現状を提示するが、中国要素を完全に排除せず、かつ積極的に新たな国家認同を構築することもしなかった。加えて、2大政党の主張が極端に異なっているため、構成員の意識を混乱させる恐れがある。
郭豊栄 (2008)	高級中学公民 科教科書によ る国家認同に	戒厳令解除以前の公民教育は主に中国民族精神・反 共復国信念の強化を通して、国家認同を構築する役 割を担う。

関する内容の	198
変遷	元化

1980年代以降、一党専制統治体制の崩壊に伴い、一元化されてきた国家認同が多元化になり、政府は「大中国」思想を放棄した。教育方針としては国家認同の分岐している現状を提示し、民族や血縁や歴史や文化の視点ではなく、一個人の権利を保障する民主法治体制に対するアイデンティティを構築する。

第3節 本研究の特色・独創性

上述のような公民教育に関する研究成果を踏まえ、本研究はこれまで比較的に注目されない「公民という単一概念可変性・不固定性」に着眼し、公民概念の歴史・発展過程を究明する。

特に、この概念が作られたきっかけあるいは原点は「地方公職選挙の開催」である ため、「公民教育」の視点だけではなく、本研究はさらに「政治」の視点から出発し、 「参政制度」との関連性を分析する。

また、参政制度は一国が抱えている特別な政治的・歴史的・外交的・戦略的な事情を反映ものである。より政府の意図、参政制度以外の原因や視点、そして日本の特殊性を特定するため、本研究は日本とは異なる参政制度を実施し、異なる政治的・歴史歴・外交的・戦略的事情を抱える台湾側との比較研究を行う。

第3章 日本における公民概念の構築と展開

本章は「1888年から1945年まで」、および「1945年以降」という2つの段階に分けて公民概念が正式的に学校教育のカリキュラムそして教材の中に取り扱われるようになる背景、公定解釈の転換過程、そしてそれぞれの背景、影響を分析する。

カリキュラムを概観する以外に、多様的・多元的な内容構成の中、公民概念は如何に論述され、構築されてきたのかを探究するため、本研究はさらに公式的に発表された学習指導要領、法律、通達、通牒などの公式文書、法制及経済科、公民科、社会科などの教科の教科書内容の調査分析を行う。

第1節 戦前学校教育による公民概念の構築18

3-1-1 公民教育の発展過程

1872年「学制」の発表に伴い、政府は正式的に近代的学校制度を導入し、さまざまな改革を行った。文部省¹⁹(1972)によれば、学制の力点は一般構成員を対象とする初等教育の普及並びに欧米の技術・文化水準に追いつくための専業人材を培養する高等教育という2つの側面に置かれるとされる。また、近代的知識を広げるため、政府

¹⁸資料3参照。

¹⁹文部省(1972)『学制百年史』帝国公民教育協会

は順次に「経済」、「本邦法令」などの科目を設置した。そして、1888年「市制 20 」および「町村制 21 」の公布を契機に、一部の構成員、すなわち市町村公民が地方選挙に参加する権利を付与されることになり、「公民」という身分は注目を浴びるようになった。

これまで日本における戦前の「公民教育」あるいは「公民科教育」に関する研究はさまざまな成果が蓄積されてきた。多くの研究者は戦前日本における公民教育の構想・理念は主にドイツの国家の構成者・国家の形成者・国家に忠実な人間である「staatsbürger」を育成する理念、およびアメリカの自分の住んでいる地域や社会を理解する「citizen」を培養する理念から影響を受けてきたと指摘した。(大森・森,1968)(中野,1969)以下は政府が明確的に「公民」の育成を目的と掲げて設置した科目を説明する。公民概念が法的位置づけを獲得してから第2次世界大戦終戦までに政府が学校教育にて実施した公民教育および公民概念の構築は以下の3つの段階に分けることができる。

(1) 法制及経済科

1880年代から、憲政の確立や陪審制の導入や市制・町村制の実施などの政治的・社会的環境の変化を背景に、より充実で系統的な政治教育の必要性が新たに認識されるようになった。構成員全体の政治的教養を向上するため、法制及経済科は順次に実業学校や中学校などの教育機関に設置された。1899年に発表された「中学校令施行規則(文部省令第3号)」によると、法制及経済科は「国民の生活に必要なる知識や現行法規の大要及び理財財政の一般」を教授する役割を課された。そして、各法令の内容および実際の実施状況に関する考察を通して、高山次嘉²²(1970)は「立憲政体の完美のために立憲国民たるの政治的教養を与えること設置のが主要な理由のひとつであるため、専門的知識や制度や原理の説明が中心となる。その反面、徳育や教化など

²⁰第7条: 凡帝国臣民にして公権を有する独立の男子2年以來(1)市の住民となり(2) 其市負擔を分任し(3)及其市内に於て地租を納め若しくは直接国税年額2円以上を納む る者は其市公民とす。

²¹第7条: 凡帝国臣民にして公権を有する独立の男子2年以來(1) 町村の住民となり(2) 其町村の負担を分任し及(3) 其町村内に於て地租を納め若く直接国税年額2円以上を納むる者は其町村公民とす。

²²高山次嘉(1970)「国民科から公民教育への展開」『社会科教育研究』30 号

気風と陶冶のための要素に乏しい」と指摘した。また、大森・森²³(1968)も法制及 経済科による主知主義的傾向に着目し、「このような性格は政治や経済に関する知識 の伝達を目的とした欧米諸国の初期公民教育と軌を一にしている」という見解を示し た。

(2) 公民科

① 1920 年代

一般的に、1920年「実業補習学校規程」の改正と共に明記された「(第8条)実業補習学校に於ては適当なる学科目に於て法制上の知識其の他国民公民として心得へき事項を授け又経済観念の養成にかるむを要す」という公式的な説明が戦前文部省による本格的な公民教育の原点だと言われている。

1893年に公布された「実業補習学校規程」第1条の説明によると、実業補習学校は本来実業に従事する若者を対象とし、小学校教育の補習および職業に必要な知識技能を授受する役割として創設された。大森・森²⁴ (1968) はさらに実業補習学校の設置背景およびねらいについて、「日露戦争後社会環境の停滞および国民の華美な生活様態を改善するために、実業補習教育を通して、地域の住民の能力を高め、地域社会の自力振興を促す」と分析した。そして、1920年以降、実業補習学校は実業教育を提供すること以外に、さらに「国民公民」が生活を送るために心得るべき知識を授受する役割を課された。このような政策の方向性の転換に伴い、実業補習学校の対象は地域の住民から国民全体までに拡大されることになった。その後、政府は1922年に「公民教育調査委員会」を成立し、1924年に「実業補習学校公民科教授大綱」を発表し、「公民」という科目を学校教育の領域の中に定着させたのである。

その中、文部省による公民教育の普及政策に関与していた木村正義はさまざまな公 民教育に関する著書を出版し、諸外国の公民教育理念の紹介および自身の構想の説明 に力を注いだ。当時日本国内は普通選挙法の成立、陪審制の導入、婦人参政権に関す

²³大森照夫・森秀夫(1968)「わが国における公民科成立の過程と成立後の展開」『東京学芸大学紀要第3部門』20集

²⁴大森照夫・森秀夫 (1968)「わが国における公民科成立の過程と成立後の展開」『東京学芸大学紀要第3部門』20集

る議論の活発などさまざまな課題に直面していた。そのため、同氏²⁵(1925)は「公 民教育」を再定義し、公民教育は外国の観念であり、従来の理論や断片的な知識を中 心とする法制及経済教育とは関連しないと断言した。そして、今後日本が必要とする 公民教育について、同氏は社会連帯責任を担う構成員を対象として、各側面に関する 知識を提供し、問題解決能力を身につけさせる総合的な教育であるべきと訴えた。

よって、新たに構想された公民教育は性別や年齢などの資格条件を問わず、「全体の構成員=国家公民」を対象として、より広い世界観や社会全体の共存共栄意識を構築するというような目標が設定されたと考えられる。そして、対象面の転換に応じて、内容面も従来の地域に関する法制や経済に関する知識だけではなく、立憲君主体制、皇国、国体、愛国精神など社会生活を送るために必要となる知識や思想を取り扱うようになった。

②1931年

実業補習学校に引き続き、中学校は1931年に専門的知識に流れや概念の羅列に傾きや日常生活と縁遠い傾向があるなどの欠陥を補うため、旧来の法制及経済科を廃止し、「公民」という科目を正式的に設置した²⁶。このように、公民教育の法的位置づけはより一層強化されたと言える。

31937 年以降

1930年代から日本は満州国独立(1932)、国連脱退(1933)、天皇機関説(1935)、2・26事件(1936)などの激動する国内外情勢に直面し続けていた。よって、これまで構成員の役割、そして構成員の社会生活、政治生活、経済生活に焦点を当てる公民教育が批判されるようになり、再構築されることになった。国民精神文化研究所、帝国公民教育協会などの機関に所属する有識者は、これまでの公民科の構成内容を、自由主義・個人主義の傾向が強い、国体や憲政の本質の説明が足りない、内容不均等性・重複性が高い、情意の陶冶に関する内容が少ないなどと批判し、本質的に天皇主権に反する民主主義、共産、左翼思想に行き着く恐れがあると指摘した。かわりに、有識者は、日本が必要とするのは「西洋模倣」や翻訳の教材が中心となる公民教育ではなく、

²⁵木村正義(1925)『公民教育』冨山房

²⁶一方、梶哲夫(1990)はこの時点の公民科について、「当時の政党政治の危機、社会思想の対立激化等、政治、経済、社会的状況を背景として成立したものであり、統制する教育活動としての性格をもっていたことは否定できない」という見解を示した。

日本・皇室伝統精神や忠君愛国・滅私奉公の心操を形成させる修身・倫理教育である ことを力説した。

上述のようなの批判を踏まえ、文部省は1937年に新たに「公民科教授要目改訂の趣旨」、「公民科教授事項取扱上の参考」を発表した。再構築された公民科は「天皇主権体制への根本的な侵害の恐れがある」と指摘される自由主義、共産・左翼思想に関する内容を排除し、政治知識以外にも、大日本帝国国民が備えるべき徳操・資質を育成する内容を盛り込んだ。この政策の転換に関して、斉藤利彦²⁷(1987)は「公民科そのものが次第に修身科的要素を強め、あるいは「国家総動員法」の施行などにより法治国家の原理が掘り崩されるにつれ、公民科存立の基盤は解体されていった」と指摘する。

3-1-2 公民概念の構築

上述のように、戦前日本の公民教育に関する政策およびカリキュラムの構成を概観 した。以下は公式文書、現場で使用される教科書、そして実際に政策の制定に関わる 官僚・有識者の見解の調査・分析を通して、公民概念に関する定義を究明する。

(1) 公式文書

教育関係の法令および教授大綱・要旨による公式的な見解に関する調査結果として、 戦前の「公民教育」は1920年から「実業補習学校規定」の改定など一連の動きに伴い、初めて公式的な定義および法的位置づけを獲得したことがわかった。「実業補習学校規定」の改訂を契機に、「公民」は初めて学校教育を受ける主体であると明言され、そして、国民や臣民以外に、「理想的な公民を育成すること」は学校教育の任務のひとつであると認められた。

本研究の見解として、1930年代から満州国独立、国連脱退、天皇機関説など国内情勢の激動を分水嶺とし、公民概念の発展は主に2つ傾向が見られる。

1880年代後半、「市制」および「町村制」の発表と共に注目を浴び始める公民概念は、基本的にはアメリカによる「citizen」およびドイツによる「staatsbürger」という2つの概念を取り入れながら本土の市町村自治の発展の需要に応じて新たに構築

²⁷斉藤利彦(1987)「公民科の変質--昭和12年における公民科教授要目改訂の内容と性格」 『学習院大学文学部研究年報』34号

された概念である。斉藤利彦28 (1982) はこの新たに構築された公民概念について、 「国家の構成員である国民や臣民概念と区別され、地方自治体の構成員であり、地方 自治体に対して一定の権利・義務を有する者であると理解されるべき」と指摘した。 その後、普通選挙法の公布をきっかけに、すべての満25歳以上、一定住居を所有す る帝国臣民男子が1925年に国会議員選挙に参加する権利を付与されることにつれ、 公民概念は従来「市制」および「町村制」による狭義的・法的定義から、国家の一員、 社会組織の一員、社会連帯責任を担う主体などの意味へ拡大することになった。すな わち、1920年以降の公民はすでに認知されている帝国臣民や国民と異なり、国政そし て地方自治活動に関心を持ち、積極的に参与することが求められた。実際に、文部省 普通学務局長に在任していた篠原英太郎29(1931)は公民という単一の概念に対して、 「国民参政制度の下に於ける国民其の者が即ち公民である」と定義し、「国家生活、 政治生活、経済生活などの側面に参与する国民が公民という身分を有する」という見 解を示した。また、公民概念を拡大解釈する政府の意図について、中野重人30(1969) は「ドイツ的か、アメリカ的かという二者択一的考え方のもとでは成立していない。 目指す究極な目標は staatsbürger であっても citizen である。最終的は「団体の一 員」と規定することにより、両者を止揚する」と指摘した。

しかしながら、1937年以降の政策の方向性の転換に伴い、公民概念による欧米の政治理論との関連性が改めて否定され、古来の「オホミタカラ³¹」概念を継承し、国民・臣民・御民・皇民とは同義であると改めて強調されるようになった。

総じて、「市町村の自治活動に協力し、一定の権利・義務を有する者」という 1880 年代後半から構築されてきた公民概念は国内外の情勢、政府による統治方針そして有識者の見解により、1920 年代に「国家そして社会組織の一員として社会連帯責任を背負う者」へ拡大解釈され、そして戦時体制期の下にはさらに「私を捨て、公に貢献する皇国民」までに転換した。

(2) 教科書32

42

²⁸斉藤利彦(1982)「地方改良運動と公民教育の成立」『東京大学教育学部紀要』22 巻

²⁹文部省編纂(1931)『最新公民科資料精説』帝国公民教育協会

³⁰中野重人(1969)「戦前における初期公民科の性格」『社会科研究』NO.17

³¹第1章第3節参照。

³²資料6参照。

国立教育政策研究所にて保管されている教科書による公民概念に関する記述の調査結果によると、教科書による公民概念に関する記述は政策方針の転換に応じて調整される傾向にある。以下は3つの段階に分けて教科書内容の調査結果を述べる。

①「法制及経済」科教科書

法制及経済科の教科書は全般的に地方自治に関する基本知識および地方自治の主体である「市町村公民」の資格条件を提示した。個々の教科書の説明によると、市町村の住民は普通住民と公民との2種があり、公民は公権を有し、2年以上その市町村に在住し、一定の義務および税金を負担する帝国男子臣民を指す。そして、公民資格を有する者は「市町村会」の議員や町村長の選挙権および被選挙権が与えられた。すなわち、法制及経済科教育を通して構築された公民概念は地方自治体に対して一定の義務・権利を有し、地方自治活動に参与し、地方自治の発展を担う者と思われる。

②「公民」科教科書(1937年以前)

1920年代公民教育に関する政策方針が確立されてから1937年に転換期を迎えるまで、国家・社会の構成員としての公民を育成するために設置された公民科の教科書は法制及経済科の教科書と同様に、「地方自治」の項目において公民概念を取り扱う。そして、地方自治に関する基本知識および地方自治の主体である「市町村公民」の資格条件に関する説明以外に、教科書はさらに地方自治に関する理念そして市町村公民としての役割を論じるようにになった。個々の教科書の記述によれば、市町村自治や住民の生活の健全・発達には公民が社会生活の一員として積極的に協力し合うことが必要とされる。さらに、市町村の自治活動だけではなく、中央政府や国家や社会全体の動きへの関心および参加意欲を喚起するため、記述の中には「社会」や「公共」などの新しい概念が用いられるようになった。

よって、1920年以降、公民概念は市町村の自治活動の主体から、国家・社会組織の 一員、社会連帯責任を担う主体などの意味へ拡大することが明らかになった。

③ 「公民」科教科書(1937年以降)

1937年以降の公民科教科書による地方自治および市町村公民に関する記述は再び戸籍、性別、年齢、財力などの最低限の資格条件にとどまり、地方自治に関する理念を取り上がらなくなった。さらに、個々の教科書の第1章の「我が国」に関する記述には「公民」概念に関する説明が加えられた。説明によれば、「公民」は「オホミタ

カラ」と読み、御民、皇民、臣民と同義である。そして、政治や経済生活に積極的に 取り組むこと以外に、公民は大君の赤子・たからとしての自覚を持ち、大君および 国全体発達のために、付与される使命・任務を懸命に達成することが求められるよう になった。

第2節 戦後学校教育による公民概念の構築

3-2-1 公民教育の発展過程33

アメリカの主導により、戦後日本における公民教育は戦前と分岐する発展過程を歩み始めた。公民教育の改革はアメリカ、日本政府、そして改革に携わる有識者による日本の再建や日本人意識の再構築などの課題に関する意向を反映すると言える。特に、国史、地理などの授業が一時停止と命じられる中、公民教育は意識の形成、そして民主国家の構成員として必要なる知識の提供などの重要な役割を課されたと考えられる。本節は1945年以降の公民概念の展開を究明する。

(1) 戦後直後(1945年~1947年)

戦後直後、アメリカ側からの修身・日本歴史・地理授業の一時停止の指示を受け、 日本政府は、「公民教育刷新委員会」の設置、「公民教育刷新委員会答申」の発表、そ して『国民学校公民教師用書』・『中等学校・青年学校公民教師用書』の出版などの一 連の行動を通して、公民教育の改革の方針を明示した³⁴。

-

³³資料 4 参照。

^{34「}修身、日本歴史及び地理停止ニ関スル件 (GHQ 指令)」、「修身、国史及地理停止ニ関スル件 (文部省通達)」参照。

1945年12月22日公布された「公民教育刷新委員会答申 第1号」は、戦後の公民教育の目標は人が家族生活・社会生活・国家生活に於いてひとりの「よき構成者」としての必要なる智識技能の啓発および性格の育成であるといち早く掲げた。そして、1946年5月7日に公布された「公民教育実施に関する件(文部省通達)」は公民教育の使命は「よき構成者」の培養であると再度強調した。また、1946年8月に発行された『国民学校公民教師用書』および同年10月に発行された『中等学校・青年学校公民教師用書』は公民教育の指導方針について、生徒の日常生活から出発すること、できるだけ具体的な事例を用いること、生活環境・現状を正しく理解させること、自発的な活動を促進することなとの重点を挙げた。

要するに、法的資格条件に適合する者を対象とし、政治や法律や経済などの基礎知識の教授を目的とする戦前の公民教育と異なり、新たに構想された公民教育は構成員全員を対象とし、社会生活を送る際に必要なる知識、思考力、判断力、実践力をなどの能力を身につけさせることを目的とする。

(2) 社会科設置 (1947年)

設置初期

1947年教育基本法、学校教育法、学校教育法施行規則などの教育に関する重要な法規の公布に伴い、文部省は「学習指導要領」の定期的な発表・改訂を通して学校教育に関する理念やカリキュラム構成を説明する模式を確立した。そして、「学習指導要領社会科編(II)(第7学年~第10学年)(試案)」の公布に伴い、公民・歴史・地理という3つの科目を統合する「社会」科が新たに設置された。新たに設置された社会科について、文部省は「學習指導要領社会科編(II)(試案)」を通して、「青少年に社会生活を理解させ、その進展に力を致す態度や能力を養成する」という設置目標を明示した。その後、1948年に公布された「小学校社会科学習指導要領補説」を通して、文部省は初めて「公民的資質」という概念を用い、社会科の設置目標を「できるだけりっぱな公民的資質を発展させること」と明確に示唆した。「りっぱな公民的資質」について、文部省はさらに人々の幸福に対して積極的な熱意・本質的な関心を持つこと、政治的・社会的・経済的その他あらゆる不正に対して積極的に反発すること、人間性および民主主義を信頼すること、人類にはいろいろな問題を賢明な協力によって解決していく能力があると確信することを挙げた。

この新しい科目について、阪上順夫³⁵ (1993) は、初期社会科は「人間らしい生活を字築き上げていく方途を学ぶ教科であり、社会生活や相互依存関係を探究し、社会の中で生きるための知識や態度を育成する教科である」と指摘した。そして、上田薫³⁶ (1996) は社会科による多元的な価値を包容する性格に注目し、「学問のための人間から人間のための学問へ」の脱皮を意味する象徴であるという肯定的な見解を示した。また、大友秀明³⁷ (2010) は、「人間らしい生活を築き上げていく方途を学ぶ教科であり、社会生活や相互依存関係を探究し、社会の中で生きるための知識や態度を育成する教科である」と評価した。

ゆえに、社会科教育の構想は戦後直後の公民教育の構想と同様、学生の理解力、コミュニケーション力、協調力、思考力、判断力などのいわゆる「公民的資質」の培養を重要視する傾向が見られる。加えて、「公民的資質」概念は社会科教育の実施を契機に注目を浴びるようになり、社会科教育および公民教育に関する研究領域の重要なキーワードとなった。1947年に設置されてから今日に至るまで、社会科の内容構成や教授法は学校教育の全体的な方針の転換に応じて再調整され続けてきたが、学生の一個人としての主体性および自主性を尊重する上、社会生活を送る際に必要なる「公民的資質」を培養するという目標は戦後直後の時点で確立されたと考えられる。

② 1950 年代~1970 年代

1952年日本がアメリカの占領から独立した以降、社会科の政策方針は保守的な方向性に転換する傾向にある。社会の安定の維持、高度な経済発展による人材の育成、単元学習を中心とする授業が教育現場で生じた不具合の改善などの課題の対応として、政府はより充実で系統化された内容の提示を重要視するようになった。その中、小学校社会、中学校社会「政治・経済・社会的分野(後に公民的分野と改称)」、高等学校社会「一般社会」、高等学校社会「倫理・社会」、高等学校社会「政治・経済」などの授業としては、日本そして諸外国の政治・経済・産業・思想に関する知識や課題を全般的に取り扱う。さらに、1953年に発表された「社会科の改善についての方策」

_

³⁵阪上順夫(1993)「公民教育教育課程の日米比較研究─「CIVITAS」を中心にして」『東京学芸大学紀要 44 第 3 部門社会科学』

³⁶上田薫 (1996) 「社会科 50 年と今後の使命」 『社会科教育研究』 NO. 74

³⁷大友秀明(2010)「戦後日本の社会科における政治教育の諸相(その1)」『埼玉大学紀要教育学部』NO.59-1別冊1

によれば、政府はこれまでの社会科による「民主主義の育成」という基本的ねらいを 改めて強調した上、身近な問題を中心とする生活指導、民主的社会における道徳生活 のあり方の理解、そして道徳的判断力を育てることの重要性を明示した38。このよう な方策に則し、政府は1958年に学校教育法施行規則、学習指導要領の改訂を行い、

「道徳」を正式的に学校教育の教育課程のひとつと規定し、法的位置づけを付与した。 新たに改訂された学習指導要領によれば、再開される道徳教育の目標は「人間尊重の 精神を一貫して失わず、家庭、学校その他各自がその一員であるそれぞれの社会の具 体的な生活の中に生かし、個性豊かな文化の創造と民主的な国家および社会の発展に 努め、進んで平和的な国際社会に貢献できる日本人を育成すること」とされる。

③ 1980 年代以降

比較的に保守的な時期を経て、平成以降の社会科の政策方針は国際社会および日本 社会の多元化・多様化・グローバル化発展に応じて、学生の立場を重視し、知識基盤 社会における思考力、判断力、知識の応用力、創作力などのいわゆる「生きる力」の 培養という新しい教育目標を設定された。小学校社会、中学校社会「公民的分野」、 高等学校社会「一般社会」、高等学校社会「倫理・社会」、高等学校社会「政治・経 済」などの授業としては、従来の本国および国際理解教育以外に、さらに広い視野に 立つこと、国内外社会に対する関心を高めること、多面的・多角的に考察すること、 人間としてのあり方・生き方を自覚することなどの能力の涵養を重視するようになっ た。

3-2-2 公民概念の構築

(1) 政策方針・公式文書に関する調査・分析39

戦後の公民教育および社会科教育の発展過程が引き続き注目される実態に比べ、公 民概念に関する研究は比較的に少ないのである⁴。公民教育における公民概念の解釈

38貝塚茂樹 (2003)『戦後道徳教育文献資料集』日本図書センター

39資料2参照。

⁴⁰谷川彰英(2000)は一部の研究者は戦時体制下日本・皇室伝統精神や共同体意識や滅私 奉公の心操の形成を目的とされる公民教育、そして古来の「オホミタカラ」概念を継承し、 国民、臣民、御民、皇民とは同義であると強調された公民概念に懸念を抱くため、公民概

仕方について、1946年5月に公布された「新教育指針(後編第2章公民教育の振興)」は初めて公民は「国家において国民として法律上の権利を認められている人間」からさらに「社会の一員としての人間」へ拡大解釈されるべきという見解を示した。そして、同年10月に発行された『中等学校・青年学校公民教師用書』は公民教育の対象、すなわち、真の意味での公民は、「公正と自由と寛容との精神を愛する国民」という見解を掲げた。また、同年11月2日に公布された「公民教育の指導書について」は今後の理想的な公民について、「正邪善悪を判断して正善を実行する自主的な人間」、「道徳的な知識と情操と性格と技術とを体得して不断に変化する情勢に対して適切に対処する人間」、「自分と社会との関係を正しく認識して社会の一員として責任を果すやうな人間」などの説明を提示した。さらに、1947年に発行した『教育基本法の解説¹¹』は、「教育基本法」第8条による「良識ある公民」として必要なる政治的教養を「民主政治、政党、憲法、地方自治等、現代民主政治上の各種の制度についての知識や現実の政治に対する理解力、公正な判断力」と解説した。

よって、森秀夫(1970)の指摘のように、「公民は社会の中の個人であり社会の形成者である点で、一貫して変わらない」。近代民主国家の組織が確立されるにつれて、人間の住む世界が「国家の構成員としての領域」と「国家の権利から自由な市民社会の一員としての領域」に二分されるため、その2つの領域の均衡の変化によって理想とされる「公民」が異なる⁴²。

ところが、上記の戦後直後に発表された「公民教育」をテーマとする特定な文書以外、公民教育政策や公民的資質の内容が繰り返して言及され、論じられる中、1947年以降学習指導要領による公民という単一概念に関する説明は相対的に少ないのである。

1968年「小学校学習指導要領昭和 43 年度改訂版」の公布をきっかけに、公民概念はようやくより明確的な定義を与えられ、「市民社会の一員としての市民、国家の成員としての国民という2つの意味を含んだことばとして理解されるべき」と示された。その後、1969年「中学校学習指導要領昭和 44 年改訂版」の公布に伴い、中学校社会科の「政治・経済・社会的分野」は正式的に「公民的分野」と改称され、「国民主権

念を言及することや研究を手掛けることをしばらく回避する傾向にあると指摘した。 ⁴¹教育法令研究会著(1947)『教育基本法の解説』国立書院

⁴²森秀夫(1970)「公民教育における公民の解釈について 」『社会科教育研究 』№.30

を担う公民」として必要な基礎的教養を培うという目標を設定された。梶哲夫43 (1990) は、分野名の改称は重要な意味を示していると指摘する。すなわち、従来の「政治・経済・社会的分野」という名称は必ずしもこの分野の設置目的を的確に反映するとは言えない。「公民的分野」と改称することにより、この分野の基本的ねらい、性格をより明確的に示すことができると思われる。さらに、馬居政幸44 (1996) も分野名の改称について、1960 年代から 1970 年代までの 20 年間の日本社会の構造変動と関連すると指摘した。つまり、1960 年代の高度経済成長による急速的な工業化・都市化、それぞれの立場に立つ人々による対立や紛争の多発、学生や地域の住民が中心となる活動の活発などの変動を背景に、政府は新たに理想的な国民像・市民像の統合概念として、公民概念重要視するようになった。再び注目される公民概念は同時に権利・義務を有し、「一個人」および「社会の形成者」という 2 つの身分が課させる役割を果さなければならないと思われる。

よって、本研究の見解として、政府が公式文書を通して提示する内容の重点は公民教育および社会科教育の全体的な方針や理念などの項目に置かれる傾向にある。その反面、公民という単一概念に関して、政府は明確的な資格条件や固定的な定義を提示せず、「理想的な公民」が身につけるべき人格、態度、精神などのいわゆる「公民的資質」の側面から公民概念の内容を再構築することにした。ただ、敢えて公民概念の言及を回避する姿勢は見られていないが、政府が重視するのは「公民教育」の普及および「公民的資質」の形成と考えられ、公民という単一概念に対する執着ない。

(2) 教科書

国立教育政策研究所にて保管されている戦後の小学校社会、中学校社会「政治・経済・社会的分野」、中学校社会「公民的分野」、高等学校社会「一般社会」、高等学校社会「倫理・社会」、高等学校社会「政治・経済」などの科目の教科書による公民概念に関する記述の調査結果により、「公民館⁴⁵」および「婦人公民権」に関する記

⁴³梶哲夫、前掲書

⁴⁴馬居政幸・夫伯 (1996)「日本における公民教育の成立と展開:日韓社会科教育比較考(その2)」『静岡大学教育学部研究報告. 教科教育学篇』NO.27

⁴⁵「公民館」は1949年に公布された「社会教育法」第20条に基づき、「市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与する施設」として法的位置づけを獲得し、幅広く活用されてきた。だが、より明

述以外に、公民概念が言及される比率は戦前に比べ大幅に減少したことが明らかになった。すなわち、新たに導入された民主主義、法治主義、そして地方自治などの項目において、教科書は基本的に「国民」や「住民」を主体として、基礎知識・理念を述べる傾向にある。このように、学生が学校教育を通して公民という単一概念を明確的で正確的に認知することは難しいと考えられる。このような実態はすでに述べたように、政府が「公民教育」の普及および「公民的資質」の形成を重視し、そして公民という単一概念を執着しない意向と連関すると言える。

また、教科書の調査を通してもうひとつ明らかになったことは「市民」概念の言及される比率が大幅に増加し、言及される場面も多元化に進行する傾向にある。民主主義や国民主権などの理念をより多くの学生に正しく理解させるため、各々の教科書は諸外国における民主政治の発展過程を大幅に取り上げ、アテネの直接民主政治、フランス革命、宗教革命、アメリカ独立などのテーマを詳細に説明し、市民、市民革命、市民権、市民社会などの概念を頻繁に言及するようになった。すなわち、市民概念は地方自治体のひとつの「市」の住民以外に、「さまざまな権利や主体性を有する者」という肯定的な意味を与えられるようになり、幅広く認知され、言及され、そして重視されるようになった。

以上のように、戦後日本のおける公民教育および公民概念の発展過程を考察した。本節の結論として、民主化改革の進行、そしてアメリカの social studies に関する理念の導入を背景に、戦後の小学校社会、中学校社会「政治・経済・社会的分野」、中学校社会「公民的分野」、高等学校社会「一般社会」、高等学校社会「倫理・社会」、高等学校社会「政治・経済」などの授業に関する政策、カリキュラム構成、教授法は大幅に調整され、政治、法律、経済などの基礎知識だけではなく、ひとりの構成員として社会に生きるために必要となる知識を全般的に取り上げるようになった。このような政策の方向性の転換に伴い、政府が政治的教養、政治参加と連関する公民概念を執着する要因が消滅したと考えられる。ゆえに、「公民」という単語は引き続き学校教育に関する公式文書において使用されるが、政府や有識者は公民教育、公民的資質の方に関心を寄せていく。また、教科書による公民概念と市民概念が取り扱われる比率・場面の差異は今日2つの概念の認知度の差異性そして、公民概念による認知度・

確に施設の役割を反映するため、近年は社会教育会館、生涯学習センター、交流館、住区センター、地域区民センター、地区センター、市民館、市民センターなどの名称が用いられる場合もある。

認識度が低下する要因のひとつと考えられる。

第4章 台湾における公民概念の構築と展開

台湾島は1620年代からオランダ、スペイン、鄭氏王朝、清、日本、中華民国などの政権の統治を受けてきた。その中、1684年に台湾島は清・福建省の管轄地として清に支配されることになった。国防上・戦略上の重要性が認識され、台湾島はさらに1885年に福建省の管轄地から「台湾省」と昇格した。その後、日本統治時代を経て、1945年10月25日を以て、台湾は再び「台湾省」として中華民国の管轄地となった。現在台湾は正式な国名「中華民国(Republic of China)」および「中華台北(Chinese Taipei)」という2つの名称を用いてWTO、WHO、APECなどの国際組織や国際活動に参与し、諸外国との外交関係を展開している。政府機関・行政院内政部統計処(Department of Statistics, Ministry of the Interior)46の統計によれば、2013年7月現在の総面積(台湾島、澎湖島、金門島、馬祖島)は36,192平方メートルで、総人口数は23,349,724人とされる。

より日本における公民概念の発展過程を客観的に分析するため、本研究は台湾を比較対象とする。本章では台湾側の公民教育政策、公式文書、教科書を探究した成果を提示する。

⁴⁶行政院内政部統計処 (Department of Statistics, Ministry of the Interior) ホームページより引用 (最終アクセス 2014 年 4 月 13 日)

表 4-1 台湾を統治する政権の変遷

統治期間	統治政権
1624 年~1662 年	オランダ 統治領域:南部
1626 年~1642 年	スペイン 統治領域:北部
1662 年~1683 年	鄭氏王朝(別称:東寧王国)
	「反清復明」と掲げた鄭成功勢力が 1662 年にオランダ勢力を駆
	逐し、台湾における最初の漢人政権を確立した
1683 年~1895 年	清 台湾省設置
1895 年~1945 年	日本
1945 年以降	中華民国

第1節 日本統治時代における公民概念の構築47 (1895 年~1945 年)

4-1-1 台湾総督府による教育政策

「日清講和条約」に基づき、日本は 1895 年に台湾地域の統治権を獲得した。新たに設置された「台湾総督府⁴⁸(以下は総督府と称する)」は、日本本土の経済的発展および東南アジアへの進出を促進するため、台湾地域内の政治・社会統制を遂行した。この年から 1945 年まで、日本が台湾地域を占領した時代は日本と台湾と両国の歴史面、政治面、文化面などの発展過程において初めての接点であり、「日本統治時代」と通称されている⁴⁹。日本統治時代という接点を通して、「本島人⁵⁰」は総督府による本格的な同化教育および本格的な近代化学校教育を受けることになった。

日本統治時代における総督府の統治・教育政策方針は日本政府の全体的な統治方針 および台湾地域が課された役割によって転換する傾向にある。1922年まで、台湾地域 内の政治・法律体制は1896年に制定された「台湾に施行すへき法令に関する法律(通

_

⁴⁷資料3参照。

⁴⁸1895年に設置された、日本統治時代台湾地域の最高行政機関とされる。計 19 名の総督が任命され、前期武官総督時代(1895年~1918年)、文官総督時代(1918年~1936年)、後期武官総督時代(1936年~1945年)という3つの段階に分けることができる。

⁴⁹台湾では「日治時期」や「日據時代」と通称される。

⁵⁰当時の台湾出身の構成員の名称。1923年内地延長主義が確立された以降、総督府が公布 した法律は台湾出身の構成員を「国語を常用せさる者」と称するようになった。

称:六三法) ⁵¹」という基本法に基づいて展開した。初期の本島人の激しい武装抵抗に対する懸念や配慮により、日本にある中央政府は六三法の第1条「台湾総督ハ其ノ管轄區域内ニ法律ノ效力ヲ有スル命令ヲ發スルコトヲ得」という説明に基づき、総督府に台湾地域における律令を発布する権限、および行政、立法、司法、軍事などの側面に渡って膨大な権力を付与することにした。また、反日活動を撲滅し、有効に植民政策を実行するため、総督府は警察制度を設けて、本島人を監視し、すべての動きを把握することにした。結果として、台湾地域はひとつの特別法領域となった。

そして、初期の教育政策としては1895年に総督府民政局学務部の部長に就任した伊沢修二(在任期間:1895年~1897年)の主導により一連の国語・同化教育が実施された。学務部は「樺山総督に提出の意見書」、「学務部施設事業意見書」、「台湾学事施設一覧」などの文書を通じて、台湾地域内の教育事業を言語教育に関する「要急事業」および師範学校や付属学校などの綜合教育や実業教育に関する「永久事業」と設定し、さまざまな構想を提案した。そしてこれら構想の実現として、総督府は1896年から順次に「国語伝習所規則」、「国語学校規則」などの法令を公布し、各地で国語伝習所や国語学校などの教育施設を設置し、国語教育を積極的に普及させることにした。

伊沢修二に続き、総督府による教育政策を主導するのは、1898年3月に4代目総督・ 児玉源太郎に抜擢されて総督府民政長官に就任した後藤新平である。後藤は「生物学 の原則」という考え方を提出し、比較的に劣等的だと思われる本島人に対してむりや り本土と同様な政策を実施せず、特別な統治政策を立て直した。このような方針に則 して、1898年から総督府の補助により設置された各言語教育施設および言語教育制度 は廃止され、「内地人⁵²」向けおよび本島人向けという日本・台湾二元的な学校教育 制度が新たに確立された。本島人向けの教育制度に関する法令によれば、後藤は伊沢 による「一視同仁」の義務教育精神に反して、学費自己負担化、学校設置の緩和、最 低限の実業教育の提供などの政策を実施した。そして、これまで総督府が公布した教 育に関する法令および教育系統を整うため、7代目総督・明石元二郎は19191年に「台

^{5&}lt;sup>1</sup>1896年に制定された「台湾に施行すへき法令に関する法律」という基本法は2度の改訂を行われた。そのため、法律番号により、1896年バージョンは「六三法」と通称され、1906年バージョンは「三一法」と通称され、そして1921年バージョンは「法三号」と通称される。

⁵²当時の台湾に駐在する日本出身の構成員の名称。1923年以降は「国語を常用する者」と 称されるようになった。

湾教育令(大正8年勅令第1号)」を公布した。この教育令によってこれまで設置された各教育機関は整合されたが、この時点において総督府は依然として、内地人の教育を日本内地の法令に基づいて対応し、より低い水準である本島人に関する教育問題は特別な制度で対応していた。

しかしながら、1919年以降本島人の反発が高揚することになり、総督府はこれまで の差別的教育方針を改めざるを得なかった。8代目総督・田健治郎が就任してから、 総督府は本島人を内地人のように教化することを目標とし、積極的に教育に関する政 策を検討し始めた。このような政策方向の転換について、矢内原忠雄53(1929)は経 済発展のために、より多くの人材を育成すること、および本島人による差別待遇に対 する不満を抑制することが目的であると指摘した。大正デモクラシー思潮および本島 人による差別政策に対する不満の高潮に直面する田氏は、1922年に新しい「台湾教育 令(大正11年勅令第20号)」を公布し、内地人と本島人が同一の教育制度の下で学 習するという「共学」形式を確立した。また、田氏はこれまでの教育に関する差別政 策の調整や、本島人向けの教育施設の普及などさまざまな改革を行い、1928年には台 北帝国大学54の創立を果たした55。1923年1月1日に実施する「台湾に施行すへき法 令に関する法律(通称:法三号) | 第1条による「法律の全部又は一部を台湾に施行 するを要するものは勅令を以て之を定む」という説明に基づき、いわゆる「内地延長 主義」が新たに確立された。よって、1923年を境目とし、台湾地域では原則として日 本本土と同様な制度が施行されるようになった。このような転換をきっかけに、本島 人はより多くの近代化政治思想や法概念や司法制度などの知識を学べることができ るようになった⁵⁶。

53矢内原忠雄(1929)『帝国主義下の台湾』岩波書店

⁵⁴1928年に設置された、地域内初めての高等教育機構である。台湾大学 (National Taiwan University) の前身である。

⁵⁵共学制度の実施とともに、内地人と本島人の学力および競争力の不均衡の問題が新たに 浮上し、内地人が教育資源を独占してしまう形式上の共学に留まるのが実態であった。ま た、「台北帝国大学」の創立の最も重要なねらいとしては、本島人の中国や日本本国への 留学を抑制することおよび東南アジアに関する研究を促進することであり、本島出身の優 秀人材を培養ことではなかったと考えられる。

⁵⁶内地と同じような法律が実施されることにより、台湾地域は近代化の道に向け始めたが、 法律学者王泰升 (1995) はこの時期の台湾地域が受け続けるのは「欧米法」ではなく、「日本法」であると指摘した。つまり、本島人は日本政府が選択した、限られていた法概念しか学ぶことができなかった。

そして、1937年8月に日本本土で決定された国民精神総動員方針に従い、台湾地域は17代目総督・小林躋造の主導により、さまざまな皇民化政策が遂行された。教育面の影響として、総督府は教育政策の力点を皇民化教育の基礎となる初等教育の強化に置き、力を入れることにした。

本節は1895年から1945年まで日本政府が植民地である台湾地域にて施行した、「公民」の育成を目的とされる教育に関する政策および実態を探究し、日本政府による植民地ならではの「公民像」に関する解釈・構築意図を明らかにする。

4-1-2 公民教育の発展過程57

以下は4つの段階に分けて、日本政府が本島人を対象として実施した公民教育の発展過程を述べる。

(1) 1919 年以前: 国語教育・修身教育重視

1895年から1919年までの期間において、武装抗日活動が多発し、本島人による総督府への抵抗意識が高揚するため、台湾地域内の情勢の不安定はしばらく続いていた。そのため、総督府は本島人の日本語能力の向上および日本人としての意識の涵養に焦点を絞って教育事業を展開した。国語伝習所、国語学校、公学校、師範学校などの教育機関のカリキュラムによれば、すべての教育機関は修身、国語作文、読書、習字などの科目を設置した。そして、国語教育と共に重要視される修身教育は、教育勅語に基づく道徳思想や情操を学生に理解させることにより、躬行・実践を促すことを目的とする。総督府はさらに多数の教科書を発行し、本島人の日本語能力および道徳的素養の向上に力を入れていた。

言い換えれば、1919年以前の教育は国語教育および修身教育が中心となるため、法 律、政治、経済などの知識を教授する公民教育は提供されていなかったと言える。

(2) 1919年「台湾教育令」発表以降:「法制及経済」科設置

-

⁵⁷表 4-2 参照。

1919 年総督府は学校教育体制を整えるため、「台湾教育令」を発表した。「台湾教育令」第4条によると、教育は普通教育、実業教育、専門教育、師範教育とされる。そして、国語教育および修身教育が引き続き力を入れられる中、「中学校⁵⁸」および「高等普通学校⁵⁹」はさらに男子生徒を対象として「法制及経済」科の授業を実施した。法制及経済科は主に男子生徒に家庭外の公共領域に参与する際に必要なる法律、制度、経済に関する知識を提示した。

(3) 1933 年以降:「公民」科設置

1935年「台湾市制⁶⁰」・「台湾街庄制⁶¹」の改正に伴い、一部の男性構成員(内地人、本島人を含む)は市・街・庄議会議員の選挙に参加する権限を付与されることになった。実際に、本島人の政治的教養の向上、および「理想的な公民像」の構築について、1930年代前半から、当時台湾に駐在していた官僚はさまざまな見解を示した。総督府文教局局長在任中の深川繁治⁶²は「地方自治の完全なる発達には住民が地方制度改正の趣旨を体認し大に公民的自覚を深くし、忠良なる帝国の臣民たる意識を強めことが必要である」と述べた。また、台中州知事在任中の日下辰太⁶³(1935)も「地方の発達施政の進展には住民が地方制度改正の趣旨を体し、官民一致して地方公共に奉するの責務を自覚し公共無私自治公民としての自覚と信念を持つこと」の重要性を訴えた。さらに、台中州聯合青年団主事在任中の岡江豊⁶⁴(1936)は、「自治公民精

_

⁵⁸「台湾公立中学校規則 ((1915 年 2 月 11 日発表))」第 4 条参照

^{59「}台湾公立高等普通学校規則(1919年4月20日発表)」第3条参照

^{60「}台湾市制」10条(抜粋):帝国臣民タル年齢25年以上ノ男子ニシテ独立の生計ヲ営 ミ6月以来市住民ト為リ且6月以来台湾総督ノ指定シタル市税年額5円以上ヲ納ムルモノ ハ其ノ市ニ於テ市会議員ノ選挙権ヲ有ス但シ左ノ各号ノーニ該当スル者ハ此ノ限ニ在ラ ズ

^{61「}台湾街庄制」10条(抜粋):帝国臣民タル年齢25年以上ノ男子ニシテ独立の生計ヲ営ミ6月以来街庄住民ト為リ且6月以来台湾総督ノ指定シタル市税年額5円以上ヲ納ムルモノハ其ノ市ニ於テ街庄協会議員ノ選挙権ヲ有ス但シ左ノ各号ノーニ該当スル者ハ此ノ限ニ在ラズ

⁶²深川繁治(刊行年不明)「地方制度の改正と公民教育に就て」『台湾地方行政』第1期 63日下辰太(1935)「自治公民としての自覚と信念を以て衝れ」『向陽』

⁶⁴岡江豊(1936)「改正地方制度に対する公民教育の具体案」『台湾地方行政』第 11 期

神の振作を図るためには、犠牲奉公精神を涵養し、義務観念の徹底を図り、遵法の精 神涵養に努め、社会道徳の強調、市街庄意識の涵養に努むことが欠かせない」と指摘 した。

最終的に、地方公職選挙の実施に向けて、総督府は 1933 年に先に「中学校⁶⁵」、「師範学校⁶⁶」にて初めて「公民」という科目名を用い、「公民」科を設置した。新たに開始された公民科の授業は構成員に公民的生活において必要なる法制や経済や社会に関する知識、および道徳観を提示することにより遵法精神、共存共栄精神、公共奉仕精神を身につけさせることを目的とする。だが、注目すべきなのは、公民科の導入のきっかけは構成員の地方公職選挙の実施であるが、公民科は「政治的教養の培養」という役割だけではなく、「大日本帝国に対する服従・貢献精神の涵養」という修身科と同じのような役割も課されていた。考えられる背景として、当時日本本土の有識者による公民教育の役割に関する見解はすでに分岐し始める傾向が見られたのである。そのため、植民地の台湾地域の公民科も日本本土と同調し、本島人による愛国・服従・滅私奉公精神の向上を重要視していた。

(4) 1937年以降:公民科廃止、「修身及公民」科・「国民」科新設

第3章第1節で述べたように、日本本土における公民教育に関する政策方針は1937年に2度目の転換を迎えた。日本本土の政策方針に即して、植民地の台湾地域の公民科はまもなく廃止され再構築されることになった。

1939年総督府は「青年学校」を新たに設置した。「台湾青年学校規則」第1条によると、青年学校は国体観念そして実際生活に必要なる知識技能の教授そして心身の鍛錬を通して、男女青年による皇国臣民としての資質を向上させることを目的とされる。そして同法17条および19条によると、「修身及公民」科は教育勅語の旨趣、建国の大義、国体の尊厳を提示することにより、学生に忠君愛国・献身奉公精神の躬行・実践を促すという目的に基づいて設置された。注目すべきなのは、「公民」という単語は引き続き科目名として使用されるが、1933年に確立された公民科による「構成員の政治的教養を培養する役割」は言及されなくなった。さらに、1943年に改正された「台湾公立中学校規則」第7条によると、「国民」科は修身、国語、歴史、地理という4つの科目を合併した科目であり、文化、歴史、地理、国体の本義を提示することによ

⁶⁶「台湾総督府師範学校規則(1933 年 3 月 25 日発表)」第 3 条参照

⁶⁵「台湾公立中学校規則(1933 年 3 月 24 日発表)」第 5 条参照

り、学生に皇国の使命を自覚させ、実践を促すという目的に基づいて新たに設置された。したがって、1933年に公式に開始された地方選挙の有権者の育成を目的とされる公民科教育はわずか約4年で終わりを迎えることになった。その後、総督府は太平洋戦争の戦略地および資源・人力の提供地と見なされていた台湾地域において、より一層国語教育、修身教育、皇民化教育に力を入れることにした。

4-1-3 公民概念の構築

公民概念は如何に論述され、構築されてきたのかを探究するため、本研究は公式文書そして教育現場で使用される教科書の調査・分析を通して公民概念に関する定義を究明する⁶⁷。調査の結果として、法律や官報などの公式文書からは公民概念に関する説明を確認することができなかった。そもそも、公民科の設置のきっかけとなる「台湾市制」・「台湾街庄制」も、市街庄公職選挙の有権者の資格条件を提示するだけで、有権者を「公民」と称さなかった。そして、教科書の調査結果⁶⁸として、「公民的自覚」や「善良的な公民」や「良き公民」などの文以外に、台湾地域内で発行された「公民」科の教科書も、有権者の戸籍や性別や年齢など資格条件の説明のみ提示し、「公民」という単一概念に関する具体的で明確的な説明を提示しなかったのである。すなわち、国民や臣民などの身分と比較して、「公民」としての認識・自覚を形成させることは相対的に重視されていなかったと考えられる。

台湾市制および台湾街庄制の改正の対応として公民科および公民概念が導入されたが、公民概念は「地方自治の参政・活動の主体」のみならず、複数の意味を与えられ、国民や臣民や皇民などの身分と同一視されていた傾向が見られる。本研究の見解として、1933年から導入された公民概念は以下のような2つの役割を求められていたと考えられる。

⁶⁷現在中華民国政府が所有・保管している日本統治時代の文献は主に台湾総督府図書館、南方資料館から管理権を継承した蔵書、および台北帝国大学の教職員から買い取った蔵書とされる。これらの文献は現在国史館台湾文献館・台湾総督府府(官)報資料庫、日治時期期刊全文影像系統(Full-Text Image System for Periodicals of Japan Ruled Period)、

日治時期図書全文系統(Full-Text Image System for Books of Japanese Ruled Period)などのシステムによりデジタル化された全文および出版情報を閲覧することができる。

⁶⁸資料7参照。

(1) 地方自治および地方選挙に参与すること

すでに述べたように、公民科の導入のきっかけは 1935 年に開催される地方公職選挙である。よって、公民は言うまでもなく、市制および街庄制に付与される地方公職選挙に参加する権利を行使し、地方自治の発展に協力しなければならない。だが、公式文書および教科書の調査結果によれば、「地方選挙の有権者=公民」というような記述および明確的な説明は提示されなかったのである。つまり、日本本土では周知されるが、台湾地域内において、内地人や政治・選挙に関心を持つ台湾出身の有識者以外、公民概念は台湾出身の一般構成員の認識に浸透していなかったと考えられる。

(2) 大日本帝国および天皇を敬愛すること

地方自治・地方選挙の有権者としての役割以外に、政府は引き続き本島人に「オホタミカラ」として、大日本帝国・皇室に対する服従・敬愛精神を発揮することを要求する。換言すれば、政府から一部の権利や権益を獲得したが、本島人は引き続き社会連帯責任を背負い、捨己奉公精神を発揮する役割を果たさなければならない。

本節の結論として、日本本土の実態と照り合わせれば、植民地である台湾地域の公民教育および公民概念の発展は日本本土より30年近く遅れていたことが明らかになった。また、「善良なる公民」や「良き公民」を育成する意向を公式に示したが、総督府は実際に積極的な行動を取らなかったのである。すなわち、台湾地域における本島人向けのアイデンティティ教育は大日本帝国の「国民」および「臣民」としての意識・自覚の形成の方に力点を置かれるため、公民としての意識の構築は比較的に重視されていなかったと考えられる。よって、台湾地域内の公民教育および公民概念は日本本土より発展期が短く、認知度も低迷し、本島人の認識には浸透していなかった。また、公民科は地方選挙の人材を育成するために導入されたが、国語教育および修身教育と同様に、日本人として伝統・道徳精神を涵養する役割を果たすことも期待されていた。

表 4-2 台湾地域における教育機関およびカリキュラム構成の変遷

年代	1919 年以前	1919 年以降	1922 年以降	1933 年	1937 年以降
		「台湾教育 令 (第1次)」 公布	「台湾教育 令 (第 2 次) 」 公布・共学制		「皇民化教 育」導入

			度確立		
教育機関					
公学校 1898 年設置 6 年制初等教 育	修身 、国語作为字、算術、唱語		内地人向けの 本土の規定は	」)「小学校」と こ準ずる	:共に、日本
師範学校 1899 年設置	修身 、 国書、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	修身 、国 語、文 数学、音 数学、音 本体操	男けュ修育文語地語理業手楽法子のラ身、、、理、科、工、制生カム、国台歴、数、図、体及徒リ:教語湾史英学実画音操経向キ 漢、、	男けュ修教漢語地数実手体子のラ身、、、歴英理図音はリ: 民語湾、語科画楽	国語歴史地理)、教育、理数、実
公立中学校 1915 年設置	修身 、国語及海理科、実業、海雷歌、体操			修身 公民 国語 文 歴史 地理 外国語 理科 実業 図 音楽 作業	国民 、理数、体錬、芸能、実業、外国語
高等普通学校 1919 年設置		修身 、文 史 数 科 法 发 图 图 图 图 图 图 图 图 图 图 图 图 图 图 图 图 图 图	日本本土の規		
女子高等普通 学校 1919 年設置		修身 、歷典、歷典、歷史理術、教芸、音樂、	日本本土の規	見定に準ずる	
実業学校 1919 年設置		<i>修身</i> 、国 語、数学、	日本本土の規	見定に準ずる	

専門学校 1919 年設置	理化学、操	日本本土の規定に準ずる
高等女学校 1922 年設置		修身 、国語、外国語、歴史、地理、数学、理科、図画、家事、裁縫、音楽、体操

第2節 戦前中華民国69における公民教育の展開(1912年~1945年)

1945年以降中華民国政府が台湾にで実施する制度・政策は台湾の特別の事情を考慮し改めて制定したものもあれば、中国大陸にで実施していたものをそのまま移植する場合もある。教育への影響として、日本統治時代の修身科・国語科・公民科・歴史科・地理科などの課程が提示する内容は一気に排除され、完全に異なる内容が取り上げられるようになった。

その中、反共教育、愛国心教育以外に、民主共和体制、民主・法治国家の公民として必要なる基礎知識・素養を培養する公民教育は通常の通りに実施された。ここの公民教育は1920年代中国大陸で公民科を受け継いだものと考えられる。よって、本節はまず1912年建国してから第2次世界大戦終戦までに中華民国政府が中国大陸にて推進した公民教育の実態を概観する。

中国大陸における「公民」という単語の使用は1890年代にさかのぼることができる。清の末期から、有識者はすでに近代化改革の必要性を意識し、日本の法律、政治、 経済などの社会科学に関する書籍を大量翻訳し、近代思想の輸入並びに普及に力を入

61

⁶⁹1912年10月10日孫文がリードする革命が成功し、共和制の中華民国が建国された。同じく孫文が創立した中国国民党の一党優位がしばらく続いたが、1920年代から共産党の勢力が徐々に拡大した。その後、国共内戦の敗退を受け、政府は1949年に台湾への遷都を決行した。戦後初期は国際連合安全保障理事会の常任理事国であるが、諸外国が相次ぎ中国人民共和国を承認し、国交を結ぶため、中華民国は1971年に国連を脱退した。

れ始めたのである。その中、公民概念は議会政治、法制、義務、権利、自由、平等などの概念とともに輸入されることになった。以下は3つの段階に分けて1912年中華民国建国以降の公民教育の発展過程を説明する⁷⁰。

4-2-1 1912 年~1919 年:「修身」科・「法制及経済」科設置

1912 年共和体制が確立されることにより、政府はまず「教育宗旨」および「普通学校暫行辦法」を発表し、これからの教育事業は軍国民教育、実利主義教育、公民道徳教育、世界観教育、美感教育という5つの重点に基づいて展開していくと掲げ、正式に近代化学校教育体制およびカリキュラムを導入した。

その中、道徳観や倫理観を涵養する「修身」科、および政治や法律や経済に関する 基礎知識を提示する「法制及経済」科が設置された。実際のところ、建国の初期は依 然として「帝政」の回復を擁護する声が存在するため、有識者は教育を通して徹底的 に旧慣、旧思想を是正する必要性を意識し始めた。その中、清時代から実施されてき た「修身」科を廃止し、立法、行政、司法、経済などの社会科学知識および近代化思 想を普及するふさわしい科目を設置する構想が持ち出されたのである。

その後、1916年「国民学校令施行細則」の改訂をきっかけに、政府は初めて公式に「公民」という単語を用い、修身科は道徳や倫理に関する内容だけではなく、政府組織、立法、行政、司法などの「公民が知るべき事項(原文:公民須知)」を提示しなければならないと指示した。以来、「公民が知るべき事項」に関する教材の開発、および「修身科」を改称する議論はさらに活発になる傾向を見せた。

4-2-2 1920 年代:「社会」科・「公民」科同時に新設

市川博 71 (1970) によれば、第 1 次世界大戦終戦以降、以下のような 5 つの要因を背景に、中華民国国内におけるデモクラシー教育に関する議論はピークを迎えた。

- ①大戦後の平和・民主・自由を謳歌する理想主義的な国際的雰囲気
- ②五四文化運動の反封建や反日運動の高揚

-

⁷⁰表 1-2 参照。

⁷¹市川博(1970)「中国におけるプラグマティズム教育思想導入期の公民科教育―国家と個人の関係を中心に」『東京教育大学教育学部紀要』NO. 16

- ③民族ブルジョアジーの成長
- ④20 世紀初頭以来、近代化の手本としてきた日本の教育制度への反省 (日本の軍国民教育、21 ヵ条の要求への批判に起因する)
- ⑤日本の影響力の退潮、およびアメリカのプラグマティズム教育思想の抬頭

このように、政府は1922年に新たに「学校系統改革案」を制定し、「6·3·3」という新しい学制を実施し始めた。表 4-3 が示しているように、新学制はアメリカのカリキュラムを参考し、社会、自然、音楽、芸術、体育などの新しい科目を設置し、構成員の一個人としての個性を尊重する上、社会および生活環境を出発点とし、必要なる知識や思想を普及し、民主国家にふさわしい人間像を構築することを目的とする。

その中、社会科と公民科がともに登場したのである⁷²。宮原兎一⁷³(1957)および許 芳⁷⁴(2008)の指摘によれば、中華民国において社会科という科目が成立したのはこれをはじめとする。政府は知識の理解にとどまらず、「実践」を重要視する姿勢を示し、民主共和社会で生活を営むに必要なる行動力・態度・精神・習慣の養成にも力を入れていた。

一方、社会科とともに新設された公民科の設置背景について、呉研音、翁之達⁷⁵ (1931) は、「三十五年来中国之小学教育」という著作において、「修身はただ時間を浪費して少しも実効がない。従って、民国8・9年頃 (1919・1920年頃)、各科中間接法を用いて教え、直接指導は随時行い、専門の修身科を廃止とせよという主張や、修身の範囲は甚だ狭いので改めて公民科とせよという人や、健康教育の非常に重要なことをいう人もあり、この綱要中には、公民衛生があって、修身を廃止した⁷⁶」という見解を述べた。よって、公民科は学生に自己と家庭、学校、地方、社会、国家、国際社会との相互関係を理解させ、現代民主国家の一員としてふさわしい考え方や生活習慣を形成させる役割を担うことになった。

⁷²新設された社会科はさらに衛生、公民、地理、歴史という4つの科目に分けて授業を進行する。

⁷³宮原兎一(1957)「中国における社会科の成立」『東京教育大学教育学部紀要』NO.3

⁷⁴許芳(2008)「中華民国1923年誕生期の社会科における「公民教育」一丁暁先編商務印書館『新学制社会科教科書』を中心にして」『早稲田大学大学院教育研究科紀要』
NO.16-1

⁷⁵呉研音、翁之達(1931)「三十五年来中国之小学教育」『商務印書館創立三十五年紀念刊』 ⁷⁶宮原兎一、前掲書より筆者引用

市川博(1970)や許芳(2008)はさらに実際に使用されていた教科書の内容分析を手掛けた。市川は実際に当時発行された『共和国民新読本』、『新小学教科書公民課本』、『新選公民教科書』などの教科書の内容分析を行った。分析の結果として、市川は上述のような教科書の内容構成は平和・人権教育への謳歌にあふれた当時の社会的雰囲気をそのまま反映したと指摘し、さらに主要テーマを修身的、集団生活、慈善、自己犠牲、社会、経済、政治、国民の義務、人権尊重、愛国、平和の実現、余暇の利用、宗教などと整理した。そして、許芳は商務印書館が1923年から1926年までの間に発行した『新学制社会教科書』の内容分析を行った。分析の結果として、許は『新学制社会教科書』は子供の生活経験に基づき、家庭、学校、近隣社会、国、世界に関する知識や価値観を同心円のように徐々に広めていく形で提示すると指摘した。

表 4-3 新学制による主要科目および公民科の主要内容

(市川博(1970)「中国におけるプラグマティズム教育思想導入期の公民科教育―国家と個人の関係を中心に」より筆者引用作成)

初 主要科目:

等教

国語、算術、社会(衛生・公民・歴史・地理)、自然、園芸、工用芸術・形象芸術、音楽、体育など

育

公民科の主要内容:

- (1) 個人と学校職業と関係ある服務の責任を理解すること
- (2) 市、郷、県、省の組織と公共事業の性質の大略を了解すること
- (3) 投票、選挙、集会、提案など及び他方面に関する自治の学識を有すること
- (4) 国家の組織、経済地位及び国際に情勢を了解すること
- (5) 公民対国家、国際の主要責任を了解すること

中 主要科目:

等教

社会(公民・歴史・地理)、言文(国語・外国語)、算術、自然、芸術(図画・手工・音楽)、体育(生理・衛生・体育)など

育

前期

公民科の主要内容:

- (1) 人類社会の生活研究
- (2) 憲政の精神を了解すること
- (3) 法律の常識を培養すること

- (4) 経済学原理の略知
- (5) 国際関係を知ること
- (6) 公民道徳を養成すること

4-2-3 1930 年代以降: 愛国教育重視、「党義」科新設

1927年以降、政府は国内外からさまざまな圧力を受けていた。愛国心や求心力を高 めるため、政府は公民科を幾度改称し、「公民訓練」科や「公民與道徳」科と改称す ることにより、道徳観や倫理観の涵養を重要視する姿勢を示した。そして、国共対立 が激化する中、知識面の教育以外に、政府はさらに「党義」という科目を設置し、「中 国国民党7 の歴史や党是に対する認識、服従意識を高めることに力を入れるようにな った。このように、最低限の知識を取り上げながら、道徳・倫理・愛国・愛党・反共 精神に関する内容が中心とする「公民教育」は1980年代まで続けられた。

全体的に、第3章第1節と照り合わせれば、1912年建国してから1945年まで中華 民国政府が中国大陸にて実施した公民教育は日本側と同様にアメリカの影響を受け ていたことが明らかになり、高い類似性が見られる。換言すれば、きっかけ、背景、 意図がそれぞれ異なるが、2 つの政府が推進してきた公民教育の力点、そして力点の 推移の傾向はほぼ一致している。初期の公民教育は法律や経済などの知識の提示を目 的とし、そして1920年代の公民教育は民主的教養の涵養に力を注いでいた。その後、 国内外の情勢の激動に応じ、公民教育は国家・与党への敬愛忠誠精神の向上に焦点を 絞るようになった。

次節は遷都以降の公民教育を考察する。

[「]中国国民党 (Kuomintang) は孫文が清を打倒するために創立した政党であり、初期は三 民主義に基づき、アジア初の民主国家を建立することを目標と設定された。2009年10月 17日に発表された「党綱」によると、与党として、現段階は主権の強化、国防・外交・ 経済の発展、中国との互恵関係の維持、汚職の排除、公平正義社会の建立などの目標が設 定されている。(http://www.kmt.org.tw/参照)

第3節 戦後台湾における公民概念の構築78 (1945 年~1987 年)

4-3-1 統治政策

1945年10月25日、台湾地域は日本による植民統治から解放され、「台湾省⁷⁹」として中華民国政府に接収されることになった。「台湾接管計画綱要」、「台湾省行政長官公署組織大綱」、「台湾省行政長官公署組織条例」などの法律の公布に伴い、「台湾省行政長官公署」は1945年9月1日に設立され、台湾地域の接収作業を手掛けた。「台湾省行政長官公署組織大綱」および「台湾省行政長官公署組織条例」によれば、行政長官公署は中国本土にある中華民国政府から台湾省内の立法権、行政権、司法権を与えられ、日本の植民統治を50年間受けた台湾地域内の「日本要素」をすべて撲滅して、いわゆる「脱日本化」を促進する任務を与えられた。

その後、国共内戦から敗退した中華民国政府は1949年5月20日に「台湾戒厳令」を公布し、同年12月8日に正式に台湾へ遷都した。中華人民共和国と対峙し続ける状況の中、軍事対戦力および国内の政治・社会環境の安定を維持するため、政府は経済以外の発展を抑制し、一般構成員による自主的活動を禁じえなかった。よって、台湾は戒厳時期に入り、中国国民党政権による本格的な一党・独裁専制統治を受けるこ

⁷⁸資料 5 参照。

⁷⁹1945年10月25日、「台湾行政長官公署(後に台湾省政府と改称され)」の運営が始まることにより、台湾は正式に「台湾省」として中華民国政府の管轄地になった。だが、1997年憲法の改正にともない1998年12月20日を以て台湾省政府の機能は凍結され、行政院(Executive Yuan)の出先機関となった。

とになった。Tun-jen Cheng⁸⁰(1989)および朱雲漢⁸¹(1990)は蒋介石がリードする中国国民党は「準レーニン式政党(quasi-Leninist party)」の特質を持っていたという見解を示した。言い換えれば、「党」が「政府」と密接に連携して国家の資源を独占することになり、行政の独立性は侵害され続けていたのである。 ゆえに、植民統治から解放された台湾は安定期に入ることなく、国共内戦、中華民国政府の遷都、中華人民共和国で行われた文化大革命、ベトナム戦争、朝鮮戦争などさまざまな事情の影響および蒋介石・蒋経国父子が中心となる専制統治を受けながら、現代化の道を邁進してきた。

戦後直後から 1987 年 7 月 15 日戒厳令が解除されるまで、台湾にで実施された学校教育は主に脱日本化、中華文化・華語の普及、三民主義思想の普及、反共意識の形成、実用性の高い技術・職業教育の提供などの役割を担っていた。日本統治時代から使用されてきた文教施設を接収したものの、政府はこれまで構築されてきた制度を一気に排除し、まったく異なる制度・政策を実施することにした。すなわち、1945 年から1949 年の間の教育体制は原則として大陸の体制を援用し、カリキュラム、教科書はそのまま援用する。このように、構成員にとって、日本語に替って華語が国語となり、日本文化に替って中華文化が伝統文化となり、そして奉仕の対象は大日本帝国・皇室から中華民国、国民党、蒋介石へ変わった。

この時期の教育政策について、多くの研究者は「中国化」に偏重する特徴を指摘した。「中国化」について、山崎直也⁸²(2009)は、「戦後台湾の教育は、中華民国は全中国の唯一の合法政府であるという政府見解を支えるべく構築されてきた。中国のことば、歴史、地理、思想道徳をわれわれの価値として共有させることは、数十年にわたり学校教育の至上の目的であり続けた」と述べた。また、陳俊傑⁸³(2009)は戦後の台湾の教育は中国および中国国民党を主体とする教育であり、学生は限られていた情報、知識しか得られないと指摘した。

⁸⁰Tun-jen Cheng(1989) 「Democratizing the Quasi-Leninist Regime in Taiwan」 [World Politics]

⁸¹朱雲漢(1990)「公元両千年総統大選對台湾民主鞏固的意義」『瞭望公元 2000 年焦点研究 11』

⁸²山崎直也(2009)『戦後台湾教育とナショナル・アイデンティティ』東信堂

⁸³陳俊傑(2009)「戰後臺灣國民教育社會科教科書與國家形塑(1952-1987)」

実際に日本政府が実施した公民教育は期間が短く、本島人への影響も限られている。 ゆえに、台湾の構成員は中華民国政府を通して、本格的で系統化される公民教育を受 け始めると言える。本節は戦後直後から 1987 年 7 月 15 日戒厳令が解除されるまでに 公式に発表された法令、公式文書、課程標準⁸⁴、現場で使用される教科書の調査・分 析を通して、「公民」概念に関する定義を究明する。

4-3-2 公民教育の発展過程

1945年から1987年までの学校教育による公民教育について、多くに研究者はこの時期に実施されていた「公民」科、「公民與道徳」科、「公民訓練」科、「生活與倫理」科、「三民主義」科などの教科教育を公民教育の範疇に属すると見なして、課程標準、教科書内容に注目し、分析を手掛けた。諸研究者の見解として、戒厳時期の公民教育は当時台湾が直面している政治環境・外交関係の激動に左右される傾向にあると思われる。また、藍順徳⁸⁵(1985)、欧用生⁸⁶(1996)は公民科、公民與道徳科、公民訓練科、生活與倫理科、三民主義科などの教科の内容を分析し、これらの教科は、伝統、服従、遵法、国家、領袖、漢民族、男性などのイデオロギーに偏重する傾向にあると指摘した。

本研究の見解として、戒厳時期の公民教育は「中華民国・中華民族の復興」および「大陸反攻」という2つの目標の実現を大前提として実施されたと考えられる。そして、公民科は国語、歴史、地理、数学、理科などの教科と同様に、上述ような大前提の実現の一役を担っていたのである。また、1970年代後半民主化・本土化方針の確立を分水嶺とし、公民教育が取り扱う内容は異なる傾向が見られる。確立以前、中華民族の伝統精神、情操に関する内容が比較的に重要視され、大幅に取り扱われていた。そして、「大陸反攻」を棚上げ、台湾を中華民国の本土として改革を展開する方針が確立された以降、政府は民族精神・情操教育並びに知識教育を共に重視する姿勢を示

⁸⁴課程標準 (Curriculum Standards) とは、中華民国政府・教育部 (Ministry of Education) が告示する教育課程の基準である。中華民国教育部部史 (The History of Ministry of Education) というデータベースによれば、中華民国政府は 1913 年から定期的に課程標準の制定・公示を行ってきた。だが、国共内戦や台湾への遷都などの事情により、現段階中華民国政府が保管しているのは 1952 年以降のデータのみとなっている。

⁸⁵藍順德(1985)『我国国民中小学公民教育内涵分析』 国立台湾師範大学教育研究所 ⁸⁶欧用生(1996)『国民小学社会科教学研究 』師大書苑

した。

以下は公式文書、遷都以降政府が定期的に発表する各課程標準に基づき、学校教育 において実施される公民教育の政策および授業内容を説明する。

(1) 戦後直後 (1945 年~1949 年)

戦後直後、台湾省行政長官公署は「台湾接管計画綱要」第8条に基づき、日本統治 時代の国語講習所、学校機関、図書館、映画館などの文化・教育施設を接収し、引き 続き利用することにした。特に、同署は上記の施設を利用し、国語教育および国家公 務員、教員、一般成人を対象とする教育の実施に力を入れた。

省内の全体的な教育方針について、行政長官・陳儀⁸⁷(1946)は戦後台湾省の教育は 国語、国文、歴史、三民主義を重点科目として展開すると明確に示唆した。すなわち、 政府は「中華民国」に関する内容を積極的に取り上げることを通して、日本的文化並 びに構成員による日本人としての意識を撲滅し、中国的文化並びに中国人意識を普及 する。ゆえに、公民教育は通常の通りに実施されなかったと思われる。

(2) 1950 年代~1970 年代

1949年以降、国共内戦の失敗を受け、台湾省を中華民国の復興および大陸反攻の拠点と見なす政府はこれまでの教育政策の方向性を新たに検討し調整した。教育政策方針の最も重要な転換として、政府は三民主義教育、反共教育、中華文化復興運動⁸⁸を積極的に学校教育・社会教育に取り組むことにした。1950年11月に発表された「本省非常時期教育綱領」に基づき、政府は各教育機関に対して積極的に三民主義を各教科の授業で取り扱うこと、反共に関するイベントを開催すること、国旗・孫文遺影に対する認識を普及させること、公民・歴史・地理などの授業においてわが国の光栄の事跡を強調することを指示した。

⁸⁷陳儀(1946)「陳行政長官広播本年度工作要領」『台湾省行政長官公署公報』第2巻第1 期

⁸⁸中華文化復興運動は政府が1960年代後半から中華人民共和国で行われた「文化大革命」の刺激を受けて開始した運動である。ねらいとしては、中華文化、道徳・倫理思想を広げることを通して、「中華文化を継承する中華民国」としての正統性・正統性をアピールし、国内外の支持を獲得することである。

その中、初等教育の「公民訓練」という訓練科目は特に公民概念や公民が知るべき知識を取り上げることではなく、学生にさまざまな活動を行わせる訓練を通してよき生活習慣やふさわしい態度・情操を身につけさせる役割を課される。そして、中等教育の「公民」という科目は本格的に法律、政治、経済などの知識を教授する役割を担う。だが、公民科授業で提示される当時の政治体制、政治情勢、司法体制、社会の実態、外交関係はあくまでも「理想的な民主・法治国家像」と言える。国共内戦の敗退以来、外交関係をさまざまな困難に直面してきた。そのため、共産国家・中華人民共和国と対峙している中、構成員の求心力を高めるため、政府は政治上・社会上・外交上の実態の説明を回避し、理想的な状態を提示した。具体的な内容は以下の通り。

初 科目:公民訓練

等

(1) 設置目的:

教育

児童の忠勇、愛国、合作、団結などの基本精神、および清潔、整斉など の生活習慣を身につけさせること

- (2) 具体的内容:
- ①集合訓練

清潔・体格検査、徳目・規條に関する討論・反省・実践など

②個別訓練

個人の心身状況・家庭環境の確認、保護者との情報共有、徳目・規條 に関する討論・反省・実践など

③団体活動

集会、団体を組織する心得を指導し各種の集会やイベントの参加を促 すことなど

科目:公民道德

(1) 設置目的:

訓練だけではなく、知識、観念、価値観を取り扱い、実質的な講義を行うこと

(2) 具体的内容:

誠実、勤倹、謹慎、創造、考順、友愛、睦鄰(隣国、隣人と親睦を深め

	ること)、合作、仁義、廉恥、負責(責任を担うこと)、守法、愛国、和
	平という 14 個の徳目に基いて展開する
中	 科目:公民(1968 年に「公民與道徳」と改称)
等	(1) 設置目的:
寸 教	へり
育	同精神を涵養し、良き生活習慣の養成、個人・家庭・学校・国家・社会
前	に関する基本知識を教授すること
期	に因うる金子和城と秋区かること
241	
	(2) 具体的内容:
	①健全的な個人
	よき少年、よき公民として必要なる資格、条件、資質など
	②円満な家庭
	よき子供として、円満な家庭を築くために必要なる知識や価値観など
	③完善な学校
	よき学生として必要なる知識や価値観など
	④進歩の社会
	よき構成員として必要なる権利、義務、地方自治に関する知識や価値
	観など
	⑤富強な国家
	よき国民として必要なる国家、憲法、民主政治、法治社会に関する知
	識や価値観など
	⑥平和な世界
	世界・地球村の一員として必要なる知識や価値観など
中	科目:公民(1971年に「公民與道徳」と改称)
等	(1) 設置目的:
教	初級中学に引き続き道徳観、価値観、人生観を涵養する以外に、社会、
育	政治、法律、経済、道徳、文化などの基礎知識を教授すること
後	
期	(2) 具体的内容:
	①道徳・修養

⁸⁹ 礼、義、廉、恥

⁹⁰ 忠、孝、仁、愛、信、義、和、平

東洋、西洋の道徳、倫理に関する内容

②社会・経済 諸制度、社会の実態、経済、建設に関する内容

- ③政治・法律 民主政治、法治国家、政党、地方自治、法律に関する内容
- 文化・芸術・科学・教育と人生との関係、東洋・西洋文化の概論に関する内容

(3) 1980 年代

④文化·人生

1970年代後半から、アメリカとの国交断絶や国連脱退など数々の外交上の失敗や政権維持の危機に直面し、政府は全体的な統治方針やこれからの方向性を検討し始めた。この契機に台湾省(いわゆる本省)出身の官僚の起用および政権の土着化・本土化方針・方向性が新たに確立された。さらに、改革は政府側だけにとどまず、台湾出身の有識者が主導する「党外活動⁹¹」も政府の黙認を得て活発な発展を見せた⁹²。最終的に、アメリカ、国会、党外活動、世論からの圧力を受け、政府は新たな政治改革を行うことを決断し、1987年7月15日に戒厳令を解除した。(劉金元,1996)

民主化改革の一環として、教育政策の方向性も大幅に修正されることになった。従来の道徳、民族意識、愛国意識を中心とする情操教育以外に、政府は学生の心身の均衡発展を重視するようになった。1980年に発表された「加強推展青少年公民教育計画」によれば、政府は「倫理」・「民主」・「科学」という3つの価値観を持ち出し、今後は現代化・民主化に向けて、法律、政治、経済、科学などの分野に関する価値観および

^{91「}党外活動」は当時の与党・中国国民党に所属していない有識者や活動家が「党外」というスローガンを持ち出し、台湾の民主化を促進するという目標に基づいて行った政治活動とされる。(第5章参照)

⁹²¹⁹⁷⁰年代後半から党外活動をリードし続けてきた有識者、活動家は活動の期間中から累積してきた資源、勢力、知名度を基礎とし、1986年に民主進歩党 (Democratic Progressive Party) を成立した。

系統化された知識をより一層重視する意向を示した。

4-3-3 公民概念の構築

上述のように、戦後戒厳時期の公民教育に関する政策およびカリキュラムの構成を概観した。以下は公式文書、現場で使用される教科書の調査・分析を通して、公民概念に関する定義を究明する。

この時期政府は教育に関する公式文書を多数発表したが、ほとんどの文書は民族精神や情操教育や公民教育の重要性を訴え、そして具体的な授業内容を説明することにとどまり、公民概念の明確的な定義や説明を提示しなかった。その中、蒋介石が1953年に発表した「民生主義育楽両篇補述⁹³」によると、蒋介石は公民を「活発であること、国を愛すること、国同士を友愛すること、国家・社会に貢献すること、規範を守ること、責任を果すこと、中国人としての誇りを持つことなど条件に満たなければならない」と定義した。すなわち、政府が公民に求めていたのは単に法律上の公民として選挙などの政治活動に参加することだけではなく、中華民国に一員として愛国・遵法精神を発揮することも特に重要視されていた考えられる。

教科書内容調査結果⁹⁴によると、公民概念に関する記述は主に公民の積極的資格、 公民消極的資格、世界公民としての役割という3つの重点を提示する。具体的な説明 は以下の通り。

(1) 積極的資格

公民による積極的資格とは、中華民国憲法および公務人員選挙罷免法による有権者の国籍・戸籍・年齢・学歴などの資格条件に関する規定とされる。1880年代以降日本の教科書による「市町村公民」に関する説明と同様に、台湾の教科書も忠実に法律条文を反映する⁹⁵。

_

⁹³秦孝儀主編(1984)『先総統蔣公思想言論総集』中央委員会党史会

⁹⁴資料 8 参照

⁹⁵実際に、戒厳体制の下に、憲法による選挙・罷免・創制・複決という4つの参政権の中、 選挙以外の権利の行使は制限されていた。よって、教科書は敢えて選挙権の説明に力を入 れ、最も重要な権利と強調した。

(2) 消極的資格

積極的資格以外に、教科書はさらに国籍・年齢・戸籍などの資格条件を満たしても 公民の資格を所有することができない場合に関する説明を提示する。主には、公権剥 奪の宣告を受けること、禁治産の宣告を受けること、精神病者、内乱罪・外患罪を犯 すことなどが挙げられる。

(3) 世界公民としての役割

本国の未来を背負うこと以外、教科書はさらに「世界公民」という概念を用い、国際社会に対する責任・役割を説明した。ただし、教科書は「世界」や「国際」などの概念・実態について十分な説明を提示せず、国家に対する尽忠の心を持つこと、世界大同を促進すること、正義・基本人権を擁護することなど抽象的な役割を力説した。このように、学生が教科書を通じて、「世界」や「国際」を理解し、求められる責任や役割を実感して自覚することは困難である。

そして、注意を払わなければならないのは、教科書は基礎知識、倫理、道徳、民族精神、愛国精神など幅広い内容を取り扱っていた。その中、公民だけではなく、教科書は「好国民(よき国民)」、「好孩子(とき子供)」、「好少年」、「好青年」、「中国人」などさまざまなな主語を用いて論述を展開することにした。よって、「公民」という主語は「法的定義」および「世界公民としての役割」に関する論述のみ用いられ、そしてこのような狭義的な定義は広く認知されることになった。第3章第1節で述べたように、日本における公民概念は戦時体制の下で「オホミタカラ」の意味合いを与えられ、後に公民教育関係の研究者の懸念を招いた。その反面、台湾の場合、公民概念は法律上の公民や世界公民という2つの比較的に肯定的な意味を保有し続けてきたため、独裁政権や大陸反攻を反対する党外勢力から反感を買わず、引き続き幅広く活用されることができたと考えられる。

本節の結論として、公民科を設置したものの、公民概念の構築・普及に対して積極的な行動を取らなかった台湾総督府とは異なり、戦後遷都してきた中華民国政府は台湾省内における公民概念の構築・普及に本格的に力を入れ始めた。言い換えれば、国内の政治・経済環境の安定を維持し、大陸反攻の基地としての台湾に対する支配を強固するため、政府は構成員の求心力を求めていた。中華民国の一員そして公民としての意識を形成させるため、政府は中華民族の伝統的な美徳(四維八徳)および法的定義という2つの側面から公民概念を構築する。よって、構築された公民概念は政府の

主要政策、意図により、美徳を持ち、投票活動に参加できる者という狭義的・明確的 な定義を与えられた。

このように、戦前より、構成員は政府のねらいの通り、求心力や参加意欲を示し、 当時の政治・社会環境に対する不満・訴求も意識し始めるようになった。より良い社 会を作るために、構成員は投票活動や限られていた自治活動だけではなく、実質的な 民主政治体制およびより幅広い政治参加・社会参加ができる環境を求めるようになる。 そして、このような構成員の意識の変化は活発的な党外活動そして後の戒厳令の解除 につながると考えられる。

第4節 戦後民主化時期における公民概念の構築%(1987年以降)

4-4-1 民主化·本土化政策

1988 年蔣経国の死去を受け、台湾省出身の副総統の李登輝⁹⁷は総統および中国国民党の党主席に就任した。李政権は蔣経国の任内で確立された本土化方針を引き続き実行し、台湾社会の民主化を促進した。民主化政策の施行とともに、台湾は民主化の道を歩み始めた。民主化の進行に伴い、政治体制は従来の中国国民党による「一党独裁体制」から「一党優位政党制」へ進化することができた。(朱雲漢,2000)そして、1996 年に初回の総統直接選挙⁹⁸が開かれ、台湾人は初めて政権を主導する権利を手に

97台湾史上初めての本省出身の総統である。1988年就任した以降は民主化・本土化をより一層力を注ぎ、台湾社会の民主化・本土化改革に貢献した。ただし、民主化・本土化の進行に伴い、中国アイデンティティ、中華民国アイデンティティ、台湾アイデンティティなど分岐するナショナルアイデンティティが多数浮上した。李氏自身も 2001年に離党し、これまで所属していた中国国民党の党是とはまったく異なる、「台湾独立」を党是と掲げる「台湾団結聯盟」の「精神領袖」となった。

⁹⁸1994年憲法の改訂をきっかけに、これまで間接選挙制だった総統選挙が直接選挙制と変更した。その後4年1度に総統選挙が行われ、有権者は自ら国家の元首を選択し、国民主権を体現することができる。だが、直接選挙制が確立された以降、政権の獲得をめぐって政党の間の競争が白熱化し、政見やマニフェストより、ナショナルアイデンティティ、レ

⁹⁶資料 5 参照

入れた。さらに、2000年に開かれる総統選挙の結果により、野党である民主進歩党⁹⁹を代表する陳水扁が選出され、台湾歴史上初の政権交代が達成された。2014年現在、台湾は2度の政権交代を経験し、より健全的な民主政治体制を確立できた。

政治上の突破に伴い、教育の側面においてもさまざまな改革が進行されるようになった。まず、政治上の脱中国化・本土化政策に応じ、従来の中国大陸を中心とするカリキュラムが検討され、台湾を本土として、台湾を中心・出発点とするカリキュラムが新たに構想された。山崎直也(2009)は「1990年以降、台湾では李登輝・陳水扁の2つの政権の下で、教育される国家観・国民観が大きく変容した。換言すれば、長年にわたり政治的正統として絶対性を保ち続けてきた「中国化」の教育が退潮する一方、台湾の主体性を強化する教育の「本土化」が政策として推し進められるようになった」と分析する。また、「中国化」のオールターナティブとしての「本土化」について、山崎は、権威主義体制下の教育において軽視されていた台湾の歴史、地理、社会、言語、芸術などを公教育の内容に取り入れていくことと解釈する100。

そして、民主政治体制並びに構成員の政治的素養の発展が成熟期に入り、社会の多元化・多様化・グローバル化、人口構成の少子高齢化、気候・環境問題の多発などさまざまな課題に直面する台湾の教育体制は画期的な転換を迎えた。2001年9月より、国民小学・国民中学による「九年一貫課程(Grade 1-9 Curriculum)」が実施され始めた。「九年一貫課程」はこれまでの国民小学および国民中学のカリキュラムを再構成し、語文(language arts)、健康與体育(health and physical education)、数学(mathematics)、社会(social studies)、芸術與人文(arts and humanities)、自然與生活科技(science and technology)、綜合活動(integrative activities)という7つの学習領域(learning areas)を新たに設置した。2001年に公布された「九年一貫課程課程綱要(Grade 1-9 Curriculum Guidelines)」によると、「九年一貫課程」は人文精神(自己理解、他人・他国・多文化尊重)、統合能力(理性と感性との調和、

⁹⁹1986 年党外活動の活動家が創立した台湾史上初の野党であり、初期は与党の中国国民党と対立した主張、台湾独立や反原発などの目標が掲げられた。2007 年 9 月 30 日に発表された「党綱」によると、最大野党として、現段階は独立的・自主的な台湾共和国の建立、経済・財政の成長、公平的・開放的な福祉社会の建立など目標が設定されている。

¹⁰⁰山崎直也、前掲書

知識と行動との均衡、人文と科技との整合)、民主的素養(表現力、思考力、コミュニケーション力、包容力)、郷土・国際意識、生涯学習能力の培養を目的とする。その後、国民小学および国民中学の改革に合わせ、高級中学のカリキュラムも 2005 年に公布された「高級中学課程暫行綱要」に基づき再構成されることになった。

よって、戦後から長い間続いていた充実で系統化された知識が中心となるカリキュラム、そして教師の説明が中心となる教授法は検討されることになり、複数の教科やイシューを統合するカリキュラム、そして学生の思考力や判断力を引き出す教授法が導入されることになった。もちろん実施上には実際にさまざまな問題点や不具合が生じたが、九年一貫課程は政府、有識者、民間団体、構成員の共通認識を前提として展開されると言える。このような画期的な転換を契機に、台湾の教育体制は日本の教育体制と再び接近するようになったと考えられる。

本節は1987年7月15日戒厳令が解除された以降公式的に発表されてきた法令、課程標準、課程綱要、教科書を調査・分析の対象とし政府による公民概念に関する定義・構築意図を究明する。

4-4-2 公民教育の発展過程

民主化以降の公民教育は構成員が社会、国家、国際社会に参与する時必要なる「公民的資質」の培養の主役を担っているの言える。言い換えれば、政府が選択した特定の知識や価値観を注入する手段ではなく、公民教育は常に多くの争点や亀裂や対立が存在している台湾社会の現状に応じて、構成員が備えるべき「公民的資質」の内容を想定し、授業、活動を取り組む役割を担っているのである。

(1) 戒厳令解除直後

1988年に発足した李政権は 1991年に「動員勘乱臨時条款」を廃止し、憲法の改正を主導した。1991年に発表された「憲法增修條文」に基き、1949年から凍結されてきた立法委員(Legislator)などの代議士の選挙、直轄市首長の選挙、総統の選挙が相次ぎ開催されることになった。そして、1997年の憲法改正をきっかけに、台湾は「半総統制(semi-presidential system)(台湾では双首長制とも称される)」という政治体制、すなわち、総統と「最高行政機関・行政院」の院長がそれぞれ一部の決定権や任命権を所有する体制を新たにを確立した。(林継文,1997)外交上、李政権は中華人民共和国を容認した上で外交関係の展開を図った。

そして、2000年総統選挙を契機に、台湾史上初の政権交代が実現された。「台湾独立」を主張する民主進歩党・陳水扁政権は台湾社会の本土化および脱中国化の促進により一層力を入れた。政治体制の改革について、陳政権は2回(2000年、2004年)の憲法改正を主導した。その中、2004年の憲法改正により、立法委員選挙による「小選挙区比例並立制」が導入され、中国国民党および民主進歩党両党が競う二大政党制の構図が徐々に定着してきた。

一方、教育の側面において、国民小学、国民中学、高級中学などの教育機関の課程標準の改訂は1993年から順次に発表された。それぞれの課程標準を通して、政府は今後の教育について、未来化(未来、次世代に活用する内容を取り扱うこと)、国際化(地球村、国際コミュニティ意識を形成すること)、統整化(統合・融合された知識、価値観、主題を提示すること)、生活化(身近な生活の需要に合わせること)、人性化(学生を中心とする内容を提示すること)、弾性化(教師および学生の自主性、裁量権限を尊重すること)という5つの理念を掲げた。

その中、国民中学公民與道徳科および高級中学公民科は引き続き実施されることになった。課程標準によれば、政府はより本格的に民主化・本土化の政策方針を着実に実行し、学生が生活をしている台湾社会の現状および民主・法治社会に生きるために必要なる法律、政治、経済、文化などの側面の知識を提示することにした。民主・法治に関する価値観は戒厳期間中から取り上げられてきたが、山崎直也(2009)は、「台湾の現実の政治体制が民主主義に移行したことで、「民主」の概念は、まさに「われわれのもの」として、当事者意識をもって教えられることとなった¹⁰¹」と指摘した。具体的な内容は以下の通り。

国 国民中学「公民與道徳」科の具体的な内容:

民 ①学校與社会生活

中 学校生活・家庭生活・社会生活に関する倫理、人間関係、規範、礼儀など

学 ②法律與政治生活

民主、法治、憲法、権利、義務、司法体系、政党、地方自治、選挙など

③経済生活

国民所得、投資、貯金、貿易、貨幣、銀行、収入、支出、企業責任など

¹⁰¹山崎直也、前掲書

④文化生活
芸術、美学、宗教、マスメディア、外交、国際礼儀、中華文化など
高 高級中学「公民」科の具体的な内容:
級 ①社会・文化
中 社会化、人格発展、社会・国家の組織、構成、中華文化、世界文化など
学 ②道徳・法律
道徳観、倫理観、法律、秩序、訴訟など
③政治・国際関係
政治体制・国際社会、わが国の現状など
④経済・世界展望
基本概念、現状など

(2) 2000 年以降

李政権は1998年に「国民中小学課程発展小組」を設置し、「九年一貫課程」の構想・企画を手掛けた。「九年一貫課程・社会学習領域」は従来の公民、歴史、地理という3つの科目の知識、理念、目標を統合する総合的な科目として2001年九年一貫課程の実施と共に新たに設置された。「九年一貫課程綱要」によると、「社会学習領域」の構想およびねらいとしては、生存・生計・生活・生命という4つの視点から出発し、人間と自然環境、物質環境、社会環境、精神環境との相互関係を学生に理解させ、より良い相互関係の構築を促進することである。そして2004年8月31日に発表された「普通高級中学課程暫行綱要」により、高級中学も従来の現代社会、三民主義、公民という3つの科目を統合する「公民與社会」科が新たに設置された。

「九年一貫課程綱要」、「普通高級中学課程暫行綱要」の説明仕方からすれば、当 綱要はよき構成員が求められる能力、その理由・背景を詳細に説明するが、敢えて授 業の具体的な内容を規定しないのである。すなわち。これまで全国統一で、中国に関 する内容が中心となる教材を使用してきたが、政府は台湾の立場に立ち、各地域の特 色、独特性を尊重し、各出版社・教科書の編纂者・教育機関・教師に裁量権、自主権 を与えるようになった。このように、各地域の学生はより適切なカリキュラム、授業 内容を受けることができると思われる。

「社会学習領域」および「公民與社会」科を戦後直後に設置された日本の「社会科」 と比較すれば、両者は同様にアメリカの「social studies」を参考するため、カリキ ュラムや教授法の理念の側面においては大きいな差異が見られていない。両者は同様 に学生の立場に立つこと、学生の生活体験に基づく課題を設定すること、多元的文化 を取り扱うことを重視する。

4-4-3 公民概念の構築

公民概念は如何に論述され、構築されてきたのかを探究するため、本研究は公式的 に発表された公式文書、現場で使用される教科書の調査・分析を通して公民概念に関 する定義を究明する。

(1) 公式文書

公民教育が総合的教育として現代社会に生きる、健全的な個人を培養する方針が確立された以降、公民概念は日本と同様により広義的に捉えるようになる傾向が見られる。調査結果によると、公式文書による公民概念に関する説明は以下のような2つの特徴が挙げられる。

①説明仕方

民主化の進行に伴い、構成員による政治参加の機会が増え、そして形も多元化・多様化になる。このように、政府は資格条件だけではなく、資質の側面を重視するようになり、公式文書を通して現代公民が求められる資質を提示することにした。2011年に発表された『中華民国教育報告書』において、政府は「多元的現代公民素養の発展」を教育の重要策略のひとつと設定し、現代公民が備えるべき資質を科技・インターネット・テクノロジーを善用できること、他人との合作・共有すること、広い・グローバル的な視野に立つことなどと説明する。すなわち、公民による狭義的な定義がすでに社会的に認知されている中、政府は新たに公民的資質の重要性を広げ、普及する意向を示している。

②現代公民・世界公民・地球公民・環境公民などの合成語の運用

狭義的な政治に対して関心、参加意欲を示すだけではなく、構成員により明確的に 自分自身が求められている役割を意識・自覚させるため、政府は公式文書を通して現 代公民、世界公民、地球公民、環境公民などの合成語を提示した。新たに注目を浴び る現代公民、世界公民、地球公民、環境公民は政治以外に、公共領域や国際社会や地 球が抱えているさまざまな問題に目を向けること、そして理解、寛容、思いやりなど の精神を発揮することが求められる。

したがって、公式文書の調査結果として、戒厳令が解除された以降政府による公民概念に関する見解は狭義的な「政治に参加する主体」、および広義的な「国内外社会に参加する主体」という2つの意味あいが含まれている。特に、すでに広く認知される公民概念と区別し、上述のような広義的意味合いをより注目を浴びさせ、構成員に認識・自覚させるため、政府は敢えて現代公民、世界公民、地球公民、環境公民などの合成語を持ち出すことにした。このように、政治参加の主体・公民という単一概念に対する執着が見られなくなったが、公民という単語は依然として公式文書、教科書、教育現場などさまざまな場面において活用されて、学生の意識そして言語の使用習慣に影響を与え続けていると考えられる。

(2) 教科書102

国家教育研究院・教科書図書館にて保管されている教科書の内容調査を通して、国民中学「社会」科および高級中学「公民與社会」科の教科書から公民概念に関する記述を確認することができた。それぞれの記述の内容、幅によれば、各出版社や編纂者は依然として公民概念を重要視する姿勢を示している。すなわち、政治参加が広義的に捉えられることにより、公民による多元的な社会参加が重要視されるようになっているが、狭義的な政治参加は変わらぬ重要視されているのである。教科書による公民概念に関する具体的な説明は以下のような3つの重点が挙げられる。

① 公民概念の由来

公民概念の由来について、台湾社会内では未だに定着している共通認識がないが、一部の教科書は公民概念は古代ギリシャのポリス・アテネの「citizen」から由来していると明確に定義している。実際に、アテネの政治体制によれば、「citizen」は自治体・ポリスの構成員であり、市民と翻訳した方が適切ではないかという見解も示されているが、教科書の見解は学生の認識や言語の使用習慣に深刻で決定的な影響を与えていると思われる。

②法律上の公民

81

¹⁰²資料9参照

ほとんどの教科書は戒厳期間中の国定教科書と同様、中華民国憲法や公職人員選挙 罷免法などの法律による公民概念の法的定義を提示する。それぞれの説明によれば、 法律上の公民は中華民国憲法による選挙、罷免、創制、複決という4つの参政権を有 する者とされる。そして、上述のような4つの参政権を獲得するためには満20歳以 上、公権剥奪宣告や禁治産宣告を受けず、引き続き4箇月以上同一選挙区に住居を有 するなどの資格条件に適合しなければならないとされる。

③現代公民·地球公民·環境公民·世界公民

多元化・多様化に進行し続いている現代台湾社会の需要に応じて、各々の教科書は 現代台湾社会にとって理想的な公民の資質の視点から新たに「公民像」を構築するこ とに力を入れるようになり、現代公民、地球公民、環境公民、世界公民などの新しい 合成語を用い始めた。

本節の結論として、実質的な民主政治体制の運営に伴い、40年以上一党専制統治を受けてきた台湾人の意識を改革する役割を担う公民教育の目標、内容、教授法なども再検討されることなった。李登輝が総統に就任した以降、台湾の民主化・本土化を促進することに力を入れるようになった政府は、公民教育・公民概念の重要性だけではなく、多元的・多様的な公民的資質の培養を重要視するようになった。

分岐しているオピニオンが多数存在している台湾社会において、選挙活動への関心や参加意欲はもちろん変わらぬ重視されているが、より良い共通認識を生み出すために、政府はさらに公民的資質を高めることを注目し始めた。言い換えれば、政府のねらいとしては、社会におけるさまざまな議題・課題に対する関心・観察力・思考力・判断力、そして異なるオピニオンを持つ他人とのコミュニケーション力・協調性などの資質を涵養ことにより、より良い政治的決断をすることができる公民を培養することであると考えられる。

このように、構成員は自身の影響力を意識し始める。独立か統一か、本省人か外省人か、台湾か中華民国か中華台北などの議題に対する極端的なオピニオンを持つ者が少なくなり、如何に台湾および自分自身の実質的な影響力を発揮することを中心に議論を展開するようになった。よって、国家や政治だけではなく、構成員は公共領域内のすべての出来事に目を向け、関心を示す「公民」として役割を果せるようになり、これまでは2度の政権交代を実現させた。

第5章 公民概念の政治的背景に関する比較分析

◎これまでの研究成果

第3章、第4章の考察の成果からすれば、現在日本・台湾両国にて実施されている公民教育および使用されている公民概念 1900 年前後それぞれが欧米の経験を参考して導入したのものである。そして、導入された公民教育および公民概念の内容はそれぞれ幾度の転換を迎えていた。

第3章の成果として、日本における公民概念は3度の転換を経験してきたことが明らかになった。本研究の見解として、転換のキーポイントは政治体制の転換およびそれに伴う政治参加の権限の拡大・縮小と考えられる。本来なら、近代化そして参政制度の展開にともない、公民概念は徐々に広義的に拡大するはず。だが、戦時体制の下、一時的に「オホミタカラ」と見なされることにより、公民概念は戦後に有識者からの懸念を招いた。その一方、戦後日本の場合、公民教育は継続的に重要視され、力を入れられきたが、政府は公式文書を通して、新たに「よき構成員」という概念を持ち出し、従来の狭義的な政治参加・選挙だけではなく、広義的な政治参加および社会参加の角度から公民教育の内容を再構成することにした。実際に、公式文書からは公民概念の言及を回避する傾向を確認することができなったため、今日公民概念による認知度の低下の最も重要な要因は教科書記述による公民概念の減少、および市民概念の使用の普及と推測される。

第4章の成果として、公民教育政策および公民という身分の役割は2度の転換を経験してきたことが明らかになった。その中、民主化とともに徐々に広義的に展開する傾向が見られる公民概念は引き続き政府そして社会全体の注目を集めている。本研究の見解として、台湾側の公民概念は「有権者」、「政治参加にの主体」など比較的に肯定的な意味合いを保有し続けているため、比較的に高い認知度・認識度・注目度をキープすることができたと考えられる。加えて、教科書も引き続き多様化・多元化の議題を取り上げつつ、かならず公民概念を根本的定義から詳しく説明する。

◎仮説設定

比較分析の重点として、本研究は両国の公民教育による公民概念は狭義的な政治、 すなわち参政制度の展開と連関するという仮説を設定する。

国内外の情勢、社会の需要などの要因に応じて日本人による「政治参加」は狭義的な視点・「地方自治活動や選挙活動の参加」から広義的な視点・「社会のすべての出来事に目を向け、関心そして参加意欲を示すこと」までに展開する傾向が見られている。そして、「政治参加」の形および「政治的教養」の解釈が広義的に発展すればするほど、政府は構成員による公民としての意識・自覚の形成を強調・執着しない傾向にある。

その一方、比較対象の台湾の場合、これまで台湾を統治してきた日本政府、中華民 国政府が学校教育を通して構築してきた公民概念も政治参加、政治的教養と連関して いる傾向が見られる。だが、1980年代後半から民主化が進められ、台湾社会における 「政治参加」の形および「政治的教養」の解釈も徐々に広義的に展開しているが、日 本との対照的な特徴として、政府そして社会全体は終始一貫公民概念を重要視している。

本章は両国の調査・分析結果に基づき、異同そして異同が生じる政治的背景の探究 を通して、それぞれの公民概念の構築の特色を明らかにする。次はまず日本および台 湾の構成員による政治参加の実態を概観し、そして3つの段階に分けて、比較分析の 結果を述べる。

第1節 日本における政治参加の実態

近代日本人の政治参加は1870年代にさかのぼることができる。その後、政治参加の規模が徐々に拡大され、1925年には普通選挙制度の樹立が実現された。そして、戦後以降、一時期かけられた制限が解除され、政治参加の規模や幅や形態はさらに多元的で多様的な展開し続ける。以下は2つの段階に分けて政治参加の実態を述べる。

5-1-1 1880 年代~1945 年:選挙活動

1870年代から、有識者は、憲法の制定、議会の設置、自由権の保障などの訴求を掲げて政党を結成し、政治的活動を行い始めた。1874年に愛国公党の中心メンバーは「民 撰議院設立建白書」を提出し、「租税を払う義務を担う者は政府の事を与知可否する 権利を有する」と強調し、「天下の公論を伸張する」民選議会の設置を要望した。

その後、公職選挙に関する法律が順次に制定され、構成員は公職選挙を通して政府の運営に参与する権限が付与された。まず、1888年からは市制、町村制、府県制、郡制などの法律が制定され、地方自治制度および地方公職選挙制度が樹立された。本研究の問題関心である「公民」概念も地方公職選挙制度とともに法的位置づけを正式的に付与されたのである。

そして、1889年「大日本帝国憲法」および「衆議院議員選挙法」の制定をきっかけ

に、帝国議会が設置され、日本の議会政治は始まった。大日本帝国憲法第35条、衆議院議員選挙法第6条、衆議院議員選挙法第8条などの条文によれば、一定の資格条件(年齢、財力、住居など)に適合する帝国臣民の男子は衆議院の選挙権・被選挙権を付与される。

衆議院選挙法による有権者の資格条件に関する規定はその後も幾度に改正された。 実際に、「普通選挙期成同盟会¹⁰³」をはじめ、一部の有識者は議会設置当初から「普通選挙」の実現を求め、請願書の提出、結社、集会、デモを絶えずに行った。1925年衆議院議員選挙法の改正を契機に、「府県内において直接国税を引き続き納める」という要件が撤廃され、満25歳以上、一定の住居に引き続き居住する男性の帝国臣民はすべて選挙権・被選挙権を付与された。このように、より多くの構成員が投票参加を通して議会政治に参与することが実現されたのである。投票率の調査によれば、1890年から1942年までに開催された総選挙の投票率はほぼ80%以上をキープし、構成員の参加意欲の高さが伺える¹⁰⁴。また、選挙権や被選挙権だけではなく、大日本帝国憲法第29条に基づき、構成員はさらに言論、出版、集会、結社などの自由権を付与される。

5-1-2 戦後:選挙活動・住民活動・市民活動

三船毅¹⁰⁵ (2008) によれば、戦後日本人による政治参加の形態は中央・地方レベルの政府構成員(衆議院議員、参議院議員、地方議会議員、地方自治体首長)の選定および、彼らの行為に影響を及ぼすべく意図された市民の合法的な活動が挙げられる。

政府構成員の選定、いわゆる選挙活動の場合、1945年以降、衆議院選挙法の改正、 および参議院選挙法、地方自治法などの法律の制定をきっかけに、女性は新たに選挙 権・被選挙権を付与された。すなわち、一定の年齢・居住要件を満たしている構成員 は男女問わずすべて選挙権・被選挙権を有し、投票・選挙活動に参加することができ るようになった。

¹⁰³松尾尊允(1989)によれば、「普通選挙期成同盟会」は日清戦争後の社会問題の発生に刺激され、その解決の道を模索しはじめた知識人によって結成されたさまざまなグループのひとつである。

¹⁰⁴総務省「目で見える投票率」〈http://www.soumu.go.jp/main_content/000153570.pdf〉 (最終アクセス 2014 年 4 月 13 日)

¹⁰⁵三船毅(2008)『現代日本における政治参加意識の構造と変動 』慶應義塾大学出版会

その中、政権にかかわる衆議院議員選挙の投票率の変遷からすれば、高度経済発展期は人口流動のために一時的に低下する傾向が見られるが、基本的に1946年から1980年代まで、投票率はほぼ70%ををキープしていた。そして、1990年代以降には急激に低下する傾向が見られる¹⁰⁶。低下する背景について、三船毅¹⁰⁷(2008)は、現実の政治状況に対する有権者に厳しい評価と失望感が政治関心・政党支持を低下させたことに起因すると推測されると指摘する。

中央・地方レベルの構成員を選定する選挙制度だけではなく、住民活動や市民活動 の重要性も徐々に認識され、関心を寄せるようになった。

まず、一定資格条件に適合する者は「住民投票」に参加することができる。現在日本で行われる住民投票は大きく憲法(95条)による住民投票、地方自治法(75条~85条)よる住民投票、合併特例法による住民投票、各自治体が制定する条例による住民投票などの種類が挙げられる¹⁰⁸。住民投票を通して、構成員は一住民として、居住している地域の公共団体の運営、特別法の制定、他地区との合併、議会の解散、議員と長の解職などの事項に対して自らの意志を表明することができる。(大学教育社,1998)(中谷美穂,2005)

そして、公害、環境保護、消費者保護、社会福祉などの議題に焦点を当て、政府そして社会全体の関心を喚起するため、住民・市民は自発的にさまざまな活動を行い、自らの意志・訴求を表明するようになる。三船毅¹⁰⁹(2008)は、これまでの市民運動は、市民の日常生活に関わる領域の個別具体的な問題が多く、行政サービスの供給過程に直接働きかけようとするものであった。そして、現在ではボランティアや NPO などと融合しつつ、政策形成過程に働きかけるアドヴォカシー団体へ変容してきいると指摘する。特に、「特定非営利活動促進法」が 1998 年に正式に実施された以降、さまざまな優遇措置が実施され、各活動団体はよりよい環境で活動に取り組むことができ

¹⁰⁶明るい選挙推進協会「投票率いろいろ」〈http://www.akaruisenkyo.or.jp/070various/〉 (最終アクセス 2014 年 4 月 13 日)

¹⁰⁷三船毅、前掲書

¹⁰⁸新藤宗幸(1999) はさらに「目的」に基づいて、住民投票を「紛争解決型住民投票」および「政策対抗型住民投票」と区分する。すなわち、自治体の事業をめぐる地域社会の対立の解決手段として行われるのが「紛争解決型」住民投票とされ、そして、自治体の立法政策に対抗する政策の提示をもとにして行われるのが「政策対抗型」住民投票とされる。

¹⁰⁹三船毅、前掲書

る。(山内直人・出口正之, 2000)

第2節 台湾における政治参加の実態

5-2-1 日本統治時代 (1895 年~1945 年)

この時期台湾本島出身の有識者の主な関心は差別解消や議会設置や地方自治などの議題が挙げられる。以下は2つの側面から本島人による政治参加の実態を述べる。

(1) 自主的活動

抗日やあるいは反日活動に対する懸念により、1935 年以前総督府は本島人による政治参加を制限することにしていた。その後、中盤の安定期に入り、総督府が提供する学校教育を通じて近代的思想を学んだ本島出身の有識者は武装抗日活動を放棄することにした。かわりに、有識者は思想面の改革から出発し、文化や政治をテーマとするさまざまな活動を開催した。最初の出発点は「反日」であるが、後期の活動は本島人自身の旧慣や伝統文化に対する反省に焦点を当てるようになった。すなわち、有識者は台湾総督府の政策のみならず、これまで台湾社会に存在していた伝統文化や風俗習慣に対しても同様に批判的な目線で考察する傾向にある。第4章第1節で述べたように、総督府による学校教育の力点が国語教育および修身教育の方に置かれるため、本島人は主に本島出身の有識者がリードする活動を通して、政治に関する知識や情報を吸収していた。

黄樹仁110 (1980) はこの時期の有識者を政治抗議者、社会改革者、文化啓蒙者とい

¹¹⁰黃樹仁(1980)『日據時期台湾知識分子的意識形態與角色之研究(1920-1927)』 国立政

う3つのタイプに分けた。単に政治的な批判や抗議活動を行う者は政治活動者とされるが、社会経済改革、婦人解放運動、農民運動、社会主義運動などの具体的なテーマを持ち出す者は社会改革者とされる。そして、さまざまな媒介を使用し、新しい知識や思想や世界観を紹介する者は文化啓蒙者と言える。有識者はそれぞれの関心に基き、台湾同化会¹¹¹、新民会¹¹²、台湾文化協会¹¹³、台湾民衆党¹¹⁴、台湾地方自治聯盟¹¹⁵などの団体を結成し、自らの理念を宣伝するためにさまざまな宣言や文書や出版物を発表した。

(2) 地方公職選挙

自主的な活動だけではなく、本島出身の有識者は「公民」として、議会や地方自治の運営に参加することの必要性を認識していた。「台湾地域の住民による台湾地域独自の議会」を設置する要望は最終的に実現することができなかったが、1935年「台湾市制」および「台湾街庄制」の制定をきっかけに、本島人は実際に地方レベルの政治に参加する権限を手に入れたのである。

1935年に発表された「台湾市制」および「台湾街庄制」に即し、政府はようやく一

治大学政治研究所

1111914年板垣退助が台湾を訪問した際に、本島出身の有識者と共に、総督府による本島 人に対する差別的な待遇を解消するという目的に基いて結成した政治活動団体である。日 本統治時代最初で本格的な政治活動団体とも言える。

¹¹²1920 年在日本島人留学生が「本島人の幸福の促進」を目標に基いて結成した政治活動 団体である。

1131921年に「台湾議会設置請願運動」の一環として成立した団体である。当協会の成立目的としては台湾人に近代化知識や思想を学ぶ機会を提供することとされる。総督府が立法権および行政権を独占する状況を見て、有識者は台湾地域の構成員が独自の議会を組織し、地位内にて実施される法律や政策を審議することの必要性を訴え続けていた。1934年までの14年間に渡り、有識者は日本本土の帝国議会に「台湾議会設置請願書」を15回提出し、注目を集めた。

114台湾文化協会に所属していた右翼派が離会し、「民本主義政治の確立、合理的な経済組織の設置、社会の欠陥の改善」を目標として1927年に結成した政治活動団体である。 1151930年台湾民衆党に所属していた部分の党員が「地方自治の実現」という単一議題を持ち出し、「合法的手段を通して民主主義および地方自治の実現への改革」という目的を設定し、1930年に結成した政治活動団体である。 部の構成員すなわち地方公職選挙の有権者¹¹⁶に地方公職選挙の選挙権・被選挙権を付与することにした。1935年および1939年に開かれた地方公職選挙の結果によれば、一部の本島出身の立候補者は当選を果し、地方自治に参与する権利を獲得した¹¹⁷。

5-2-2 戦後戒厳期 (1945 年~1987 年)

第4章第2節で述べたように、台湾は1949年5月20日を以て戒厳時期に入った。 政党の結成¹¹⁸や新聞の発行が禁じされるため、構成員による政治参加は制限されてい た。若林正丈¹¹⁹(1987)は、「中国大陸での共産党への敗北の教訓を受け、蒋介石政 権は学生・労働者・農民の政治的活性化を著しく嫌い、共産党の脅威を理由に国民の 団結および社会の平穏の重要性を強調し、政治参加のレベルを低く抑えていた」と指 摘する。国民主権の原則に基く中華民国憲法、反共思想を構成員、そして世界にアピ ールする一方、蒋介石政権は「戒厳令」や「臨時条款」を通じて憲法が保障する一部 の基本人権や参政権を凍結した。

蕭新煌¹²⁰ (1992) によれば、70 年代前の台湾における社会運動は国家統合主義下の 社会動員形式であり、政府や与党や特定の政治家が動員したことが多い。その中、無 党派の有識者や政治活動家は合法的な政治参加・公職選挙に立候補すること、および 違法的な政治参加・「党外運動」という 2 つのルートを通して台湾の民主化を促進し てきた。活動の主な争点は政治体制の是正である。

(1) 合法活動·公職選挙

アメリカを含む西側諸国に向けて、「全中国を代表する唯一の合法政権」および「民主国家」としてのイメージをアピールするため、政府は中華民国憲法による構成員の

^{116「}台湾市制」および「台湾街庄制」は有権者に関する資格条件を提示したが、有権者を「公民」と称さなかった。

¹¹⁷総督府は1940年以降選挙の開催を停止することにした。よって、台湾地域で開かれる地方公職選挙はわずか2回だった。

¹¹⁸当時の合法政党は中国国民党、中国青年党、中国民主社会党という遷都以前中国大陸で成立された3つの政党のみとされる。

¹¹⁹若林正丈(1987)『台湾―転換期の政治と経済』田畑書店

¹²⁰蕭新煌(1992)「台湾新興社会運動的剖析:自主性與資源分配」『解剖台湾経済:威権体制下的壟断與剝削』

選挙・罷免・創制・複決という4つの参政権の内、選挙権の行使を認めることにした。 公民科教科書の内容調査の結果によれば、政府は罷免・創制・複決という3つの権利 の説明を回避し、選挙権の行使の重要性を力説した。記述の内容によれば、選挙権の 行使は、憲法上に保障される権利であり、よき公民として果さなければならない義務 でもある¹²¹。1950年再開以来、県市議員や県市長などの重要選挙の投票率はほぼ70% 以上をキープした。そして、投票だけではなく、一部の構成員はさらに選挙に無党籍 として立候補し、当選を果したのである。よって、結社や集団活動が違法と認定され る中、一般構成員にとって、唯一かつ最も重要な政治参加のルートや手段と言える。

(2) 違法活動·党外活動

戒厳期間中の学校教育は政府が選択した政治知識しか取り扱わなかったため、構成 員は党外活動への参加を通してより客観的で的確な政治に関する知識や情報を得る。

「党外運動」とは、1960年代後半から数々の外交上の失敗・挫折そして政府に不信感を抱く無党派の有識者(特に台湾本省出身)がリードする一連の運動とされる。主な訴求としては専制政治の打破、「台湾」としての主体性の確立、憲法による基本人権や参政権の保障などが挙げられる。国民大会代表、立法委員、県市長、県市議員などの選挙に立候補するだけではなく、有識者はさらにさまざまな出版物を発行し、各地で講演を開き、政府に対する批判や民主政治に関する知識・情報を発信し続けた。

換言すれば、有識者は公職選挙の再開に満足せず、より実質的な民主政治体制の確立を求める。最初は違法と認定されたが、1969年に行政院副院長に就任した蒋経国は国内外社会の訴求を認識し、これまで違法と認定される無党派層の党外運動の取り締まりを緩和した。このように、全体の政治環境の民主化・自由化・本土化が実現され、党外運動の場が広がり、より活発的な発展を見させることができた。(呉文程,1996)総じて、学校教育による本格的な公民教育および党外運動からの影響を受け、構成員は本格的に導入された選挙制度そして台湾政治環境に高度な関心を寄せる傾向にある。

5-2-3 1987 年以降

¹²¹第4章第2節参照

1990年代に入り、民主化が着実に進行する以降、野党がリードする政治活動の関心および目標は従来の「民主化改革」から「国民国家の建立」に転換した。換言すれば、野党は政府に対して、明確的に「大陸反攻」を放棄し、「本国」・「本土」である台湾の歴史・多元的文化・多元的民族・多元的言語を正視し、積極的に発展させることを求めるようになった。(朱雲漢,2000)「政治」が徐々に広義的に捉えられ、そして「政治参加」の場や形や仕方も多種多様に進化し続けている中、狭義的な政治参加・選挙は以下の2つの背景により、依然として一般構成員の関心を集めている。

(1) 分岐するオピニオンの浮上

民主進歩党などの新しい政党が相次ぎ成立し、そして政党政治が活発に展開するとともに、分岐するオピニオンが多数浮上し始める。すなわち、ナショナルアイデンティティや対中関係などの政治的議題の共通認識がいまだに生み出されない現状により、選挙は政策決定にとって重要な手段とされる。

(2) 選挙による対立の激化

政党政治の展開に伴い、各政党の競争が激烈になり、支持者の間の対立も激化する傾向が見られている。特に、1996 年総統直接選挙が導入された以降、政権を獲得するために、選挙活動はさらに白熱化している。中央政府の政策方針(特に対中関係)の方向性を左右する総統選挙は構成員、学者、マスメディア、諸隣国の注目をあつめている。朱雲漢(2000)は、台湾の総統選挙は「政治的社会化(political socialization)」の功能を持っていると指摘する。つまり、選挙の参加を通して、構成員は「公民」としてのアイデンティティを意識し、より幅広く政治活動に身を投じることが期待される。

その一方、小笠原欣幸¹²²(2005)は、「民主化以降の台湾政治はナショナルアイデンティティをめぐる対立、エスニシティの政治化、地方派閥の興隆という3つの対立軸が複雑に交差することにより民主化後の着地点がまだ見えていない」と指摘する。すなわち、戒厳時期に押さえ込まれてきた政治的課題が相次ぎ表面化し、小笠原氏は、「台湾の選挙では毎回のように、アイデンティティをめぐる争い、エスニック・グループ間の争い、派閥的利益確保をかけた争いが展開され、台湾政治は機能不全に陥る

¹²²小笠原欣幸(2005) 「2004 年台湾総統選挙分析―陳水扁の再選と台湾アイデンティティー」『日本台湾学会報』第7号

のかどうかの岐路に立っている」という見解を示した。これまで5回開催された総直接選挙の結果によれば、投票率はすべて70%を維持し、有権者の関心の高さがうかがえる。だが、得票率からすれば、各当選者はほぼ半数の支持しか獲得できず、政党および支持者の対立の激烈さがうかがえる。したがって、選挙は社会に存在しているさまざまな亀裂を解消する重要な手段でありながら、新たな亀裂を生み出す要因でもある。

第3節 戦前日本本土・台湾地域の比較分析

戦前日本政府が日本本土および植民地である台湾地域内で推進した公民教育政策の根本的な違いは「公民概念の提示および普及の有無」である。政治参加、参政制度の視点からすれば、本研究の見解として、戦前日本政府が日本本土および植民地である台湾地域内で推進した公民教育および公民概念の構築の方針は以下の2つの要因により分岐する実態を見せたと思われる。

5-3-1 公民教育の開始のキーポイント:地方選挙の開催

導入のタイミングおよび公式文書による公民教育の役割に関する説明からすれば、 戦前日本政府が本土(1899年)、植民地(1933年)にて、法律、政治、経済等の社会 科学の基礎知識を取り上げる公民教育を開始したきっかけは同様に地方自治選挙の 開催と思われる。すなわち、修身、国語、地理、歴史、数学、理科などの科目と違い、 日本政府による公民教育の実施は選挙制度の導入と連関すると考えられ、そして実施 開始当時の公民概念は「地方公職選挙の有権者」として捉えられるべきである。

5-3-2 公民概念の提示のキーポイント:「政治的教養」の涵養

本土・植民地両地域がともに公民教育が実施されたものの、公民概念の普及の有無は日本政府による有権者の政治意識・教養の形成に関する意図により異なる傾向が見られる。

日本本土の場合、公民教育の政策方針および公民概念の構築の方向性が2度の転換を経験したが、政府による公民概念を普及し、構成員に広く認知させるスタンスは終始一貫とされたのである。その一方、植民地である台湾地域内で実施された公民教育は積極的に公民概念を取り上げて説明することをしなかった。日本本土の教科書の調査結果として、1889年以降出版される教科書は終始一貫「市町村選挙の有権者である市町村公民」に関する説明を提示し続けていた。

しかしながら、台湾側の教科書内容調査は日本本土と異なる結果が得られた。まず、 修身科や国語科と異なり、確認できた公民科の教科書は完備されず、極めて少ないの である。そして、「公民」を「オホミタカラ」と説明する内容を確認できたものの、 市街庄公民に関する記述を確認することができなかった。

「政治的教養」の視点から上述のような政策の差異性を検討すれば、日本政府は政治的教養を備えるべきと判断される日本本土の構成員向けの教育において公民概念を取り扱い、詳細に説明することにした。公民概念の普及が強化された 1880 年代から 1920 年代までの期間、日本本土内の近代化政治体制の樹立に力を入れると同時に、政府は構成員による公民としての意識・自覚の形成そして政治的教養の向上を重要視する意向を示した。ここの公民が求められる政治的教養は政治に関する知識だけではなく、新たに確立された政治体制の運営に関心を示す態度や自治活動・選挙活動に参加する能力が含まれている。加えて、教科書内容の調査結果によれば、このような政策方針は着実に学校教育の現場で反映されていたと言える。1930 年代から、構成員の政治参加を制限し、公民概念の内容を再構築することにしたが、政府は依然として、登代概念を重視し、教科書を通じて、登代概念および市町村公民概念に関する説明を提示することにした。換言すれば、公民という単語は一貫として教育現場において活用されていたのである。

その反面、地方選挙の開催により、選挙権を有する一部の台湾出身の公民による政治的教養の向上が注目されるようになったが、1930年代日本本土がすでに帝国・軍国主義の道を歩み始め、これまで「構成員の役割、そして構成員の社会生活、政治生活、経済生活」に焦点を当てる公民教育が批判される中、総督府は積極的な姿勢を示さなかった。すなわち、一定程度の参政権を獲得する台湾出身の公民のアイデンティティが蘇って総督府の権威を損することを回避するため、総督府は公民概念を普及することに対して消極的な態度を取った。加えて、台湾出身の有識者は、総督府と対抗する勢力を強固して平等な待遇を要求するため、本島人による「台民」や「島民」としてのアイデンティティを喚起することに力を注いだ。そのため、「選挙権を有する公民」

という概念はほとんど台湾出身の構成員の意識に浸透することができなかったと考えられる。

したがって、すでに周知されている国民、臣民、オホミタカラなどの概念と異なり、 愛国心、求心力、倫理観、道徳観だけではなく、政府が「公民」に求めるのは、「政 治参加の主体」としての役割を果たすことと考えられる。実際の説明内容、説明仕方 は時期によって異なっているが、構成員に一定程度の政治的素養を身につけさせる意 欲は終始一貫していると思われる。その反面、台湾人の意識をコントロールするため、 政府は積極的に公民概念を普及しなかった。

第4節 戦後日本・台湾の比較分析

終戦後アメリカ政府および中華民国政府それぞれの主導により日本と台湾とは現代化の道を歩み始めた。戦後に入り、それぞれのが直面する政治・社会環境の課題により、両国の政府は異なる公民教育政策を決行した。現代化改革と共に展開された両国の公民教育政策の根本的な違いは「再構築された公民概念の内容およびその内容を積極的に学校教育で取り扱うことの有無」である。根本的な政治体制、政治参加制度の違いが対照的な公民教育、公民概念に関する政策決定を導いたと考えられる。

5-4-1 日本政府側:資質面重視

民主・法治体制が着実に確立された以降、日本における政治環境および政治参加の 形は大きく変容した。選挙だけではなく、さまざまな媒介や手段を通して国政、地方 自治、市民社会に参与することができるようになった。よって、選挙による資格条件 に拘束されず、一般構成員として政治参加・社会参加することができるようになるた め、公民概念は次第に注目されなくなった。

民主化改革が進行される中、公民教育のカリキュラム構成や教授法に関する政策方針も大幅に調整されることになった。1947年社会科教育の導入に伴い、小学校社会科、中学校社会科「政治・経済・社会的分野(後に公民的分野と改称)」、高等学校社会の「一般社会」科や「倫理・社会」科や「政治・経済」科などの授業は政治、法律、経済などの基礎知識だけではなく、ひとりの構成員として社会に生きるために必要なる知識を全般的に取り上げるようになった。よって、社会科教育の対象は、狭義的な政

治・選挙に参加するの主体の「公民」から、「構成員」全員に拡大されることになった。換言すれば、政府が構成員に求めるのはいわゆる「公民的資質」である。したがって、上述のような政策方針の方向性の転換に伴い、政府が選挙や政治的教養と連関する公民概念を執着する要因が消滅したと考えられる。実際に「政治・経済・社会的分野(後に公民的分野と改称)」、高等学校社会の「一般社会」科や「倫理・社会」科や「政治・経済」科などの教科書の調査結果として、公民概念が言及される比率は激減し、一切言及されていない場合も少なくないのである。

したがって、日本政府の公民教育政策の重点は国民の意識改革の方に置かれるようになった。公民というより、「構成員」という概念が新たに持ち出され、民主国家・民主社会に生きる一個人として必要なる相互理解、思考、コミュニケーション、寛容などの教養が求められるようになり、これまで狭義的な政治と連関する公民概念を強調する必要性がなくなる一方となる。

5-4-2 台湾の政府側:公民としての自覚・政治的教養重視

一党専制統治の下、台湾に移行した中華民国政府は構成員の政治的教養を向上するため、政治に関する基礎知識が中心となる公民教育を本格的に開始した。つまり、中国大陸との対峙が持続している中、国際社会に向けて「民主国家・中華民国」としての正当性、正統性をアピールするため、中華民国政府は構成員に国内外の政治情勢に対する関心や国に対する所属意識などの政治的教養を求めるようになり、公民概念の構築・普及に力を入れた。基礎知識だけではなく、戦前では認知度が低迷していた公民概念は重要視されるようになった。新たに注目を集める「公民」は政治に関する基礎知識を熟知し、政府の統治・管理に順応し、国政そして大陸反攻の進行を担う主体としての自覚を持つて積極的に参与することが求められていた。さらに、戦後日本側の実態と異なり、教科書内容の調査の結果により、台湾の教育現場では公民教育政策に即し、公民の資格条件などの内容を確実に取り上げてきた。このように、公民概念の認知度は戦前より大幅に上昇し、政府だけではなく、「有権者」として民間の有識者や活動家や一般構成員からも共鳴を得て、持続的に言及され、注目されてきた。換言すれば、「公民が主役となる国家・社会を建立すること」は政府、有識者、活動家、一般構成員の共通目標として肯定的な意味合いを持ち続けてきた。

第5節 現代日本・台湾の比較分析

1987年戒厳令の解除をきっかけに、台湾社会における現代化・民主化・本土化は順調に進められてきた。第4章第3節で述べたように、教育体制の改革として、台湾政府は2000年に「九年一貫課程綱領」、2004年に「普通高級中学課程暫行綱要」を発表し、これまでの国民小学、国民中学、高級中学のカリキュラムを再構成することにした。再構成されたカリキュラムは、各科目の統合・融合・連携を重視している。その中、公民教育も従来の「よき有権者の育成」のために特定の知識・価値観のみ取り上げることを放棄し、構成員全員を対象とし、地理、歴史などの科目を統合し、構成員が必要なる知識・価値観・課題を提示することにした。要するに、現代化・民主化過程が成熟期に入り、社会が多様化・多元化・グローバル化に進行し続けている現代日本と台湾との公民教育政策は著しい差異が見られていない。

ところが、政策ではなく、両国における公民概念の発展の根本的な違いは「社会における公民概念に関する認知度および注目度の温度差」と考えられる。

5-5-1 日本側:市民社会・市民活動の普及

第3章第2節で述べたように、戦後に入り、日本における公民という単語の認知度、 認識度、注目度は低迷する一方である。公民教育、公民的資質、公民館などの合成語 以外に、公民という単語はほとんど使用されないのが現状である。そのかわりに、市 民概念は多元的、多様的な意味合いを与えられ始め、幅広く応用されて注目を浴びて いる。 実際に、戦後直後に民主政治体制が確立された以降、日本社会は狭義的な政治・選挙を執着しなくなった。そのかわりに、日本社会の関心はひとつの健全的な民主政治国家が欠かせない「公民的資質」や「市民社会」の発展に関心を寄せるようになる。よって、政府は構成員による選挙への参加するための政治的教養ではなく、「市民社会」に参画するための「公民的資質」の培養に力を入れるようになった。

かくして、日本人による公民概念に対する意識は根本的に変容した。公民概念は有権者や天皇の赤子などの役割から一転、社会の構成員の一員と解釈されるようになった。選挙だけではなく、政党や市民団体の結成するだけではなく、構成員は身近な地域に関する議題、自身の権益を主張するためにさまざまな活動を行うことができる。よって、自らの意思決定を表明する手段が増えることにより、構成員による選挙に対する執着がなくなり、意識も希薄化する一方である。

5-5-2 台湾側:狭義的な政治参加・選挙への執着

日本側の実態に相反して、台湾の場合、公民概念は戦後から教育現場において頻繁に言及され、学生の認識、言語の使用習慣に深い影響を与えている。さらに、教育現場だけではなく、「政治参加の主体」や「有権者」という意味合いは有識者、政治活動家、マスメディア、一般構成員から共鳴を得て、引き続きさまざまな場面で幅広く活用されている。

現在台湾にて定期的行われている公職選挙は主に総統、立法委員(Legislator)、 地方自治体首長、地方自治体議員などの選挙がある。選挙は1950年代から行われて きたが、初期は一党専制政治、間接選挙制度などの実態を背景に、健全的・民主的な 制度とは言えないと思われる。1986年民主進歩党の党員が立候補し、2大政党が競争 しあうようにになってから、台湾の政党政治はより健全的に発展することができた。

実際に、日本の植民統治から解放された以降、台湾は安定な政治体制を確立することができず、持続的に脱日本化、中国化、反共、戒厳、脱中国化、本土化などの課題に直面し続けてきた。そして、上述のような課題に直面しながら民主体制・法治体制を確立するには、政府だけではなく、野党、マスメディア、有識者、一般構成員による「下から上へ」の影響力の発揮が必要である。そのため、全体的に、台湾人は狭義的政治および選挙へ高い関心を示し、公民概念を重要視する傾向にある。加えて、学校側および教科書の編纂者も引き続き公民概念を取り上げる。

長い間の対立、調和、妥協などの過程を経て、1980年代後期から本格的に民主化・現代化に向ける台湾社会にとって、「選挙」は民主政治体制の最も明確な象徴であり、争点や亀裂や対立が多数存在している台湾社会の行き先や方向性を決める最終手段でもある。特に、2000年に開かれた総統選挙は台湾の民主化過程の重要なターニングポイントと言っても過言ではない。初めての政権交代の達成により、民主政治体制がより一層強固される一方、2大政党およびそれぞれの支持者の競争や対立も激烈になる傾向が見られている。朱雲漢(2000)によれば、今回の選挙は21世紀台湾の政治体制や政党政治や対中関係、そして東アジアの秩序に衝撃を与えたと指摘する。そのため、政府や社会全体は「公民的資質」以外に、最も根本的で狭義的な政治参加、すなわち公民として選挙に参加することを終始一貫重要視している。

第6章 結論

これまでは日本・台湾における公民教育および公民概念の発展過程を探究し、比較研究を行った。第5章の比較研究の成果として、本研究が設定した仮説、日本における公民概念の発展過程は参政制度の発展過程と連関することが実証された。

本章はまず日本側の研究成果および台湾側との比較研究に関する結論を提示する。 そして、上述の結論を踏まえ、公民概念の解釈仕方および現代日本社会が必要とする 公民について本研究の見解を述べる。

第1節 研究成果

6-1-1 日本側

日本政府が公式的に発表した教育関係の法令、教授大綱・要旨、現場で使用される教科書、そして実際に政策の制定に関わる官僚・有識者の見解の調査・分析結果として、1880年代から近代化、海外進出、世界大戦参入などさまざまな国内外の政治情勢の激動に直面する日本政府は公民概念の構築方針を3度変更したことが明らかにした。日本政府による公民概念の構築過程はこれまでの政治体制、特に構成員の政治参加に関する政策方針針に基づき、以下の4つの段階に分けることができる。

(1) 1880 年代~1910 年代: 地方自治の担い手としての「市町村公民」

1888年「市制」・「町村制」の公布を契機に、一部の構成員、すなわち市町村公民が地方選挙に参加する権利を与えられることになり、政府は政治知識の必要性を認識するようになった。その後、公民概念は注目を浴び、学校教育において取り扱われるようになった。地方公職選挙の有権者の政治的教養を向上するため、「法制及経済科」は順次に実業補習学校や中学校などの教育機関に設置された。

教科書内容の調査結果として、法制及経済科の教科書は全般的に地方自治に関する 基本知識および地方自治の主体である市町村公民という身分の資格条件を説明して いた。個々の教科書の説明によると、市町村の住民は普通住民と公民との2種があり、 公民は公権を有し、2年以上その市町村に在住し、一定の義務および税金を負担する 帝国男子臣民を指す。そして、公民資格を有する者は「市町村会」の議員や町村長の 選挙権および被選挙権を与えられた。すなわち、法制及経済科教育を通して構築され た公民概念は地方自治活動に参与し、地方自治の発展を担う者となる。

(2) 1920 年代~1930 年代前半:国家・社会の連帯責任を背負う「国家公民」

1920年に発表された「改正実業補習学校規程」第8条によると、実業補習学校は実業教育を提供すること以外に、「適当なる学科目に於いて法制上の知識、経済観念、その他の国民公民として心得べき事項を授ける」という役割を課された。このように、「公民」は初めて学校教育を受ける主体であると明言され、そして、国民以外に、「理想的な公民を育成すること」は学校教育の任務のひとつであると認められることのなった。そして、実業補習学校に引き続き、政府は1931年に中学校の法制及経済科を廃止し、公民科を正式的に設置し、「公民」という科目を学校教育の領域の中に定着させた。

教科書内容の調査結果として、公民科の教科書は従来の法制及経済科の教科書と同様「地方自治」の項目において公民概念を取り扱うが、地方自治に関する基本知識および地方自治の主体である「市町村公民」という身分の資格条件に関する説明以外に、地方自治に関する理念そして地方自治の実践および市町村の発達においてひとりの市町村公民としての役割を論じるようにになった。個々の教科書の論述により、市町村自治や住民の生活の健全・発達は市町村公民が社会生活の一員としての自主的で積極的な努力、貢献、協力し合うことが必要となる。さらに、市町村の自治活動だけではなく、国家・社会全体の動きへの関心を喚起するため、論述の中には「社会」や「公共」などの新しい概念を用いるようになった。よって、1920年以降、公民概念は市町

村の自治活動の主体から、国家・社会組織の一員、社会連帯責任を担う主体などの意味へ拡大することになった。すなわち、公民はすでに認知されている帝国臣民、国民と異なり、国政そして地方自治活動に関心を持ち、積極的に参与する者と理解されるべき。

(3) 1930 年代後半~1945 年:帰属心、忠誠心、敬愛精神を自覚する「オホミタカラ」

1930年代後半から、「西洋模倣」が中心となる公民科の構成が批判され、公民教育の日本化、すなわち、日本・皇室伝統精神や共同体意識を形成させる修身・倫理教育が改めて重要視されることになった。文部省は1937年に新たに「公民科教授要目改訂の趣旨」、「公民科教授事項取扱上の参考」を発表し、構成員に教育勅語および国体観念を理解させ、忠君愛国や滅私奉公の心操を培養することに力を入れる姿勢を示した。

教科書内容の調査結果として、1937 年以降の公民科教科書による地方自治および市町村公民に関する記述は戸籍、性別、年齢、財力などの最低限の資格条件にとどまり、地方自治に関する理念が取り上げられなくなった。さらに、個々の教科書の第1章の「我が国」に関する記述には「公民」概念に関する説明が加えられた。説明によれば、「公民」は「オホミタカラ」と読み、御民、皇民、臣民と同義である。そして、政治や経済生活に積極的に取り組むこと以外に、公民は大君の赤子・たからとしての自覚を持ち、大君および国全体発達のために、与えられ使命・任務を懸命に達成することが求められるようになった。よって、公民概念による欧米の政治理論との関連性が改めて否定され、古来の「オホミタカラ」、そして国民、臣民、御民、皇民などの概念とは同義であると改めて強調されるようになった。

(4) 1945 年以降: 民主国家・市民社会の構成員としての「公民」

戦後直後、アメリカ側からの修身・日本歴史・地理教育の一時停止の指示を受け、日本政府は社会科教育改革の第1歩として、「公民教育刷新委員会」の設置、「公民教育刷新委員会答申」の発表、そして『国民学校公民教師用書』、『中等学校・青年学校公民教師用書』の出版など一連の改革方針を明示した。「公民教育刷新委員会答申(第1号)」の中では、公民教育は家庭生活、社会生活、国家生活などの共同生活を送る際の、ひとりの「よき構成者」として必要なる知識技能の啓発および生活の育成という目標が設定された。

公民という単一概念に関して、政府は明確的な資格条件や固定的な定義を提示せず、「理想的な公民」が必要となる人格、態度、精神などのいわゆる「公民的資質」の側面から公民概念の内容を再構築することにした。換言すれば、戦後の公民は年齢、性別、戸籍、財力などの資格条件に拘束されず、国家・社会の構成員として、社会の全体像を知り、社会が抱えているさまざまな課題に目を向け、そして積極的に参与することが期待されている。

だが、注意を払わなければならないのは、教科書内容の調査結果によると、「公民館」および「婦人公民権」に関する説明以外に、公民概念が言及される比率は戦前に比べ大幅に減少したことが明らかになった。すなわち、新たに導入された民主主義や法治主義や地方自治に関する記述は基本的に「国民」や「住民」を主体として、基礎知識・理念を述べる傾向にある。このように、学生が学校教育を通して公民という単一概念を明確的で正確的に認知することは難しいと思われる。

6-1-2 台湾側

台湾側の公民概念の発展過程は以下の3つ段階に分けることができる。だが、注意 すべきなのは、日本側に比べ、台湾側の公民による「有権者として選挙に参加する役 割」は終始一貫重要視され、着実に教育現場で普及されてきた。有権者という意味合 いは今日でも広く認知され、頻繁に使用されている。

(1) 1933 年~1945 年: 地方公職選挙有権者・大日本帝国臣民としての公民

1933年に「中学校」および「師範学校」にて「公民」科が設置されたが、実際に、法律や官報などの公式文書、および台湾地域内で発行された「公民」科教科書からは「公民」という単一概念に関する具体的で明確的な説明を確認することができなかった。全体的に、日本本土では周知されるが、台湾地域内において、内地人や政治・選挙に関心を持つ台湾出身の有識者以外、公民概念は台湾出身の一般構成員の認識に浸透していなかったと思われる。

1933 年実施する「台湾公立中学校規則(改正)」第9条によれば、公民科設置目的は「公民的生活のために備えるべき知徳、遵法精神、共存共栄精神公共奉仕精神の涵養」とされる。すなわち、台湾市制および台湾街庄制の改正の対応として公民科教育および公民概念が導入されたが、公民概念は「地方自治の参政・活動主体」のみならず、複数の意味を与えられ、国民や臣民や皇民などの身分と同一視されていた傾向が

見られる。本研究の見解として、1933年から導入された公民概念は①地方自治および 地方選挙に参与すること、②日本帝国および天皇を敬愛することを求められていたと 考えられる。

(2) 1945 年~1987 年: 公職選挙の有権者・国家復興の担い手としての公民

終戦後中華民国政府は公民概念の構築・普及に本格的に力を入れ始めた。1970年代後半民主化・本土化方針の確立を分水嶺に、公民教育が取り扱う民族精神、情操に関する内容の比率は2つの傾向が見られる。確立以前、中華民族の伝統精神、情操に関するが比較的に重要視され、大幅に取り扱われていた。そして民主化・本土化方針が確立された以降、政府は民族精神・情操教育並びに知識教育を共に重視する姿勢を示したのである。

教科書内容調査結果によると、記述は公民の積極的資格、公民の消極的資格、世界公民としての役割という3つの重点に焦点を当てる。実際に、教科書は、よき公民(原文:好公民)、よき国民(原文:好国民)、とき子供(原文:好孩子)、好少年、好青年、中国人などさまざまなな主語を用い論述を展開することにした。その中、公民という主語は積極的資格、消極的資格、世界公民の役割に関する論述のみ用いられたのである。このように、公民概念は法律上の公民や世界公民という2つの比較的に肯定的な意味を保有し続け、独裁政権や大陸反攻を反対する党外勢力から反感を買わず、引き続き幅広く活用されることができたと思われる。

(3) 1987 年以降: 政治参加・社会参加の主体としての公民

民主化・本土化改革の進行とともに、公民教育は政府による特定の知識や価値観を 注入する手段ではなく、常に多くの争点や亀裂が存在している台湾社会の現状に応じ て、構成員が備えるべき「公民的資質」の内容を想定し、授業に取り組む役割を担う ことなった。その中、学校教育で取り扱われる公民概念は狭義的な「政治に参加する 主体」、および広義的な「国内外社会に参加する主体」という2つの意味あいが含ま れている。特に、すでに広く認知される公民概念と区別し、上述のような広義的意味 合いをより注目を浴びさせ、構成員に認識・自覚させるため、政府は敢えて「現代公 民」、「世界公民」、「地球公民」、「環境公民」などの合成語を用いる。そして、 公民という単語も引き続き公式文書、教科書、教育現場などさまざまな場面において 活用されて、学生の意識そして言語の使用習慣に影響を与えている。 教科書の記述の内容、幅によれば、各出版社や編纂者は依然として公民概念を重要 視する姿勢を示している。すなわち、政治参加が広義的に捉え、そして公民による多 元的な社会参加が重要視されるようになっても、狭義的な政治参加は変わらぬ重要視 されているのである。

6-1-3 共通性·特殊性

これまでは両国それぞれ国内の公民概念の「縦の関係」そして、政治体制および参政制度の視点から両国の公民概念の「横の関係」を考察した。以下の両国の共通性およびそれぞれの特殊性について本研究の知見を述べる。

(1) 共通性

①日本政府および 1945 年以降台湾を統治してきた中華民国政府が「公民教育の実施」および「公民概念の普及」を本格的に開始したきっかけは同様に「選挙の開催」である。つまり、構成員による選挙に対する関心を喚起し、そして必要なる知識を身につけさせることにより、より良い政治的選択を導くことが両国政府の最初のねらいであると思われる。

②民主化・現代化、そして社会の多元化に伴い、両国の公民教育の内容や教授法は共に国家・政府の視点ではなく、学生の視点から出発し、学生の個性や需要を尊重する上で授業を構成するようになった。そして、公民概念は最も狭義的な「公職選挙の有権者」から、「国家・社会全体の発展に関心を持つ者」、そして政治だけではなく、「社会に参画する者」など次第に広義的に発展する傾向にある。改めて、臣民、国民、住民など相対的に明確的で固定的な定義を持つ概念と異なり、公民概念は政治体制(非民主から民主化へ)、参政制度(一元から多元化へ)の展開傾向と一致し、常に影響を受けていることが明らかになったと言える。

(2) 特殊性

①日本の場合、今日の公民概念の認知度・認識度の低下が進行することは主に2つの 特殊背景が挙げられる。

ひとつは「戦後の公民教育政策および教科書の記述内容の急遽な転換」である。 日本の民主化体制は戦後直後の段階で GHQ の監督の下で確立されたのである。 GHQ は戦後直後に「言論及び新聞の自由に関する覚書」、「政治的、公民的及び宗教的自由に対する制限の除去の件(覚書)」、「政治警察廃止に関する覚書」などの文書を発表し、日本国内の女性参政、労働組合組織化、学校教育自由化、秘密警察制度と思想統制の廃止を促進し、さらに国民主権原理に基づく「日本国憲法」の制定を主導した。

言うまでもなく、政治体制上の改革は教育にも影響を及ぼした。政府は社会科教育・公民教育の内容を大幅に再構成し、学生の立場に立ち、学生が必要なる知識を取り上げることにした。そして、教育現場は単に膨大な知識を注入するだけではなく、学生の理解力、コミュニケーション力、協調力、思考力、判断力などの公民的資質を涵養するための単元学習を新たに導入した。

政策の転換につれ、公民概念の定義も変容し始め、多数の公式文書において、「よき構成員」や「共同生活のよき一員」と明示され、国民・住民・市民などの概念の定義と重なるようになった。「新教育指針」、「公民教育の指導書について」、「学習指導要領」などの文書を通して、教育政策の関係者は公民は拡大解釈され、構成員・国民・市民などの身分と同一視されるべきと明言したのである。

加えて、最も決定的な変化は教科書の記述の変容と考えられる。公民科、公民的分野、公民的資質などの合成語の形で学習指導要領に書かれているが、ほとんどの教科書の中に公民という単一概念は姿が消えた。考えられる背景としては、教科書の編纂者が一度にオホミタカラ・臣民・皇民などの概念と同一視される公民概念に対する懸念を抱くため、敢えて言及することを回避すると推測される。

そして、もうひとつの特殊背景は「参政制度の充実・成熟」である。

日本の参政制度は1880年代から発展し始め、戦前の段階で、国会選挙、地方公職選挙などの選挙制度が完備された。帝国臣民の男子は選挙権の行使を通して、国政や地方自治の運営に参与し、意思を表明するという政治参加の形態が定着した。戦後に入り、女性が参政権を獲得し、衆議院議員、参議院議員、地方自治体首長、地方議会議員などの選挙制度もより一層充実された。構成員は公職人事、予算、法案などの事項以外に、身近な福祉、公害、町おこしなどの議題に関心を寄せ、活動を行うことができる。

換言すれば、参政制度および政治参加のルートが確立され、構成員は国家主権や参 政権や基本人権など、国民・公民・住民・市民などの身分として享有することができ る権利をすべて手に入れた。すなわち、投票や選挙活動だけではなく、構成員は幅広く公共事務に参与し、そしてさまざまな形で権利や訴求を主張することができるようなった。このように、次第に公民という身分の定義は国民・住民・市民などの身分と重なり、戦前から強調されてきた「有権者」や「政治参加の主体」としての特殊性が希薄化になる。加えて、オホミタカラ・臣民・皇民などの概念と連想されやすい懸念により、公民概念は教育現場で取り扱われなくなり、認知度および認識度の低下が避けられなくなった。

総じて、今日の公民概念の位置づけは教育の側面および法律の側面から論じることができると思われる。教育の側面からすれば、公民は国民であり、市民でもあると明示されている。そして、法律の側面からすれば、公民とは公職に関する選挙権・被選挙権、そして公務員として任用される権利を有する者とされる。だが、2つの位置づけとも教科書において取り上げられいないため、結果的に、公民概念は人々の生活から遠ざかっていくのである。

②台湾の場合、民主化に進み、政治参加の形が多元化に進化するにもかかわらず、「公民概念」が絶えずに注目を集めていることは台湾の民主化・参政制度の過程と連関していると思われる。

「選挙」は台湾社会にとって、格別な重要性を持っている。

1987年戒厳令の解除、民主化・本土化の進行に関して、決断を下す蒋経国政権だけではなく、絶えずに圧力をかける党外勢力も重要な役割を果したと言っても過言ではない。

1949年から1987年までの戒厳時期において、「下」の民間の有識者は選挙権を行使しながら違法と認定される「党外活動」の開催を通して、「上」の政府に戒厳令の解除、一党専制統治の改革、一時的に凍結された参政権および基本人権の付与などの訴求を訴え続けていた。そして、民間の動きを伺いながら、政府は徐々に集会、結社、出版などの違法行為の取り締まりを緩和し、本土化および民主化に向けて改革を進むことにした。緩慢に進行される本土化・民主化と共に、構成員は参政権、基本人権をひとつずつ手に入れた。換言すれば、戒厳時期において、構成員の関心は政治問題に集中し、そして「選挙」は唯一の合法的な意思表明の手段として重視されいた。

そして、戒厳令の解除、参政権および基本人権の付与、政党政治、総統直接選挙が 実現された以降、台湾社会は以依然として政治、選挙に多大な関心を寄せている。考 えられる背景としたは、政治上の不確定の事情(主権問題、ナショナルアイデンティティ問題)、そしてこれらの問題から派生する亀裂や対立が持続的に存在するかぎり、「選挙」は一時的共通認識あるいは一時的結論を生み出す重要な手段として特別視されるのである。選挙活動が重視される上、選挙に関する知識の教授および選挙の主体である「公民」の育成が重要視され、力を入れられているのは当然である。

加えて、第4章第3節で述べたように、1988年「中華人民共和国を容認する」を掲げた李登輝政権が発足した以降、これまで水面下に潜んでいるナショナルアイデンティティ、レイシャルアイデンティティなどの問題は水面上に表すようになった。異なる歴史記憶、アイデンティティを持つ構成員は多種多様な意見を持っているため、いまだに共通認識を生み出すことができないのが現状である。

そのため、教育の立場としては、特定のナショナルアイデンティティ、レイシャルアイデンティティを強調することを回避しなければならないのである。かわりに、政府は上述のような「分岐するアイデンティティが多数存在している現状」を詳しく説明し、寛容・尊重精神を涵養すること、および基本人権、参政権、福祉などを保障してくれる「現在の政府・民主法治制度」へのアイデンティティの形成に力を入れることにしている。

言い換えれば、不確定な政治的事情を多数抱えているが、構成員が政府・制度を認め、そして「公民」として「現在の政府・民主法治制度」に付与される権利を行使し、義務・権利を果たすことにより、「現在の政府・民主法治制度」は運営し続けられる。よって、「公民」は政治上、選挙上に重要な役割を果たすではなく、「中華民国在台湾(Republic of China on Taiwan)」という現状の維持にも重要な使命を背負っている。

6-1-4 公民概念の可変性

これまでの比較研究を通して、両国における「公民」の定義や権限は政治、歴史、文化、民族、言語などの社会環境、そして人々の経験や理解によって幾度の転換を経験してきたことが明らかになった。換言すれば、公民という単一概念は客観的で不変的な概念ではなく、常に歴史、政治体制、国内外社会の情勢などの背景により、転換し続けているのである¹²³。

¹²³言葉、概念の「可変性」について、20 世紀後半から発展し、さまざまな分野で応用さ

これまでの研究を振りかえれば、両国における「公民」は地方自治制度および地方公職選挙の実施をきっかけに新たに作られた概念・身分である。(導入時点:日本 1888年;台湾:1933年) その後、両国における「公民」はそれぞれ「地方選挙の有権者」という意味合いを持ちながら、他の意味合いを与えられたり、権限を拡大されたり、権限を縮小されたり、学校教育で積極的に取り扱われたり、教科書の中から姿が消えたりなどの過程を経てきた。また、非民主政治体制の下、公民概念の構築は政府側が主導権を持ち、法律並びに学校教育を通して進行する傾向にある。そして、民主政治体制が確立された以降、構成員が国家の諸制度・諸現象に対する関心や意見を寄せ、主動的に参与する権利を獲得することになり、公民概念は政府、市民団体、圧力団体、個人がそれぞれが持つ権力・権利を行使し、相互作用することによって構築される傾向が見られる。

れている構築主義(constructivism)は、人々は自分自身の経験・思想から自分なりの知識・認識を構築していくと強調する。構築主義(constructivism)は明確的な定義・範囲が定められなく、人間が環境や物事や知識を学習し認識する過程を研究する理論であり、常に知識の形成・発展過程に対する懐疑・反省・検討の態度および研究方法の重要性を訴えている。このような研究に対する態度・姿勢は心理学、社会学、教育学などの領域において広汎的に用いられている。ひとつの知識の形成・発展過程において構築主義は知識自体の客観性、普遍性を疑う姿勢を示し、知識に関わる人間(教える側・学習する側)、社会環境(歴史、文化、言語など)を注目し続けている。換言すれば、構築主義の主張として、人間が認識している環境や物事や知識は客観的な真実や現象を反映することではなく、人間の経験、価値判断に基づいて構築されると考えられる。よって、知識は客観的・固定的・不変的ではなく、関わる人間や社会環境などの要素により、常に再構築に直面していると思われる。

また、George H. Mead、Herbert George Blumer、Peter L. Berger、Thomas Luckmann、Vivien Burr などの学者は「ひとりの人間」だけではなく、他者との相互関係、および社会環境との相互作用に着眼し、社会構築主義を展開した。社会構築主義は、慣習的な知識は世界についての客観的で歪みのない観察に基づいてるという見方を疑い、歴史および文化的特殊性、社会的過程、社会的行為などの側面から問い直すことの必要性を訴える。

日本→市町村公民教育→国家公民教育

□ 皇民化教育

台湾→同化教育

→ 国家公民教育

→ 国家公民教育→社会科教育

図 6-1 比較研究成果:公民教育の役割・対象の転換

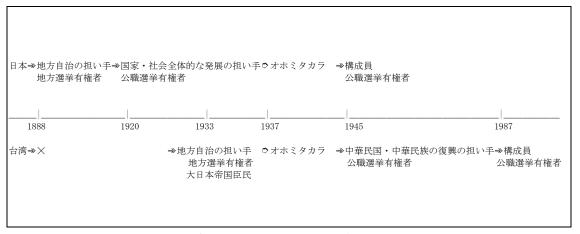


図 6-2 比較研究成果:学校教育による公民概念の転換過程

第2節 公民概念は如何に解釈すべきか

これまでの研究成果により、日本における公民概念の最も重要な特徴は常に欧米の政治理論そして国内外の政治情勢、統治方針などの影響を受け続けていることと考えられる。換言すれば、公民教育、公民科、公民的資質などの合成語は創作された時点から持続的に使用されてきたが、「公民」という単一概念は政府・社会による「理想的な公民像」に関する見解および構築意図に応じて転換し続けていると考えられる。

本研究は以下の3つの視点を提示する。

6-2-1 参政制度との関連性の視点

公民概念は日本の政治体制、特に構成員の参政制度の発展過程と連関すると考えられる。すなわち、参政制度の方針に即し、公民という身分の資格・条件・役割・責務・ 権限は定められるのである。

戦前の場合、政治参加は有権者である公民の「責務」と見なされる傾向が強いと思われる。より多くの公民が中央・地方の政治運営に参与し、役割を果す制度を確立するため、政府は積極的に法令、公式文書、教科書を通じて公民概念に関する公定解釈・公式見解を明確に提示することにした。しかしながら、戦後になり、政治参加は一部の構成員・公民の責務ではなく、構成員全員の「権利」と見なされるようになった。構成員全員の意志決定によって成り立つ民主政治体制の確立につれて、公民という身分は注目されなくなり、不明確な概念となってしまった。

6-2-2 国民・住民・市民との関連性の視点

広辞苑によれば、国民は国家を構成し、国籍を有する者とされ、住民は一定地域内 に居住している者とされ、そして狭義的な市民は市の住民とされる。

その一方、国民、住民、狭義的な市民のように、1つの条件に適合する者を示す概念と異なり、公民は政治に携わる身分として、導入された時点から厳密的な条件資格 (戸籍、年齢、性別、財力など)を設定されたのである。すなわち、導入された時点の公民は一部の構成員のみ所有できる身分であり、言及される場面も政治に関する議題の方が比較的に多い。そして、「政治と連関する」という特徴は、公民と国民、住民、狭義的市民との最も明確的な相違点と言える。

しかしながら、民主政治体制の導入をきっかけに、戦後の「政治参加」は選挙や公職を担任することに限らず、より広義的な意味を捉えられるようになった。そして、国民主権、住民投票、市民社会、市民団体などの概念が導入されることにつれ、「政治参加」の形は多様化・多元化に進行する傾向が見られている。このように、多元的・多様的な政治活動の参加者に関する資格条件や制限が緩和され、公民と国民・住民・市民との明確的な相違点が見られなくなった。最終的に、1968年政府は「小学校学習指導要領昭和43年度改訂版」を通じて、公民は「市民社会の一員としての市民、国家の成員としての国民という2つの意味を含んだことばとして理解されるべき」と明示し、公民は国民・住民・市民と同様に「構成員に一員」であると再定義した。だが、このような見解は学校教育の現場までに浸透せず、公民概念の応用される場面は減少する一方となる。

6-2-3 現代日本社会が必要となる公民

この研究を手掛けた当時の研究目的としては日本における公民教育、公民概念の発展を明らかにし、そして台湾との比較を通して、認知度・認識度が低下する一方の背景を探究し、公民概念へ関心を喚起することである。

しかしながら、これまでの研究成果によると、実態として、国民や住民や市民の方が比較的に良く知られ、用いられている。特に、市民概念は多義的に展開し、幅広く認知され、頻繁に言及されている。ゆえに、本研究の見解として、政府、マスメディア、有識者、一般構成員による公民という単一概念に対する注目や関心や議論が激減することを背景に、現段階公民概念を改めてさまざまな場面で取り上げることは実に容易ではない。また、台湾側が「公民」という身分をこだわり、積極的に取り上げ続けている実態は特別な歴史的・政治的事情に起因するものであるため、その経験は必ずしも日本で生かせるとは言えない。

実際に、現代日本社会における公民教育や公民が期待されている役割は現代化・グローバル化の進行とともに日々更新し続けている。よって、「公民科授業が実施されているにもかかわらず公民概念が明確的に認識されていない」という事実をさておき、敢えて明確的で的確な定義を付与し、学生に覚えさせる必要性があるかどうかを検討する必要がある。

敢えて「公民」の認知度・認識度の向上を図るとしたら、公民の「公」をおおやけではなく、公共やパブリックと捉えることが必要と考えられる。実際に、現代日本社会は多く政治的課題に直面している。政党政治の機能の停滞、外交関係の不安定、人口構成の多元化、不況など中央政府の政策方針に影響を与える変数が多数存在している。これらの課題の解決方法を探究するためには構成員が狭義的な政治に関心を寄せ、そして政治参加を通して訴求や意思決定を表明することが必要である。すなわち、構成員が狭義的な政治を政府、官僚、政党、政治家の仕事ではなく、自分自身が関わるべき責務と理解することにより、「国民主権」理念が着実に実現されると思われる。よって、公民の「公」をおおやけではなく、公共やパブリックと捉えることにより、公民の意味合いは大きく変わられる。「おおやけの民」ではなく、「公共・パブリックの一員」や「公共・パブリックに関わるすべての課題に参与する権限を持つ者」、「国民主権の実行者」などの意味合いで捉えられることにより、公民概念はより多く共鳴を得られると考えられる。

資料1日本における公民が言及される法律および条文内容(抜粋)

◎本研究は電子政府の総合窓口イーガブの「法令データ提供システム」を利用し、公 民概念が言及される現在有効の法律を検索した。確認できた法律および公民が言及さ れる条文の内容は以下の通り。全体的に、公民に関する定義や位置づけは明確的に提 示されていない。

(電子政府の総合窓口イーガブ http://www.e-gov.go.jp/より筆者作成)

法律	条文内容
沖縄振興特別措置法に基づく就職指導等	第 10 条第 2 項:
に関する省令	選挙権その他公民としての権利の行使
(平成14年3月31日厚生労働省令第54	
号)	
人事院規則 15114 (職員の勤務時間、休日	第 22 条第 1 項
及び休暇)	職員が選挙権その他公民としての権利
(平成6年7月27日人事院規則15114)	を行使する場合で、その勤務しないこと
	がやむを得ないと認められるとき 必
	要と認められる期間
人事院規則 15115 (非常勤職員の勤務時間	第4条第1項
及び休暇)	一 非常勤職員が選挙権その他公民と
(平成6年7月27日人事院規則15115)	しての権利を行使する場合で、その勤務
	しないことがやむを得ないと認められ
	るとき 必要と認められる期間
船員の雇用の促進に関する特別措置法施	第4条第3項
行規則	
(平成2年8月17日運輸省令第26号)	選挙権その他公民としての権利の行使

船員となろうとする者に関する本州四国	第6条第1項選挙権その他公民としての
連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事	権利の行使
業等離職者の再就職の促進に関する省令	
(昭和 56 年 11 月 12 日運輸省令第 49 号)	
本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定	第6条第2項選挙権その他公民としての
期航路事業等に関する特別措置法に基づ	権利の行使
く就職指導等に関する省令	
(昭和 56 年 11 月 12 日労働省令第 38 号)	
船員となろうとする者に関する国際協定	第10条第3項三 選挙権その他公民と
の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時	しての権利の行使
措置法施行規則	
(昭和52年12月26日運輸省令第39号)	
船員の雇用の促進に関する特別措置法第	第4条第3項六 選挙権その他公民とし
3条第1項の就職促進給付金の臨時特例	ての権利の行使
に関する省令	
(昭和52年12月26日運輸省令第40号)	
国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関	第9条第3項三 選挙権その他公民とし
する臨時措置法施行規則	ての権利の行使
(昭和52年12月26日労働省令第30号)	
漁業経営の改善及び再建整備に関する特	第3条の2 第3項六 選挙権その他公
別措置法第13条第1項の職業転換給付金	民としての権利の行使
の支給基準に関する省令	
(昭和 51 年 6 月 28 日運輸省令第 25 号)	
駐留軍関係離職者等臨時措置法に基づく	第12条第2項五 選挙権その他公民と
就職指導に関する省令	しての権利の行使
(昭和41年8月15日労働省令第26号)	
自衛隊法施行規則	第49条第1項隊員が選挙権その他公民
(昭和29年6月30日総理府令第40号)	としての権利を行使する場合で、その勤
	務しないことがやむを得ないと認めら
	れるとき 必要と認められる期間
労働基準法	第7条 (公民権行使の保障)
(昭和22年4月7日法律第49号)	使用者は、労働者が労働時間中に、選
	挙権その他公民としての権利を行使し、
	又は公の職務を執行するために必要な

時間を請求した場合においては、拒んではならない。但し、権利の行使又は公の職務の執行に妨げがない限り、請求された時刻を変更することができる。

資料2日本における公式文書による社会科教育・公民科教育に関する説明(抜粋)

◎以下は戦後以降日本政府が発表した社会科教育・公民教育の目標や方針に関する公式見解を提示する。政府による公民教育の実施そして公民的資質の涵養を重要視する 姿勢が示されるが、公民概念に関する説明は比較的に少ないのである。

(上田薫編集(1974)『社会科教育資料1』、国立教育政策研究所・学習指導要領データベース http://www.nier.go.jp/guideline/より筆者作成)

公式文書	内容	
1945. 12. 22	公民教育の目標:公民教育は総ての人が家族生活・社	
公民教育刷新委員会答申第	会生活・国家生活・国際生活に於て行つてヰ共同生	
1号	活のよき構成者たるに必要なる智識技能の啓発とそ	
	れに必須なる性格の育成を目標とすべきである。	
	(後略)	
1946. 05. 07	公民教育の方針:	
公民教育実施に関する件	1. 純正な伝統の尊重	
(文部省通達)	2. 普遍的原理に基く理解	
	3. 合理的実証的精神の涵養	
	4. 科学的態度の伸張	
	5. 能動的活動の助長	
1946. 05. 15~1947. 02. 15	公民といふのは、国家において国民として法律上の	
「新教育指針(後編第2章公	権利を認められてゐる人間を指すのであるが、ここ	
民教育の振興)」、	ではされに広く社会の一員としての人間を意味す	
	る。そして、社会といふうちには、世間とか世の中	
	かいはれるやうな社会だけでなく、家も国家も国際	

r	
	社会もふくまれる。かうして広い意味の社会におい
	て、社会と自分との関係および自分と他の人々との
	関係をよく理解し、自分の地位と責任とを自覚し、
	自分の本分をはたして、社会のためにつくすやうな
	 人間をつくるのが、公民教育である。
	(後略)
1946. 10. 22	 公民教育の目的指導方針
 『中等学校·青年学校公民教	 公民教育は共同生活のよき一員として必須な性格を
師用書』	 育成するとともにこれに必要な知識技能を啓発する
	ことを目的とする。
	(中略)
	` ' ゚゚゚'' それは知識を広く字蓄へさせることでもない。ただ、
	ある技術を身に着けさせるといふのでもない。また、
	従来、単に国民道徳といはれてきたものを学ばせる
	のでもない。それはいはゆる公民的な良識を身に着
	けさせ、公民的性格を形作るところに目的を持つの
	である。 (後収)
	(後略)
「教育基本法」	第8条(政治教育)
(昭和 22 年法律第 25 号)	良識ある公民たるに必要な政治的教養は、教育上こ
	れを尊重しなければならない。
1948 年	社会科の主要目標を一言でいえば、できるだけりっ
『小学校社会科学習指導要	ぱな公民的資質を発展させることであります。
領補説』	
1958 年改訂	特別教育活動においては、一般的に次の諸目標に重
『高等学校学習指導要領一	点がおかれる。
般編』	1. 民主的な生活について望ましい態度と習慣を養
	う。
	2. 公民的資質を向上させる。
	3. 健全な趣味や教養を豊かにし、将来の進路を選択
	決定するのに必要な能力を養うなど,個性の伸
	張を図る。
	I

1968 年改訂『小学校学習指導要領』	社会科目標:社会生活についての正しい理解を深め、 民主的な国家、社会の成員として必要な公民的資質 の基礎を養う。
1969年改訂『中学校学習指導要領』	地理,歴史および政治・経済・社会などに関する学習を通して,社会生活についての理解と認識を養い,民主的,平和的な国家・社会の形成者として必要な資質の基礎をつちかう。 広い視野に立って,わが国土に対する認識とわが国の歴史に対する正しい理解を深め,その基礎の上に,
	わが国の公民としての基礎的教養をつちかうととも に個人の尊厳と人権の尊重が民主的な社会生活の基 本であることを自覚させて、国家・社会の進展に進 んで寄与しようとする態度を養う。
1970 改訂 『高等学校学習指導要領』	「政治・経済」科目標: 民主主義の本質に関する理解を深めるとともに,日本の政治や経済および国際関係などについての客観的理解を得させ,良識ある公民として必要な教養の基礎を高める。 (後略)
1977 年改訂『小学校学習指導要領』	社会科目標: 社会生活についての基礎的理解を図り、我が国の国土と歴史に対する理解と愛情を育て、民主的、平和的な国家・社会の形成者として必要な公民的資質の基礎を養う。
1978 改訂『中学校学習指導要領』	社会科目標:広い視野に立って,我が国の国土と歴史 に対する理解を深め,公民としての基礎的教養を培 い,民主的,平和的な国家・社会の形成者として必

	要な公民的資質の基礎を養う。
1979 改訂 『高等学校学習指導要領』	社会科目標: 広い視野に立って、社会と人間についての理解と認識を深め、民主的、平和的な国家・社会の有為な形成者として必要な公民的資質を養う。
1989 改訂『小学校学習指導要領』	社会科目標: 社会生活についての理解を図り、我が国の国土と歴 史に対する理解と愛情を育て、国際社会に生きる民 主的、平和的な国家・社会の形成者として必要な公 民的資質の基礎を養う。
1989 改訂『中学校学習指導要領』	社会科目標: 広い視野に立って、我が国の国土と歴史に対する理解を深め、公民としての基礎的教養を培い、国際社会に生きる民主的、平和的な国家・社会の形成者として必要な公民的資質の基礎を養う。
1989 年改訂 『高等学校学習指導要領』	公民科目標: 広い視野に立って、現代の社会について理解を深め させるとともに、人間としての在り方生き方につい ての自発を育て、民主的、平和的な国家・社会の有 為な形成者として必要な公民としての資質を養う。
1999 年改訂 『小学校学習指導要領』	社会科目標: 社会生活についての理解を図り、我が国の国土と歴 史に対する理解と愛情を育て、国際社会に生きる民 主的、平和的な国家・社会の形成者として必要な公 民的資質の基礎を養う。
1999 年改訂 『中学校学習指導要領』	社会科目標: 広い視野に立って、社会に対する関心を高め、諸資

	料に基づいて多面的・多角的に考察し、我が国の国
	土と歴史に対する理解と愛情を深め、公民としての
	基礎的教養を培い、国際社会に生きる民主的、平和
	的な国家・社会の形成者として必要な公民的資質の
	基礎を養う。
1999 年改訂	公民科目標:
『高等学校学習指導要領』	
	広い視野に立って、現代の社会について主体的に考
	察させ、理解を深めさせるとともに、人間としての
	在り方生き方についての自覚を育て, 民主的, 平和
	的な国家・社会の有為な形成者として必要な公民と
	しての資質を養う。
2003 年改訂	社会科目標:
『小学校学習指導要領』	社会生活についての理解を図り、我が国の国土と歴
	史に対する理解と愛情を育て、国際社会に生きる民
	主的、平和的な国家・社会の形成者として必要な公
	民的資質の基礎を養う。
2003 年改訂	社会科目標:
 『中学校学習指導要領』	 広い視野に立って,社会に対する関心を高め,諸資
	 料に基づいて多面的・多角的に考察し、我が国の国
	土と歴史に対する理解と愛情を深め、公民としての
	基礎的教養を培い、国際社会に生きる民主的、平和
	的な国家・社会の形成者として必要な公民的資質の
	基礎を養う。
	AMECIK 10
2003 年改訂	公民科目標:
2003 年改訂	公民科目標: おいれい 現代の社会について主体的に考
2003 年改訂 『高等学校学習指導要領』	広い視野に立って、現代の社会について主体的に考
	広い視野に立って、現代の社会について主体的に考察させ、理解を深めさせるとともに、人間としての
	広い視野に立って、現代の社会について主体的に考察させ、理解を深めさせるとともに、人間としての 在り方生き方についての自覚を育て、民主的、平和
	広い視野に立って、現代の社会について主体的に考察させ、理解を深めさせるとともに、人間としての 在り方生き方についての自覚を育て、民主的、平和 的な国家・社会の有為な形成者として必要な公民と
	広い視野に立って、現代の社会について主体的に考察させ、理解を深めさせるとともに、人間としての 在り方生き方についての自覚を育て、民主的、平和

資料 3 日本側年表: 戦前 (日本本土·植民地台湾)

◎以下は年表の形で戦前日本政府が日本本土および植民地台湾にて実施した公民教育の発展過程を提示する。日本本土の公民教育は1880年代から展開し、幾度かのターニングポイントを迎えた。その反面、植民地台湾の公民教育は発展期間はわずか4年間で、台湾出身の構成員への影響が限られる。

年	日本本土		台湾地域
代			
187	「教育令」公布		
9	「修身科」の法的位置づけが確		
	立された。		
	「市制」・「町村制」公布		
188	憲政の確立や陪審制の実施予定		
8	や選挙権の拡張に伴う政治知識		
	教育の必要性は認識されるよう		
	になった。		
		189	「台湾総督府直轄国語伝習所規
		6	則」公布
			機構設置目的:
			本島人向けの国語教授、日常生

活資質・日本国精神養成(第1 条)

主要科目:

国語、読書作文、習字、算数 国語科設置目的:

道徳教訓、智能啓発、本国的精神養成(第13条)

「台湾公学校規則」公布

189 機構設置目的:

8 本島人の子弟向けの徳教教授、 国民たる性格養成、国語精通教 育(第1条)

主要科目:

修身、国語作文、読書、習字、 算術、唱歌

修身科設置目的:

人道実践、日常礼儀作法、教育 勅語大義、遵守すべき重要な諸 制度の教授、躬行、実践の訓練 (第10条)

「中学校令施行規則」 修身科以外に、「法制及経済」 という科目が新設された。

内容は「国民の生活に必要なる知識や現行法規の大要及び理財財政の一般」と規定された。 勤労青年教育の分野の公民教育、いわゆる「地方改良運動」が目的とする「自治民育」あるいは「自治体教育」が制度化された。

主には地方自治に関する政治・ 経済知識を授受する。

教育の対象は市制・町村制に見

「台湾公立中学校規則」公布

機構設置目的:

本島人の男子に必要なる高等普通教育の提供(第1条)

主要科目:

191

修身 国語及漢文 歴史 地理 数学 理科 実業 法制及経済 図画 手工 唱歌 体操

190

られる「市町村の公民」すなわ ち地方自治に関する権利と義務 法制及経済科設置目的: を有する地方住民と一致し、「市 日常の生活に適切なる法制、経 町村の公民教育」ともよばれる 済上に関する事項の教授(第12 ようになった。 条) 「台湾教育令」公布 本島人向けの普通教育、職業教 育、専門教育及師範教育に関す る説明・規定を明示する 191 「改正実業補習学校規定」公布 9 (内地人と本島人を区別する二 元的教育・学校制度を維持する) 第8条に「実業補習学校に於て は適当なる学科目に於て法制上 の知識その他国民公民として心 192 得へき事項を授けまた経済観念 0 の養成にかるむを要す(後略)」 と明示され、「公民教育」の法 的位置づけが確立された。 主体的な「市町村公民」の意識 が希薄化し「公民」は国民と併 置されながらも国民の下位概念 として位置づけられた。 「公民教育調査委員会」成立 「台湾教育令(改正)」公布 内地人・本島人という名称を国 語常用者・非国語常用者に改め、 形式上の共学制度を確立する。 「公民科教授大綱並び教授要 旨」の発行により、公民科とい (台湾総督府は実質上の施行に 192 192 う名称が文部省訓令で正式に使 関する裁量権を有する。) 2 用された。

公民科内容:従来の政治学知識

192	が中心となる「法制及経済科」		
4	と異なり、「人と社会」や「都		
	市生活」など社会的な内容が加		
	えられ、新たな人間関係や共存		
	共栄に関する意識を構築する意		
	図が見られる。		
	「青年訓練所令」公布		
	「修身及公民科」設置		
	「改正実業補習学校規則」		
	「改正中学校令施行規則」公布		
	より系統的な公民教育を実施す		
192	るため、「法制及経済科」の代		
6	わり、「公民科」特設されるこ		
	とになった		
	特徴:		
193	国家社会的観点が強化され、市		
0	町村公民概念がさらに希薄化に		
193	なる。		
1	国際社会に視野が拡大され、社		「台湾公立中学校規則(改正)」
	会改善と見られる問題解決学習		公布
	が加えられた。		主要科目:
			修身 公民科 国語漢文 歴史
			地理 外国語 数学 理科 実
		193	業 図画 音楽 作業科
		3	
			公民科設置目的:
			公民的生活のために備えるべき
			知徳、遵法精神、共存共栄精神
			公共奉仕精神の涵養 (第九条)
			「台湾市制」・「台湾街庄制」

改正。 帝国臣民たる年齢25年以上、一 中学校、高等女学校、青年学校 定条件に満たす男子市住民、街 による「公民科」の改正が行わ 庄住民が選挙権を有する れた 修身教育を通して、大日本帝国 国民としての自覚・認識を構築 公民科内容の転換: 193 政治学知識以外に、公民的徳操 する教育方針が修正され、地方 自治のに関する知識を授受する 及び大国民たるの資質を育成す る役割が課され、次第に皇民化 「公民教育」が重視されるよう 教育に転換する になった。 193 「台湾青年学校規則」公布 7 機構設置目的: 男女青年に対して国体観念の明 徴、心身の鍛錬、徳性の涵養、 職業および実際生活に必要とな る智識の教授、皇国臣民たる資 質の向上(第1条) 主要科目: 193 修身及公民科 普通学科 職業 学科 家庭科 体操科 修身及公民科設置目的: 教育勅語旨趣、建国大義の教授、 徳性、忠君愛国、献身奉公精神 の涵養 実践躬行の訓練(第19 条)

資料4日本側年表:戦後

◎以下は年表の形で戦後以降日本政府が推進してきた社会科教育・公民教育の発展過程を提示する。政府は1947年に社会科を設置し、そして1948年に公式的に「公民的資質」という概念を言及し社会科教育および公民教育による「国家・社会の形成者として必要なる公民的資質の形成」というスタンスを確立した。

年代	内政	教育政策	公式文書
		公民教育政策	
1945	GHQ 占領期開始	「新日本の教育方針」発表	「公民教育に関する調査案」
			公民教育刷新委員会答申
			(第1号、第2号)

			文部省総務室
			「公民教育ニ関スル調査」
			「公民教育一関ヘル調査」
			「修身,日本歴史及び地理停止
			二関スル件」指令
			「修身、国史及地理停止ニ関ス
			ル件」通達
1946	「日本国憲法」	「米国使節団報告書」発表 	「公民教育の実施に関する件」
	公布		「新教育指針」
			「公民館の設置運営について」
			「国民学校公民教師用書」
			「中等学校・青年学校公民教師
			用書」
			「公民教育の指導書について」
1947		 「教育基本法」	「学習指導要領社会科編(Ⅰ)
		 「学校教育法」	(試案)」
		 「学校教育法施行規則」	 「学習指導要領社会科編(Ⅱ)
		 各教科の「学習指導要領(試	 (第7学年~第10学年)(試案)」
		案)」公布	
		「社会科」設置	
1948		「公民的資質」言及	「小学校社会科学習指導要領補
1948		「公式印度員」 日次	
			説」
1951		 	「小学校学習指導要領社会科編
1301		第1回改訂開始	(試案)
		加工 III 以 II	
			「中学校高等学校学習指導要領
			社会科編Ⅰ中等社会科とその指
			導法(試案)」

1952	「日本国との 平和条約」締結 独立		「中学校高等学校学習指導要領社会科編Ⅱ一般社会科(試案)」
1953			「社会科の改善についての方策」
1955	55 年体制確立	「学習指導要領」第 2 回改訂開始	小学校学習指導要領社会科編昭和 30 年度改訂版中学校学習指導要領社会科編昭和 30 年度改訂版高等学校社会科編昭和 31 年度改訂版
1958 1959		「学習指導要領」第3回改訂開始 「道徳教育」再開	小学校学習指導要領昭和 33 年 度改訂版 中学校学習指導要領昭和 33 年 度改訂版
1960	「日米安保条 約」締結		高等学校学習指導要領昭和 35 年度改訂版
1968		「学習指導要領」第4回改訂開始	
1969		中学校「政治・経済・社会的 分野」や「公民的分野」と改 称	小学校学習指導要領昭和 43 年 度改訂版
1970			中学校学習指導要領昭和 44 年 度改訂版

		高等学校学習指導要領昭和 45 年度改訂版
1977	「学習指導要領」第5回改訂開始	小学校学習指導要領昭和 52 年 度改訂版 中学校学習指導要領昭和 52 年 度改訂版 高等学校学習指導要領昭和 53 年度改訂版
1989	「学習指導要領」第6回改訂開始	小学校学習指導要領平成元年度 改訂版 中学校学習指導要領平成元年度 改訂版 高等学校学習指導要領平成元年 度改訂版
1998	「学習指導要領」第7回改訂開始	小学校学習指導要領平成 10 年 度改訂版 中学校学習指導要領平成 10 年 度改訂版 高等学校学習指導要領平成 10 年度改訂版
2003	「学習指導要領」第8回改訂開始	小学校学習指導要領平成 15 年 度改訂版 中学校学習指導要領平成 15 年

		度改訂版
		高等学校学習指導要領平成 15
		年度改訂版
2011	「新学習指導要領」実施開始	

資料5台湾側年表:戦後

◎以下は年表の形で戦後以降台湾にてが推進してきた社会科教育・公民教育の発展過程を提示する。

年代	内政	教育政策	公式文書
1945	終戦	公民教育政策	「台湾接管計画綱要」
1946	小ミモス	国民学校、初級中学設置 「台湾省国民学校暫行教学科目 及教学時数表」公布	「口1号]女目们 四州女」
1948		「国民学校課程標準」、「中学課 程標準」公布	
1949	「戒厳令」公布		
	中華民国政府台 北へ遷都		
1950			「台湾省非常時期教育綱領」「戡乱建国教育実施綱要」
1951			「国家総動員計画綱領」
1952		「中国青年反共救国團」結成 「中学課程標準」改訂	「告全国軍民同胞書」 「台湾省各級学校加強民族 教育実施綱要」 「戡乱時期高中以上学校学 生精神軍事体格及技能訓 練綱要」 「訓育綱要」
1953			「蔣介石民生主義育樂兩篇 補述」
1954	「中米共同防禦 條約」締結	「高級中学三民主義課程標準」 改訂	
1955			「中等学校訓育実施要点」 130
1961			

		「国民党技部和牺牲」。北江	
		「国民学校課程標準」改訂	
1962			
		「中学課程標準」改訂	
1966		「中華文化復興運動」開始	
1967		「中華文化復興建勤」開始	
		「九年国民教育実施綱要」公布	
1968		九年国民義務教育実施開始	
1900		「九年国民教育実施条例」公布	
		7 22 30 113 32 114 32 114 11	
1971	米国と国交断絶	「高級中学課程標準」改訂	
1971	不国と国父別紀	「国民中学課程標準」改訂	
1975		「国民小学課程標準」改訂	
1979			
1986	民主進歩党結成		
	5 XX 4 5-54		
1987	戒厳令解除		
1988	1988 李登輝が総		
	統に就任		
1989		「教科書檢定制」導入	
1991	「動員戡乱時期		
	臨時條款」廃止		
1993	中国との対話開		
	始		
1994	台湾省長、		
	台北市長		
	高雄市長		
	初回直接選挙		

1995	李登輝訪米		
1996	台湾海峡ミサイ ル危機 総統初回直接選 挙		
1997 1998		「国民中小学九年一貫課程發展 專案小組」結成	
2000	初回政権交代 陳水扁が総統に 就任	「国民中小學九年一貫課程暫行綱要」	
2001		九年一貫課程正式に施行	
2002	「台澎金馬独立 関税領域」とし てWTOに参加		
2003	「公民投票法」 公布		
2004	陳水扁が再選		
2005			
2008	2度目の政権 交代 馬英九が総統に 就任		

資料6教科書調査結果(1):戦前日本側

◎以下は国立教育政策研究所にて保管されている戦前中学校法制及経済科、中学校公

民科、実業補習学校公民科の内容調査を通して確認できた「公民概念に関する記述」を提示する。

現在の教科書と異なり、1889年法制及経済科が設置された以降、各教科書は政府の指示に従い、「公民」の資格条件を提示した。その中、1920年代はさらに地方自治の理念や社会・公共に関する内容が加えられ、そして1937年以降は新たに「オホミタカラ」に関する説明が加えられた。

①中学校「法制及経済科」教科書(一部)(抜粋)

年代	出版情報	「公民」概念に関する記述
1902	高橋正熊/松本敬之	公民とは市町村団体の機関の選挙に参与し、又
1902	_	
	『中等法制経済教科書 法	其名誉職を担任するの義務ある住民なり。公民
	制之部』	たる資格は左の如し。
	国光社	(一) 帝国臣民たること
		(二) 公権を有する独立の男子たること
		(三) 二年以上其市町村の住民とし其団体の
		負担を分ち且地租を納め若くは直接国
		税年額二円以上を納めること
1902	持地六三郎/岩田宙造	市町村住民中左の条件を具備する者を市町村
	『中等教育法制教科書』	公民となす。
	大日本図書	(一) 帝国臣民にして公権を有する独立の男
		子たること
		(二) 二年以上其市町村の住民たること
		(三) 二年以上その市町村の負担を分任せる
		こと
		(四) 二年以上其市町村内に地租を納め若く
		は直接国税ニ円以上を納むること
		市町村公民は市町村の選挙に参与し名誉職に
		選挙せらるるの権利あり又其名誉職を担任す
		るは市町村公民の義務にして法律に於て認め
		られたる一定の理由あるにあらずむば之を拒
		辞し若くは任期中退することを得ず。

1904	興文社	住民に普通住民と公民との別あり、公民は市町
	『中学法制経済教科書』	村の公務に任ずる特別の権利義務を有するも
	興文社	のにして、法律上一定の条件を具へざるから
		ず、即ち独立男子にして二年以来市町村の住民
		となり、其負担を分任し、其市町村内に於て地
		 租を納むるか、又は直接国税年額二円以上を納
		むるものを云ふなり。
1905	織田万	住民中特に公務に参与するの権利を有し、又義
	『法制教科書』	務を負ふ者を公民とす。市町村公民たるの資格
	金港堂	を有するには(一)帝国臣民たること、(二)
		満二十五歳以上の男子にして一戸を構ふるこ
		と、(三)禁治産者に非ざること、(四)公権を
		有すること、(五) 二年以来其の市町村の住民
		たりしこと、(六) 二年以来其の市町村の負担
		を分任したること、二年以来其の市町村に於て
		地租を納め若しくは直接国税年額二円以上を
		納めたること、(七) 二年以来公費の救助を受
		けざることを必要とす。
1907	和田垣謙三	市町村は、従来の地域によりて、これを別ち、
	『法制教科書』	市町村制実施以来区域を変更するときは、一定
	文学社	の手続を要す。其区域に住居を占むる者は、其
		市・町・村の住民とし、内につき、(一)公権
		を有し(二)二年以来住民となり(三)市町村
		の負担を分け(四)其市町村内に於て地租を納
		め若くは直接国税年額ニ円以上納むる男子は、
		市町村の公民とす。
1907	小原新三	住民中、一定の資格を有する者を公民と称す。
	『中等教育法制教科書』	公民は、普通住民の有する権利及義務外、更に
	日本大学	特段なる権利を有し、義務を負ふ。特段なる権
		利、義務とは、市、町、村の選挙に参与し、且、
		其の名誉職に選挙せらるるの権利、及一定の事

		由に依るの外、名誉職を辞することを得さるの 義務是れなり。
1910	日本大学『中学法制経済要義』 光風館書店	住民中左の資格を有する者を公民とし、自治行政に参与せしむ。 (一) 帝国臣民(ニ) 二十五歳以上の男子(三) 一戸を構へ治産の禁を受けず(四) 二年以来市町村の住民(五) 市町村の負担分任(六)市町村内に於て、地租若しくは直接国税年額二円以上納税。
1911	岡本一郎 『中等学校教科用書』 山陽書籍	市町村住民中、下に掲ぐる資格を具ふるものを、特に市町村公民と称す。 (一) 帝国臣民たること。 (二) 公権を有すること。 (三) 独立の男子たること。 (四) 二年以上、当該、市町村の住民となり、市町村の負担を分任し、及び其市町村内に於て地租を納め、若くは地租以外の直接国税二円以上を納むること。
1912	吾孫子勝/気賀勘重 『中等法制経済教科書』 同文館	住民中年齢二十五歳以上の男子にして納税其 の他法律の定むる資格を有する者を公民と称 す。公民は市町村会議員を選挙し又は之に選挙 せられ及び其の他名誉職吏員に選らばるるこ とを得。
1915	木下孫一/桂忠雄 『国民教育法制大意』 瞭 文堂	住民には1.普通住民。2.公民との二種あり。 (中略) 公民は住民中一定の資格を有する者にして、市町村の選挙に参与し、又市町村の名誉職に選任せらるるの権利を有し、同時に名誉職を担任するの義務を負はしむ。

1916	清水澄	住民中、市町村の公務に参与するの権利義務を
	『法制教科書』	有する者を公民といふ。即ち、二年其市町村内
	清水書店	に住居し、且其市町村の負担を分担する満二十
		五歳以上の帝国臣民たる男子であって、独立の
		生計を営む者は、刑に処せられた者・禁治産
		者・準禁治産者等の如く特別に除外された者で
		ない限り、その市町村の公民として市町村会の
		選挙に参与し、市町村会の議員、町村長等の如
		き名誉職に選挙せられる権利を有し、及名誉職
		に選挙せられた場合には之を担任するの義務
		を負ふ。

②中学校「公民科」教科書(一部)(抜粋)

年代	出版情報	「公民」概念に関する記述
1929	大島正徳	公民とは法制上には市町村住民にしてその
	『中等昭和公民読本』	自治行政に関与し得る資格あるものをいふ
	政治教育学会	ので、選挙権及び被選挙権を有するものを
		称する。
		(中略)
		公民といふのは、今いふ通り法制上の言葉
		に相違ないが、かく法制上に公民たる資格
		が規定されるにいたったのは、その根本に、
		各自が市町村といふ社会生活の一員とし
		て、自治し協同して、その社会生活を健全
		に発達させようといふ覚悟があると信ぜら
		れたからである。
1930	塚原政次	市町村の住民の中で左の条件を具へた者を
	『昭和公民教科書』	公民と称するのである。
	弘道館	(中略)
		このやうに、住民の年齢・性・財産・性行
		等に関し、公民の資格を限定するのは、専

		ら公民権を尊重するに由来するのである。 (中略) 市町村の進歩・発達は一にかゝって市町村 公民の素質の良否にありといふべきであ る。市町村公民は常に自主的に公共の精神 を以て、地方自治団体の発展に貢献せねば ならぬ。
1931	佐藤寛次/近藤康男 『新制中等公民教科書』 西ヶ原刊行会	市町村住民の中、市町村の公務に参与する 権利と義務とを有する者を市町村公民とい ひ。公民たる資格を公民権といふ。凡そ公 民たるには公務の重大なるに鑑みて、公務 に参与してその責を完うし得るに足る資格 が必要である。
1932	湯原元一 『中等公民訓』 東京開成館	市町村の住民であって、二年以上その市町村に住居する年齢二十五年以上の帝国臣民である男子を市町村公民といふ。(中略) 実際上市町村自治の中堅となって働くものは公民である。市町村は公民の心得の良否によってその盛衰が分かれるから、公民の責任は実に重いといはねばならぬ。
1935	木村正義 『改訂中等公民科教科 書』 冨山房	現行法によれば、帝国臣民たる年齢二十五年以上の男子で二年以来市町村住民たる者はその市町村公民である。(中略)公民たる資格に関する規定はしばく改正せられ、今日では政治能力ある男子住民は漏れなく市町村の公務に参与し得るやうになったが近き将来に於ては女子にも男子と同じく公民権が賦与せられ、市町村住民全部が協力して我が市町村の経営に与るやう努

		めねばならぬ。
1937	及川儀右衛門	我等は、この国に生をうけたことを深く光
	『新編公民科教科書』	栄とし、その責務の愈、大なるものあるこ
	修文館	とを銘記し、宜しく大御心を体して、国民
		精神を振作し、公明な心で国政に参与し、
		立憲自治の本義に副ひ、よく業に服し産を
		治め、経済生活を全うして国力の充実をは
		かり、以て天壌無窮の皇運を扶翼し奉るこ
		とを念とすべきである。これ即ちオホミタ
		カラ(公民)としての本分をつくす所以で、
		かくの如く公益を広め世務を開くの道を修
		め、新しい時代に処する国民たるの責任を
		全うすべき素地を養ふことは、公民科の志
		ざす中心目標なのである。
		住民のうちで、(一)帝国臣民たる満二十五
		歳以上の男子で(ニ)二年以来市町村に住
		所を有する者を公民といふ。
		(後略)
1939	広浜嘉雄	大宝(おほみたから)は公民とも書かれて
	『新撰公民科教本』	をり、御民は大宝とも解されていることか
	高陽書院	ら知られるやうに、公民科の公民は、御民
		を意味し、随って、臣民我等を指すわけで
		ある。
		住民のうち、帝国臣民たる年齢二十五歳以
		上の男子にして、二年以来市町村の住民た
		る者は、その市町村の公民である。
		(中略)
		公民は、地方自治団体の選挙に参与し、名
		誉職に選挙せられる権利を有するととも
		に、名誉職に選挙されたときは、之を担任
		せねばならない義務を負うでいる。かかる

		権利と義務とを併せて、公民権といふ。
1941	文部省	我等は大君の赤子であり、大君に仕へまつ
	『中学公民書』	る公民である。随って我等の一身は決して
	教育図書	私のものではなく、大君の「おほみたから」
		であり、御民である。
		帝国臣民たる満二十五歳以上の男子で、二
		年以来その市町村住民たる者を原則として
		市公民・町村公民とし、市町村の公務に参
		与する権利を認めるとともに、これに参与
		する義務を負はしめている。
		(中略) 市町村公民の担任すべき職務は、
		無報酬で奉仕する名誉職であることが原則
		である。公民が名誉職の真に名誉であるこ
		とを自覚して、献身努力するところに自治
		団体の生命が存する。
1943	戸田貞三	我等国民は、我が大君の赤子であり、公民
	『新制中学公民教科書	(おほみたから)である。随って我等の心
	中等学校教科書刊』	身は、もとこれ我等のものではなく、我が
		大君へ捧げまつつた天皇の大御宝である。
		市町村公民は(一)市町村会議員などの選
		挙に参与し(二)名誉職たる市町村会議員・
		吏員・委員などに選ばれる権利を有し、且
		つ(三)これらの名誉職に選ばれた場合、
		これを担任すべき義務を負うている。公民
		たる者は、これらの権利を行使し、義務を
		履行するに当っては、私利私欲を離れて、
		自治体の福利増進に、献身的努力を致さな
		ければならない。

③実業補習学校「公民科」教科書 (一部) (抜粋)

1930	実業公民教育会	住民中左の資格のあるものを公民といふ。
	『実業学校公民教	(一) 帝国臣民たる男子で年齢二十五年以上の
	科書』	者。
	大光館書店	(二) 二年以来其の市町村の住民たる者。
		公民は市町村の選挙に参与し、又名誉職を選挙せら
		れる権利を有し、且名誉職を担任するの義務を負
		ふ。これを公民権といふのである。
1933	末吉庄市	地方より選ばれて公務に従事する者は勿論一般の
	『新訂実業公民教	公民たる者も、亦団体の利害を以て自己の利害とな
	科書』	し、協力して地方公共の福利を図らねばならぬ。之
	大阪日本出版社	に反して、自治に関することを煩労なりとし、理由
		なく之を回避し、若しくは私情を以て党派を結び、
		自治を利用して紛争の具とするが如きは、其の自治
		制の精神に反するものと謂ふべきである。
1934	中川善之助	公民として最も重大なることは、市町村の選挙に際
	『実業公民教本』	し他人を選挙し、もしくは他人より選挙せられて議
	六星館	員となり、地方自治に参与するの権利を有する。
		(中略)
		公民が市町村長・市町村会議員その他市町村の名誉
		職に選任さられたるときは、特別の支障なき限り、
		その職に就いて自治の事務を親しく分掌する義務
		がある。
1935	松崎寿	市町村住民の中で、帝国臣民たる年齢二十五歳以上
	『帝国公民教科	の男子で、且、二年以上その市町村の住民たるもの
	書』	は、特にその市町村の公民といはれる。
	大同書院	(中略)
		市町村公民は、住民としての権利・義務の外に、そ
		の市町村の選挙に参与する権利と、その市町村の名
		 誉職に選挙される権利とを有する。これを公民権と
		いふ。
1935	太田正孝	

	『太田実業公民教	上で、帝国臣民たる男子を、とくに公民といふので
	科書』	ある。公民は住民としての権利・義務のほかに、名
	富山房	誉職たる市町村会議員に選挙される権利と、名誉職
		につかねばならぬ義務とを持っている。かやうな公
		民たるがためにもっている権利・義務を一括して公
		民権といふ。
1937	山崎犀二	市町村の公民たる地位は、(1) 二十五歳以上の帝
	『養成公民科綱	国臣民たる男子で、(2) 二年以上市町村住民たる
	要』	者が、当然にこれを得る。
	東京開成館	公民は市町村の選挙に参与し、其の名誉職に選挙せ
		られる権利を有し、名誉職に選挙せられた場合は、
		これを担任すべき義務を負ふ。かやうな資格は、総
		称して公民権といふ。

◎以下は「日治時期図書全文影像系統 (Full-Text Image System for Books of Japanese Ruled Period)」というデータベースにて保管されている公民科教科書の内容調査を通して確認できた重要な記述を提示する。全体的に、公民科教科書は完備されておらず、公民概念に関する説明も不十分である。

年代	出版情報	重要な記述
1922	『台湾公民	わが国に於ては <i>古来公民は「オホミタカラ」</i> の意義を持って
	読本 全』	いたので、親の宝は子、国の宝は民である。国の宝である民は
		市街庄に於ける公民としての本務を実行し責任を完うして、地
	久住栄一、	方団体本来の面目を発揮しなければならない。
	松井実、加	
	藤春城	
1934	『台湾中等	立憲政治・代議制度:本島に於ては、衆議院議員選挙法の規定
	公民教科書	に従ひ選挙権を行使する途が開かれていないので、未だこの議
	下卷』	員公選といふことは行はれるに至らないが、これは、 本島住
		民一般の政治的訓練と公民的自覚とが 、内地のそれに比して
	台湾公民教	猶不充分なためであつて、この低い民度を堅実に向上せしめ、
	育研究会	本島住民をして真に共存共栄の本義を理解せしめ、以て他日国
		家の選良を我等の台湾から帝国議会へ送り得るだけの素地を
		作りあげることは、我等青年の光栄ある責務といはねばなら
		<i>8</i> 2₀
1935	『女子公民	第九章 地方公共団体
	科教科書	選挙権とその行使:帝国臣民たる年齢二十五年以上の男子で独
	巻一』	立の生計を営み、六個月以来市街庄の住民となり、且六個月以
		来台湾総督の指定した市街庄税年額五円以上を納める者は、そ
	台湾総督府	の市街庄に於て市会議員又は街庄協議会員の選挙権を有する。
		※有権者を「公民」と称さなかった。
1936	『女子公民	立憲政治・衆議院の組織:選挙は所謂普通選挙で、帝国臣民た
	科教科書	る男子で満二十五歳以上の者は皆選挙権を有する。
	巻二』	
		※有権者を「公民」と称さなかった。
	台湾総督府	
1939	『国姓庄教	選挙権ノアルモノ:

	化聯合会	1. 帝国臣民デアルコト
	公民読本』	2. 男子デアルコト
		3. 年齢満二十五歳以上デ独立ノ生計ヲ営ンデヰルモノデア
	国姓庄教化	ルコト
	聯合会	4. 六月以上市街庄民とナツテヰルコト
		5. 六月以来市街庄税年額五円以上ヲ納メルモノデアルコト
		※有権者を「公民」と称さなかった。
1941	『師範学校	序: 共同生活の実相を正しく見究め、国家・社会の一員として
	演習科用	の自己を強く自覚した者を公民といふ。(中略) すべてを国
	公民科教科	家生活・社会生活と関聯せしめて理解し、共存共栄の理想に
	書卷一』	従つて行動し得る人でなければ、真の公民とはいはれない。
		いふまでもなく、台湾には台湾としての特殊の使命がある。我
	台湾総督府	等は、先づ台湾のよき公民として、この使命を何たるかをはつ
		きりと認識しなければならなぬ。それは、やがて帝国のよき臣
		民としての本務でもある。
		議員・協議会員の選挙:帝国臣民たる年齢二十五年以上の男子
		で、独立の生計を営み、六箇月以来市街庄の住民となり、且六
		箇月以来台湾総督府の指定した市街庄税年額五円以上納める
		者は、その市街庄に於ける市会議員又は街庄協議会員の選挙権
		を有する。
		※有権者を「公民」と称さなかった。
出版	『中等公民	第十章農村と都市:
年不	科教科書	農村の改善:農村の生活は堅実質素な特色を有し、近隣相扶け
詳	巻一』	る風習を養ふ上にも都合がよく、 善良な公民 、忠誠な国民と
		しての素養は農村生活に於て作られることが多い。
	台湾総督府	

資料8教科書調査結果(3):戦後戒厳期台湾側

◎以下は国家教育研究院教科書図書館にて保管されている公民科教科書(1987年以前)の内容調査を通して確認できた「公民概念に関する記述」を提示する。

- 15) F Im () III) w ==> (
年代	出版情報	公民概念に関する記述
1965	初級中学公民	繁体字原文:所謂公民,是指中華民國國民,年滿20歲,
	(第1冊)	並且具備法律所規定的資格者而言。公民的資格,可分
		為積極資格(中華民國國籍、年滿20歲)和消極資格(不
	国立編訳館	忠於國家、被宣布褫奪公權、有精神病、吸食鴉片)兩種。
		地方公民特殊資格:在該地方繼續居住 6 箇月以上。公民
		所享有的特殊權利,是參政權,即過問國家或地方公務
		的權利。
		和訳:公民とは、満20歳以上、法定資格を所有する中
		華民国の国民とされる。公民の資格は積極資格(中華
		民国国籍、満 20 歳以上)および消極資格(不忠行為、
		公権剥奪宣告を受けること、精神病を抱えること、ア
		ヘンを使用すること)という2種類がある。そして、
		地方公民特殊資格とは、該当地域に6ヵ月以上居住す
		ることとされる。公民が所有する特殊な権利は参政権、
		すなわち国家や地方の公務に参与する権利である。
1965	初級中学公民	繁体字原文:所謂世界公民,指了解自己不但是國家的
	(第3冊)	國民,而且是整箇世界的一分子,所以不但要盡忠於自
		己的國家,而且要以盡忠國家之心,造福於世界而言。
	国立編訳館	
		和訳:世界公民とは、自身は一国家の国民だけではな
		く、世界の一員でもあることを理解する者である。ひ
		とりの世界公民は自身が所属している国家に奉仕し、
		 世界福祉の促進に励まなければならないのである。
1968	国民中学	繁体字原文:所謂公民,是指中華民國國民,年滿20歲,
	公民與道德	並且具備法律所規定的資格者而言。公民對國家所應負
	(第1冊)	的責任,比其他國民,更為重大。地方自治團體的公民,
		還要有一項特殊條件,即須在那箇地方,繼續居住 6 箇
		月以上,纔是那箇地方的公民。不適合做公民的情形,
	1	·

	日子短知处	约可八类式列四条.(1)目不由从国字边上 (0)目字史塔
	国立編訳館	約可分為下列四種:(1)是不忠於國家的人。(2)是宣告褫
		奪公權的人。(3)是有精神病的人。(4)是吸食鴉片的人。
		公民和國民的不同,不僅在於他須具有一定的資格,也
		在於他享有的權利,與負擔的義務。公民所享有的權利,
		是參政權,即參與國家或地方公務的權利。
		 和訳:公民とは、満 20 歳以上、法定資格を所有する中
		 華民国の国民とされる。公民は他の国民に比べ、比較
		的に重大な責任を担わなければならないのである。以
		下の4つの場合、該当者は公民に不適任である。(1)
		不忠行為を犯す者 (2) 公権剥奪宣告を受ける者 (3)
		精神病を抱える者(4)アヘンを使用する者。
		公民は国民と異なり、一定資格に適合し、付与される
		本利・義務を有する。公民が享有する権利とは、参政
		権、すなわち国家や地方の公民に参与する権利である。
1972	国民中学	
1972		繁体字原文:所謂世界「公民」,則是意識到自己是國家
	公民與道德	的國民,而也是整個世界的一分子,故不但要盡忠於自
	(第6冊)	己的國家,而也要以盡忠國家之心,造福於世界。
	国立編訳館	和訳:世界公民とは、自身は一国家の国民だけではな
		く、世界の一員でもあることを理解する者である。ひ
		とりの世界公民は自身が所属している国家に奉仕し、
		世界福祉の促進に励まなければならないのである。
1975	国民中学	繁体字原文:公民是指可以行使公權,尤其是行使選舉
	公民與道德	 權的國民而言。參與國家政治事務的人,年紀不能太輕,
	(第4冊)	 經驗不能太少,所以憲法規定:「中華民國國民年滿 20
		歳者,有依法選舉之權。 公民還必須在選舉區內居住
		一定期間,才能行使權利。雖然是公民,但因為犯了重
		大的罪,或被褫奪公權,或精神疾病者,也不得行使權
		利。公民的主要權利,是參政權,是參與國家機關或地 一利。公民的主要權利,是參政權,是參與國家機關或地
		方自治團體政治事務的權利, 共有選舉權、罷免權、創
		別自伯國龍政伯事務的權利, 共有選挙權、能允權、制 制權和複決權 4 種。

		(社會、貝獻日上。心貝復行我伤,俱备行使惟利。以是 環境、移風易俗。選擇職業、敬業樂業。
		垛児、炒風勿怡。
		5-2-1 八尺 1.)之 八佐 杜) / 思兴华· <i>仁</i> (七十 / 次 · / · · · · · · · · · · · · · · · ·
		和訳:公民とは、公権、特に選挙権を行使する資格を
		所有する国民とされる。国家の政治事務に参加する者
		は一定の年齢、経験を、、、憲法によれば、満20歳以上
		の中華民国国民は法定の選挙権を有する。
		公民が所有する主な権利は参政権、すなわち国家機関
		や地方自治体の政治事務に参与する権利であり、選挙
		権、罷免権、創制権、複決権という4つの権利に分け
		ることができる。ひとりのよき公民は、社会に対して、
		熱心に奉仕、貢献しなければならない。そして、課さ
		れた義務を忠実に果たし、所有する権利を慎重に行使
		しなければならない。
1976	国民中学	繁体字原文:做一個世界好公民應該認識世界局勢與國
	公民與道德	際環境、維護正義與基本人權、並致力國際合作與世界
	(第6冊)	大同。
	国立編訳館	和訳:ひとりのよき世界公民は、世界の情勢・国際環
		境を正確に認識し、正義・基本人権を擁護し、国際協
		力・世界大同の促進に力を入れなければならない。
1987	国民中学	繁体字原文:公民是指有行使參政權的國民而言。公民
	公民與道德	是參與國家公共事務尤其是政治事務的人,必須具備有
	(第3冊)	相當的知識和經驗,才能夠勝任,因此在年齡上不能太
		輕。公民的主要權利就是參與國家的政治事務,憲法規
	国立編訳館	定公民有選舉權、罷免權、創制權和複決權4種權利。
		 和訳:公民とは参政権を行使する国民である。公民は
		国家の公共・政治事務に参与する役割を担うため、一
		定の知識や経験を備えなければならないのである。憲
		法によれば、公民が所有する参政権は選挙権、罷免権、
		創制権、複決権に分けることができる。
		WHINTIEL MANIETENIA OF CALCON

資料 9 教科書調査結果(4):民主化以降台湾側

◎以下は国家教育研究院教科書図書館にて保管されている国民中学社会、高級中学公 民與社会の教科書の内容調査を通して確認できた「公民概念に関する記述」を提示す る。現代日本と最も対照的な現状として、民主化、審定制が導入された以降、選挙・政 治参加が普及され、周知される以上、各教科書は変わらぬ公民概念を定義から詳細に説明 する。

①国民中学「公民」教科書

年代	出版情報	「公民」概念に関する記述
2002	国民中学社	繁体字原文:養成良好的團體精神是現代公民不可或缺的修
	会第1冊	養。
	南一出版社	和訳:「団体精神」は現代公民が備えるべき素養と言える。
2002	国民中学社	繁体字原文:做為一個現代公民,應該培養「講道理」的能力,
	会第2冊	我們不僅要勇敢爭取自己正當的權利,同時也要尊重他人的權
		利及維護社會的公共利益。
	南一出版社	
		和訳:ひとりの現代公民として、私たちは正当的な権利を主
		張するだけではなく、他人の権利を尊重し、社会・公共の利
		益を擁護しなければならない。
2003	国民中学社	繁体字原文:參政權指人民有參與政治生活的權利;包括選舉
	会第3冊	權、罷免權及參加國家考試、擔任公職人員等權利。此類權利
		屬於公民權利,必須先具備法定的年齡或資格,才得以行使,
	仁林出版社	例如人民年滿 20 歲才可以行使投票權。
		和訳:参政権は人民が政治生活に参与する権利であり、選挙
		権、罷免権、国家試験を受ける権利、国家公務員に就任する
		権利などが含んでいる。これらの権利は「公民権利」とされ
		るため、法律上の年齢や資格に関する規定に適合する者のみ
		行使することができる。
2003	国民中学社	繁体字原文:當一個與周遭的人產生了互動而彼此間並沒有親
	会第2冊	屬關係時,我們就說這個人是以『公民』的身分,跟別人建立
		起關係,漸漸地,公民意識也就產生了。至於,什麼又是『公

	翰林出版社	民意識』呢?公民意識就是指:一個國家裡的成員,彼此都以獨立而單一的公民身分,討論他們的『公共事務』。 和訳:人々は「公民」という身分を通じて他人との関係を築き、公民意識を持ち始めるようになる。「公民意識」とはひとつの国家の構成員が公民として「公共事務」を討論することである。
2003	国民中学社会第3冊 南一出版社	繁体字原文: 做為一個現代公民,不但有權利,同時也有必要 適度透過某些方式來參與公共事務、關心政治,才能使我們的 民主政治更健全地運作。 和訳:現代公民は権利を享有することだけではなく、適度に さまざまな形を通して公共事務に参与し、政治に対して関心 を示し、民主政治のより健全的な運営を促進しなければなら
2003	国民中学社 会第3冊 康軒出版社	ない。 繁体字原文:依據我國憲法規定,年滿20歲的公民才有選舉權,年滿23歲的公民,原則上就有被選舉權。做為一位民主時代的現代公民,應該具備下列基本素養:1.重視權利善盡義務。2. 尊重寬容理性溝通。3. 發揮公德熱心公益。4. 積
	水平 山/ 火 上	極參與公共事務。 和訳:わが国の憲法により、満20歳以上の公民は選挙権を有し、満23歳以上の公民は原則として被選挙権を有する。 民主時代における現代公民は①権利を重視し義務を果すこと、②尊重・寛容、理性的にコミュニケーションを取ること、 ③公徳心を発揮し公益を図ること、④積極的に公共事務に参加することが求められる。
2004	国民中学社 会第4冊 康軒出版社	繁体字原文:公民必須在選舉區居住滿4個月以上,且無褫奪 公權及受禁治產宣告者才能行使投票權。 和訳:公権剥奪宣告や禁治産宣告を受けず、引き続き4箇月

		以上同一選挙区に住居を有する者は選挙権を有する。
2004	国民中学社 会第4冊	繁体字原文:公民必須透過政治參與,才能充分體現民主政治的意義。在政治參與的過程中,公民可以充分表達對公共事務的關心與偏好,亦可以提出個人的利益訴求。古希臘的雅典是
	翰林出版社	歷史上第一個民主社會。當時的民主是少數公民階級的民主,其公民的定義為能服公職以及參與司法審判的人。依照我國的法律,公民除了具備中華民國國籍之外,還必須年滿20歲,才可以行使憲法所賦與的選舉、罷免、創制及複決等4項參政權。
		和訳:公民は政治参与を通して民主政治の意義を体現する。 政治参与の過程において公民は公共事務に対する関心や意 向を示し、個人的利益を主張することができる。 古代ギリシャのアテネは歴史上初の民主社会である。当時は 少数である公民階級のみ「民主」を体現することができる。 公民の定義は国家公務員に就任し、司法裁判に参加できる者 とされる。わが国の法律により、満20歳以上の中華民国国 民は憲法による選挙、罷免、創制、複決という4つの参政権 を行使することができる。
2004	国民中学社会第4冊南一出版社	繁体字原文: 做為一個現代公民, 我們應該努力充實法律知識、培養「講道理」的能力, 不使用自力救濟或暴力相向的方式解決問題。除了要勇敢爭取自己正當的權利同時也要尊重他人的權利及維護社會的公共利益, 這才是現代公民應有的素養。 和訳:一人の現代公民として、私たちは法律知識を充実し、自力救済や暴力を振ることではなく、道理に基づいて問題を解決する能力を培養すべき。自己の正当的な権利を要求するよ同時に他人の権利を尊重し、社会・公共利益を擁護することに対していません。
		と同時に他人の権利を尊重し、社会・公共利益を擁護するこ とこそ現代公民が備えるべき素養である。
2004	国民中学社 会第1冊	繁体字原文:要培養自己成為社會的好公民,社區參與是最好的開始。

	南一出版社	和訳:地域参加はよき公民を培養する良いルートである。
2005	国民中学社	繁体字原文:從各民主先進國家的經驗來看,現代公民的民主
	会第1冊	素養至少包括下列各項:(1)具有民主的知識(2)彼此尊重與包
		容(3)保持溫和與理性(4)服從多數,尊重少數(5)懂得自治與
	南一出版社	自制(6)參與公共事務。
		和訳:諸民主先進国家の経験により、現代公民が備えるべき
		民主的素養は以下のような項目が挙げられる。 (1) 民主的
		知識を熟知すること(2)互いに尊重・包容し合うこと(3)
		温和・理性を保つこと(4)多数に服従し、少数を尊重する
		こと(5)自治・自制すること(6)公共事務に参与すること。
2005	国民中学社	繁体字原文:身為地球村的公民,不該置身事外,應該透過參
	会第6冊	與民間國際組織,共同為改善世界環境而努力。全球各國的公
		民, 必須以更宏觀的立場來眺望國際社會, 並積極承擔世界公
	康軒出版社	民的責任,努力營造全球社會更美好的前景。
		和訳:地球村の公民は NPO 団体に参加することを通して世界
		 環境の改善のために努力すべきなのである。世界中の公民は
		より広い視野に立ち、積極的に世界公民としての責任を担
		い、より美しい未来の実現のために努力しなければならな
		V'o
2005	国民中学社	繁体字原文:公民的意涵,有廣義與狹義兩種。廣義而言,現
	会第2冊	代民主國家中, 只要擁有該國家的國籍, 就是國家的公民, 享
		有基本人權, 並受憲法保障。狹義的公民, 則是指有些國家法
	康軒出版社	律明定,國民要達到法定年齡,能行使投票權等政治權利,才
		是公民。現代公民應具備下列基本素養:一是對他人應有的態
		度 能尊重他人的權利與意見,且樂於與人分工合作、互相幫
		助,維持和諧人際關係。二是對社會應有的態度(1)積極參與
		公共事務(2)重視公德與公益(3)追求公平正義。
		和訳:公民概念は広義的・狭義的という2つの側面の定義が
		含んでいる。

	1	
		広義的に、現代民主国家において、該当国の国籍を有する者
		が公民とされ、憲法による基本人権を享有することができ
		る。狭義的な公民は法定年齢に達し、投票権などの政治権利
		を行使することができる者とされる。現代公民が備えるべき
		素養は以下のような項目が挙げられる。1. 他人に対して:
		他人の権利および意見を尊重し、合作・協力しあい、よい人
		間関係を維持すること。2. 社会に対して: (1) 積極的に公
		共事務に参与すること(2)公徳・公益を重視すること(3)
		公平・正義を追求すること。
2005	国民中学社	繁体字原文:依據我國憲法規定, 年滿 20 歲的公民才有選舉
	会第3冊	權, 年滿 23 歲的公民, 原則上即有被選舉權
	康軒出版社	和訳:わが国の憲法により、満 20 歳以上の公民は選挙権を
		有し、満23歳以上の公民は原則として被選挙権を有する。
2005	国民中学社	繁体字原文:身為21世紀的公民,我們應該了解我們對地球
	会第6冊	所造成的影響,並找出與地球及其他生物和諧共存的相處之
		道。
	翰林出版社	
		和訳:21 世紀の公民として、私たちは自らが地球に加えた
		影響を理解し、地球そして他の生物と共存する道を模索すべ
		きなのである。
2006	国民中学社	繁体字原文:民主社會裡,公民的參與有其重要性,因為透過
	会第3冊	政治參與可以了解政府的運作,體認公民的義務,落實主權在
		民。
	翰林出版社	
		和訳:民主社会における公民の参与は重要である。公民は政
		治参加を通じて政府の運営を理解し、義務を体認し、国民主
		権を着実させることができる。
2006	国民中学社	繁体字原文:當我們同時具備了鄉土情懷與國際意識,在面對
	会第6冊	全球關聯的生活時,才有能力不忘本、不迷失,進而成為具有
		世界觀的公民。
	仁林出版社	

		和訳: 私たちは郷土・国際意識を持って国際生活を送ること
		, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
		によって世界観を持つ公民となる。
2006	国民中学社	繁体字原文: 參政權是具備法定年齡及資格的公民才能享有的
	会第4冊	權利。
	康軒出版社	和訳:参政権は法定年齢に達し、資格を有する公民が享有す
		る権利とされる。
2007	国民中学社	繁体字原文:身為地球村的一員,我們應該將關懷社會的行動
	会第6冊	 由小化大,學習如何投入國際社會的活動,積極扮演好世界公
		 民的角色。生活在地球村的人,除了須具備國家公民的知識與
	 康軒出版社	能力外,更應將眼界放寬,培養多元的認知,並期許自己具備
	/// / / / / / / / / / / / / / / / / /	下列世界公民的基本素養:1. 熱愛自身土地2. 關心全球議
		題 3. 尊重多元文化 4. 培養終身學習的能力
		医 5. 导重夕几人旧主, 石及水分子目印配力
		 和訳:地球村の一員として、私たちは積極的に国際社会の活
		動に参入し、世界公民としての役割を果せるべきなのであ
		る。地球村の住民は国家公民が必要なる知識、能力だけでは
		なく、広い視野、多元的な認知を培養すべきなのである。世
		界公民が備えるべき基本的な素養は以下のような項目が挙
		げられる。①郷土を愛すること②国際的な議題に関心を寄せ
		ること③多文化を尊重すること④生涯学習能力を培養する
		こと
2007	国民中学社	繁体字原文:基於下列基本的認知與寬廣的視野,才能成為一
	会第6冊	個健全的世界公民:(1)培養本土情懷(2)關心國際事務(3)重
		視人權議題(4)注重環保生態(5)尊重不同文化
	南一出版社	
		 和訳:健全的な世界公民は以下のような基本認知および広い
		 視野を培養しなければならない。
		(1) 本土感情を培養すること(2) 国際事務に対して関心を
		寄せること (3) 人権問題を重視すること (4) 環境・生態保
		育を重視すること(5) 異文化を尊重すること
2009	国民中学社	繁体字原文:認識法律,進而遵守法律,不但是現代公民最基
2009		条件丁/// / · · · · · · · · · · · · · · · · ·

	会第4冊	本的要求,也是建立法治社會、保障人民權利的必要條件。
	南一出版社	和訳:法律を熟知して遵守することは現代公民としての最も 基本的な行為であり、法治社会を築き、人民の権利を保障す
		る必要なる条件でもある。
2009	国民中学社	繁体字原文:為了減少地球的負荷,身為消費者的我們,應該
	会第5冊	具備環境意識,實踐「環境公民」應有的素養,這也是利人利
		己的表現。
	南一出版社	
		和訳:地球の負担を減少するため、消費者の私たちは環境意
		識を持ち、「環境公民」としての素養を実践すべきなのであ
		る。
2010	国民中学社	繁体字原文:公民一詞可以追溯至古希臘時代,當時公民的角
	会第6冊	色包括了承擔、責任及歸屬感,並被賦予推動希臘社會進步的
		任務。 身為世界公民的我們,應將視野推展到全世界這個大
	康軒出版社	環境中,透過書籍、網際網路、大眾傳播媒體或是旅遊、遊學
		等管道,認識不同國家社會的歷史、文化及風土民情。
		和訳:公民という単語古代ギリシャから由来すると言われ
		る。当時の公民は責任、帰属感を意識し、ギリシャ社会の進
		歩を促進する役割を課されると思われる。
		世界公民としての私たちは、広い視野に立ち、書籍、インタ
		ーネット、マス・メディア、旅行、留学などのルートを通じ

②高級中学「公民與社会」科教科書

年代	出版情報	記述内容
2006	公民與社会	繁体字原文:公民與社會(civil society)的概念來自於西
	1	方。由於中產階級人口的增加,人民自主意識的覺醒,建構了
		公民可以在公領域中理性溝通的平臺,於是促成公民社會的形
	龍騰出版社	成。公民社會的建構靠公民以積極的行動,理性參與公共事務
		的討論、溝通、實踐以尋求共識。
		和訳:公民社会という概念は西洋から由来すると言われる。

2006	公民與社会	中産階級層の増加、人民の自主意識の向上に伴い、公民社会は公民がコミュニケーションを取る公共の場として構築された。公民社会は公民による積極的な行動、理性的な参与、討論、実践によって成り立つ。 繁体字原文:公民素養的內涵包含公民知識、公民德行及公民參與3方面。 公民知識:社會文化知識、法律知識、政治知識、經濟知識
	龍騰出版社	公民德行:社群意識、社會正義、公共服務、法治、自由、平等、職業道德、生態環保。
		和訳:公民的素養は公民的知識(社会文化知識、法律知識、 政治知識、経済知識)、公民的徳行(地域意識、社会正義、 公共サービス、法治、自由、平等、職業的道徳、生態・環境 方保育)、公民参与という3つの側面に分けられる。
2010	公民與社会	繁体字原文:社會對公民的期待,可以分成3個部分:1.希望 公民有權利意識。2.希望公民能負起責任。3.希望公民能積 極參與社會,成為中堅份子。「公民結社」就是一群人結合成
	康熹出版社	為一個團體,這群人因為有共同的興趣、嗜好或理想等,在一起分享經驗、相互學習或集合多數人的力量來實現一個理想。公民不服從(civil disobedience),是指民眾基於某種信念或良知上的理由,以和平非暴力的手段,有意採取不合作的態度來面對當權者。
		和訳:公民が求められる特質は以下のような項目が挙げられる。①権利意識を持つこと②責任を担うこと③中堅として積極的に社会に参与すること。 公民結社は共通的な趣味、理想を持つ人々がひとつの団体に結成し、経験を共有し、学びあい、理想を実現することとされる。
		公民不服從は人々が信念や良知に基づき、統治者に対して非 暴力の手段を用い、非協力的な態度を示すこととされる。

2010	公民與社会	繁体字原文:法律上的公民是指年滿 20 歲,依法須面對公民
	(1)	 的權利與義務,及享有相對應之政治與經濟等權利的國民。成
		 年公民是指自我發展達到成熟, 具有權責觀念與參與意願的公
	 翰林出版社	民。對成年公民的期待包含對自己的各種公民權利有所主張與
		維護的心理狀態,同時還能對社會的其他人與事表達關心,負
		起責任並能參與公共事務產生積極態度。
		公民社會:政府和商界以外的團體與組織匯集在一起,所形成
		的一個聯合體,把個人的力量匯集起來,形成一股集體的力
		量,去實現不同的目標。
		金、五貨兒子問題自然。 公民團體的特徵:具有共同的價值、目標與規範,成員具有認
		五戊國體5557 國·共有共同55頁直、 1 宗英烷配, 成員共有配
		四感,共有頻素英福博民的互動 公民不服從(civil disobedience):又稱為「公民抗命」,是
		公民不服徒(CIVII disobedience): 文構為「公民抗叩」,定 指一個社會的公民,因其價值觀和道德信念的緣故,在避免公
		指一個任實的公民,囚其價值觀和道德信念的緣故,任避免公 共利益或他人利益受損的前提下,透過公開和非暴力的方式,
		拒絕遵守或執行現行法律的「違法」行為。
		 和訳:法律上の公民は満20歳以上、法律による公民的権利・
		義務を有し、政治、経済などの側面による権利を享有する国
		製物を有し、政治、経済などの関節による権利を手行する国 民とされる。成年公民が求められる資質は公民的権利を主動
		めに主張・擁護すること、社会そして他人に対して積極的に
		関心を寄せること、責任を担うこと、参与することなどとさ
		れる。
		4000。 公民社会は政府、商業界に属さない団体や組織が集結して形
		成した連合体とされる。この連合体はそれぞれの個人の力を
		集結し、さまざまな目標を実現する。
		条帖し、CよCよな自保を失えする。 公民不服從ひとつの社会の公民が価値観、道徳信念に基づ
		さ、公共利益そして他人の利益を侵害しないことを前提とし
		て公開・非暴力の形で現行法律の遵守や執行を拒否する違法
		(公開・邦泰力の形で現11公律の遵守や教11を担告する選伝 行為とされる。
2010	公民與社会	原文:公民不僅是現代民主國家的主權擁有者,也是民主社會
2010	第1冊	原文:公民不僅定現代民主國家的主權擁有有,也是民主任實
	 	
	古一山丘江	識、具備則責任感、有參與意識。公民不服從的特點:公民不
	南一出版社 	服從是基於良知出發的行動、公民不服從乃是非暴力行動。

		和訳:公民は現代民主国家における主権所有者だけではなく、民主社会の運営に関わる主体でもある。ひとりの成年公民が求められる特質は以下のような項目が挙げられる:権利意識を持つこと、責任感を自覚すること、参与意識を持つこと。 公民不服從の特徴:公民不服從は良知に基づく非暴力行動で
		ある。
2011	公民與社会2	繁体字原文: 法國大革命時期,公民一詞被用來象徵平等,表示貴族政治的藩籬已被打破。時至今日,公民身分象徵法律之前人人平等,公民的權利,地位平等,也都受公平的審判。實施民主政治的國家,其公民身分是普遍性的,凡是具有一個國家的國籍,即可依據該國憲法和法律的規定,享有權利和承擔義務,即享有與他人相同的公民權。
		和訳:フランス革命の時期において、公民という単語は平等、そして貴族政治の藩籬(垣根)の打破の象徴とされる。今日、公民身分は「法律の前の平等」の象徴とされ、地位や公平的審判を受ける権利が保障される。民主国家において、公民身分は普遍性を持つ。すなわち、国籍所有者は該当国の憲法そして各法律による権利を享有し、義務を負担することとなる。
2011	公民與社会2	繁体字原文:「公民身分」(citizenship)是指個人作為一個政治共同體(political community)的成員資格。在現代民主國家中,基於政治平等原則,對於公民身分的認定具包容性、普遍性,凡是擁有國籍、具備該國國民身分、未被褫奪公權、具行為能力的成年人,都可享有公民身分,行使憲法保障的公民權。
		和訳:公民身分 (citizenship) は個人がひとつの政治共同体(political community)の成員としての資格とされる。現代民主国家において、政治平等原則に基づき、公民身分の認定は包容性、普遍性を持つべきである。すなわち、公権剥奪

		の宣告を受けず、国籍および行為能力を持つ成年者は公民身
		分を享有し、憲法による公民権を行使することができる。
2011	公民與社会	原文:公民身分係指享有參與國家治理權利,以及負擔國家義
	2	務的國民資格。在民主政治中,公民身分會在憲法與各層法令
		的實施中受到保障。
	龍騰出版社	
		和訳:公民身分(citizenship)は国家政治に参与する権利
		および国家義務を負担する資格とされる。民主政治におい
		て、公民身分は憲法そして各法令によって保障されている。

◎以下は中華民国政府が1962年、遷都後新たに公布した課程標準による公民科授業の実施に関する指示を提示する。授業は誠実などの徳目に基づいて展開する。課程標準は教授法、留意点、具体的な内容、遵守すべき生活規條などを細かく指示した。この時期の「公民教育」は政府が社会・構成員をコントロールする「道具」や「手段」と見なされ、有識者から批判を受けた。だが、全体的な内容構成や政府の意図が批判される中、公民概念自体は批判を受けなかった。よりふさわしい「公民」を育成するため、有識者・研究者はよりよい公民教育の在り方を探究し続けてきた。

①国民中学「公民與道徳」科に関する説明(抜粋)

<u> </u>	「五八来追応」付に因うる肌切(1次件)	<u>'</u>
徳目	教授法・留意点	具体的内容
誠実	誠実に関する物語をを紹介する	遅刻しないこと
	古今の名人の言行を紹介する	ウソをつかないこと
	討論・反省させること	カンニングをしないこと
		過ちを受け止めること
		約束を守ること
勤倹	勤倹に関する物語をを紹介する	物を大事にすること
	古今の名人の言行を紹介する	貯金の習慣を培養すること
	職業選択について考えさせるこ	公有財産を大事にすること
	ک	
	討論・反省させること	
謹慎	謹慎に関する物語をを紹介する	生活環境を清潔にすること
	古今の名人の言行を紹介する	自身の安全を気をつけること
	討論・反省させること	計画を立てること
創造	発明家、科学学者に関する物語	答えを常に追求すること
	や人類への貢献を紹介する	勉強に励むこと
	討論・反省させること	問題解決に努力すること
		自然、科学に興味を持つこと
孝順	孝順に関する物語をを紹介する	親、目上の人の意見を受け止
	古今の名人の言行を紹介する	めること
	家庭について考えさせること	親、目上の人を尊敬すること
	討論・反省させること	親、目上の人に対して礼儀正
		しくすること

友愛 陸鄰 (隣国、	友愛に関する物語をを紹介する 古今の名人の言行を紹介する 家庭について考えさせること 討論・反省させること 睦鄰に関する物語をを紹介する 古今の名人の言行を紹介する	兄弟、同学を友愛すること 礼儀正しくすること 地域の公有財産を大切に扱う
隣人と 親睦を 深める こと)	討論・反省させること	こと
合作	合作に関する物語をを紹介する 古今の名人の言行を紹介する 討論・反省させること	他人と協力し合うこと 他人と助け合うこと 他人の意見を尊重すること 団体活動に積極的参加するこ と
仁義	仁愛に関する物語をを紹介する 古今の名人の言行を紹介する 討論・反省させること	環境、動物、植物を保育する 他人の過ちを寛容すること 正義を支持すること 他の人種を差別しないこと
廉恥	廉恥に関する物語をを紹介する 古今の名人の言行を紹介する 討論・反省させること	他人の物を取らないこと 悪いことをしないこと 悪口を言わないこと 個人の栄誉より、団体、国家 の栄誉を重視すること
負責 (責任を 担うこ と)	負責に関する物語をを紹介する 古今の名人の言行を紹介する 公民が担うべき責任を説明する 討論・反省させること	宿題を期限通りに提出すること と 物事を遣り通すこと 社会活動に参加すること
守法(遵法)	守法に関する物語をを紹介する 古今の名人の言行を紹介する 国民の権利と義務とを説明する 討論・反省させること	校規を遵守すること 交通規範を遵守すること 会議に参加する際には会議規 則を遵守すること

愛国	愛国に関する物語をを紹介する	国歌、国旗、国父、総統、歴
	古今の名人の言行を紹介する	史上の偉人を尊敬すること
	国家・憲法の概要を説明する	国産物を愛用すること
	三民主義の概要を説明する	名勝、古跡を愛護すること
	討論・反省させること	
和平	和平に関する物語をを紹介する	同学と友愛すること
	古今の名人の言行を紹介する	平和な態度で物事を対処する
	和平と侵略とについて討論・反	こと
	省させること	暴力・侵略行為を反対するこ
		ک
		民主・人権を擁護すること

②国民中学の「生活規條」(抜粋)

徳	具体的内容
目	
忠	国家元首を尊敬すること、軍人を尊敬すること、学校・団体を愛護するこ
勇	논
	過ちを認め、反省すること、理不尽と対抗すること、民族の力を信頼する
	こと
	国産品を愛用すること、公道・正義を擁護すること困難を逃避しないこと、
	国家政策を擁護すること、国家を裏切らないこと、正当な活動に参加する
	こと
	独立し、他人に頼らないこと、国家の屈辱を忘れないこと
孝	親の教訓を受け止めること、親の思いを思いやること、親の健康を気にか
順	けること
	家事を手伝うこと、親の叱りを受け止めること、目上の人を尊敬すること
	兄弟を友愛すること、親の辛労を癒すこと、親に隠蔽をしないこと
	自身の出身を理解すること、家庭を名誉を擁護すること、親の志願を継承
	すること
仁	平和的に・平等的に人と付き合うこと、児童を愛護すること、生物・命を
愛	大切にすること
	貧困・病気の人に思いやること、他人を傷つかないこと、他人の親・家族
	を敬愛すること

	T
	老弱を思いやること、悪いことをしないこと、善良な人を敬愛すること
	虐待行為を反対すること、人種差別をしないこと、他人の苦痛を理解し助
	けること
信	時間・承諾を遵守すること、自己・他人の名誉を愛護すること、誠実であ
義	ること
	誠実に競技・試験に挑むこと、嘘をつかないこと、借り物を大事にして期
	限通りに返還すること
	不義の財物を受け取らないこと、他人の長所を肯定して短所を勧告するこ
	ک
	謡言を信じないこと、権利・義務を放棄しないこと、他人のプライバシー
	を尊重すること
和	温和な言語を使用すること、謙虚な態度を示すこと、譲り合うこと
平	他人の過ちを許すこと、善意の批評を受け止めること弱者をいじめないこ
	ح ا
	功名を争わないこと、他人の意見・主張を受け入れること、他人の権利・
	自由を尊重すること
	独断しないこと、誤解・猜疑しないこと、紛争を合理的に解決すること
	多数意見・要求に従うこと、偏見を持たないこと
礼	校規を遵守すること、礼儀を遵守すること、慎重に行動すること、無理な
節	要求をしないこと
	社会秩序を遵守すること、他人の悪口を言わないこと、優越感を抱かない
	こと
	国際礼儀を遵守すること、外国人に平等な態度で接すること、劣等感を抱
	かないこと
服	先生の指導を受け止めること、公共規範を遵守すること、団体の規律を維
従	持すること
	懲罰を受け止めること、時間を大切にすること、約束を守ること
	会議の決定を従うこと、課される役割を受け入れること、責任を果すこと
	国家法令を遵守すること、元首の指示を従うこと、職務を遂行すること
勤	早寝早起きすること、節約して浪費しないこと、訓練・労働を重視するこ
//	1.
倹	کے
()	貯金の習慣を培養すること、怠惰にならないこと、廃棄物を再利用するこ
(大) (大) (大) (大)	

	めること
整	飲食の衛生を心がけること、服装の清潔を保つこと、生活環境の清潔を保
潔	つこと
	食生活を心がけること、体を鍛えること、洗濯の習慣を培養こと
	よき衛生習慣を培養すること、よき姿勢を保つこと、明るい心を持つこと
助	他人を幇助すること、貧困者・児童を支援すること、救済団体に参加する
人	こと
	学生同士を助け合うこと、公共福祉を支持すること
学	講義に集中すること、予習・復習をすること、物事を観察・探究すること
問	古今の研究者を尊敬すること、学習の計画を立つこと、教科書以外の知識
	を軽視しないこと
	学んだことを生活の中で活用すること、研究・実践の精神を持つこと、問
	題点・解決方法を発見すること

③高級中学の「生活規條」(抜粋)

徳目	具体的内容		
忠勇	職務・責任を果すこと、誠実の習慣を培養すること		
	過ちを認めて改めること、廉恥心を持つこと		
孝順	親に対する義務を果すこと、親の意思を従うこと		
	自律・自助すること、自愛・自重すること		
整潔	容姿・服装の清潔を心がけること、体を鍛える習慣を培養すること		
	衛生・環境の清潔を心がけること、健全な心身を維持すること		
仁愛	困難に直面する人を思いやること、同胞や他民族を愛護すること		
	暴力を反対すること		
和平	他人の人格を尊重すること、他人の意見を受け入れること		
	困難・紛争の解決の責任を果すこと		
助人	困難に直面する人を助けること、公共福祉に熱心に参加すること		
礼節	礼節を重じること、秩序・規範を遵守すること		
	平等な態度で他人を接すること		
服従	法令を遵守すること、元首・官僚・首長の指示に従うこと		
	団体の意思・社会の制裁に服従すること		
学問	物事を探究・究明すること、学問・研究に力を入れること		
	製作・実験の意欲を培養すること		

資料 11 台湾側の重要選挙の投票結果

◎以下は1950年代から順次に開催されてきた議員、県市長、立法委員、総統などの 重要選挙の投票結果を提示する。

投票率からすれば、大半の選挙は70%以上の投票率を記録したため、有権者の関心の高さを伺える。また、投票結果からすれば、1986年以前与党の中国国民党は絶対的な多数を維持したが、無党籍もある程度の影響力を発揮していた。そして、1987年民主化以降、各政党はそれぞれ影響力を持つことにより、政党政治もより成熟的に展開することができた。

①台湾省議会議員

年代	投票率	結果		
1951	不明	中国国民党 43 席	中国青年党1席	無党籍 11 席
1954	74. 40%	中国国民党 48 席		無党籍 9 席
1957	78.02%	中国国民党 53 席	中国青年党1席	無党籍 12 席
1960	69. 26%	中国国民党 58 席		無党籍 15 席
1963	74. 28	中国国民党 61 席	中国青年党1席	無党籍 12 席
1968	70.33%	中国国民党 60 席		無党籍 11 席
1972	80.40%	中国国民党 58 席		無党籍 15 席
1977	71. 94	中国国民党 56 席		無党籍 21 席
1981	72.08%	中国国民党 59 席		無党籍 18 席
1985	72. 28	中国国民党 59 席	中国青年党1席	無党籍 17 席
1994	76. 32%	中国国民党 48 席	民主進歩党 23 席	新党2席 無党籍6席
(最後)				

②県市長

年代	投票率	結果		
1950 —	79.61%	中国国民党 17 席	無党籍4席	
1951				
1954	74.85%	中国国民党 19 席	無党籍2席	
1957	78. 20%	中国国民党 20 席	無党籍1席	
1960	72.49%	中国国民党 19 席	無党籍2席	
1964	69.05%	中国国民党 17 席	中国民主社会党1席	無党籍3席
1968	74. 26%	中国国民党 17 席	無党籍3席	

1972	70. 31%	中国国民党 20 席
1977	80. 39%	中国国民党 16 席 無党籍 4 席
1981	71. 94%	中国国民党 15 席 無党籍 4 席
1985	72. 08%	中国国民党 17 席 無党籍 4 席
1997	65. 92%	中国国民党 8 席 民主進歩党 12 席 無党籍 3 席
2001	66. 46%	中国国民党 9 席 民主進歩党 9 席 親民党 2 席 新党 1 席
		無党籍2席
2005	66 . 22	中国国民党 14 席 民主進歩党 6 席 親民党 1 席 新党 1 席
	%。	無党籍1席
2009	63. 34%	中国国民党 12 席 民主進歩党 4 席 無党籍 1 席

③立法委員

年代	投票率	結果
1972	68. 18%	中国国民党 45 席 中国青年党 1 席 無党籍 5
1975	75. 97%	中国国民党 45 席 中国青年党 1 席 無党籍 6
1980	66. 36%	中国国民党 63 席 中国青年党 2 席 無党籍 12 席
1983	63. 17%	中国国民党 86 席 中国青年党 2 席
		中国社民党1席 無党籍9席
1986	65. 38%	中国国民党83席 中国青年党2席
		中国社民党 1 席 無党籍 14 席
1989	75. 16%	中国国民党 100 席 民主進歩党 21 席
		中国青年党1席 無党籍8席
1992	72. 02%	中国国民党 102 席 民主進歩党 51 席
		中国社民党1席 無党籍7席
1995	67. 65%	中国国民党 85 席 民主進歩党 54 席 新党 21 席 無党籍 4 席
1998	68.09%	中国国民党 123 席 民主進歩党 70 席 新党 11 席
		他の政党 9 席 無党籍 12 席
2001	66. 16%	民主進歩党 87 席 中国国民党 68 席 親民党 46 席
		台湾団結聯盟 13 席 新党 1 席
2004	59. 16%	民主進歩党 89 席 中国国民党 79 席
		親民党 34 席 台湾団結聯盟 12 席
2008	選挙区	中国国民党81席 民主進歩党27席
	58. 50%	親民党1席 無党籍4席
	比例	

	58. 28%			
2012	選挙区	中国国民党64席 民主進步党40席		
	74. 47%	親民党3席 台湾団結聯盟3席 無党籍3席		
	比例 74.33%	(総統選挙と同時に期開催されるため、投票率が比較的に高い)		

④総統選挙(直接選挙)

年代	投票率	結果	
1996	76.04%	中国国民党を代表する李登輝が当選	得票率 54.00%
2000	82.69%	民主進歩党を代表する陳水扁が当選	得票率 39.30%
2004	80. 28%	民主進歩党を代表する陳水扁が当選	得票率 50.11%
2008	76. 33%	中国国民党を代表する馬英九が当選	得票率 58. 45%
2012	74. 38%	中国国民党を代表する馬英九が当選	得票率 51.60%

和文参考文献(五十音順)

- (1) 公民教育·社会科教育関連
- 石原剛志(2001)「川本宇之介の公民教育論の形成と展開-1920年代における展開を中 心に」『社会教育研究年報』No. 15 219-227
- 磯山恭子(2001)「戦後社会科における「公民的資質」論の検討」『 社会科教育研究』 2000 別冊 54-60
- 伊東亮三 (1971) 「公民教育の研究 I 初期社会科を中心に」『神戸大学教育学部研究集録』 45 集
- ヴィヴィアン・バー (2002)『社会的構築主義への招待 - 言説分析とは何か』川島書店 上田薫 (1974)『社会科教育史資料』東京法令
- 上田薫 (1996)「社会科 50 年と今後の使命」『社会科教育研究』NO. 74 1-9
- 上原直人(2001)「戦後初期社会教育観の形成と公民教育論」『日本社会教育学会紀要』 NO. 37 41-50
- 無住忠久(1996)「戦後 50 年と社会科―『公民教育社会科』への回顧と展望」『社会科教育研究』No. 74 30-38
- 馬居政幸・夫伯(1996)「日本における公民教育の成立と展開―日韓社会科教育比較考(その2)」『静岡大学教育学部研究報告27教科教育学篇』11-32
- 大友秀明 (2010) 「戦後日本の社会科における政治教育の諸相(その1)」『埼玉大学紀要教育学部(埼玉大学教育学部)』NO. 59-1 別冊 1 29-41
- 大森照夫・森秀夫 (1968)「わが国における公民科成立の過程と成立後の展開」『東京学芸 大学紀要第3部門』20集
- 岡江豊 (1936)「改正地方制度に対する公民教育の具体案」『台湾地方行政』第 11 期 貝塚茂樹 (2003)『戦後道徳教育文献資料集』日本図書センター
- 片上宗二・斉藤利彦(1981)「わが国における戦後の公民教育関係文献・資料目録」『教育 学研究』第48巻第4号
- 片上宗二 (1984)『敗戦直後の公民教育構想』教育資料出版会
- 梶哲夫 (1990)「公民教育についての一考察」『早稲田大学大学院教育学研究科紀要 1 』 65-77
- 歓喜隆司(1971)「公民概念の歴史的展開と現代公民教育の特徴」『社会科教育紀要』NO.3 木村正義(1925)『公民教育』冨山房
- 教育法令研究会(1947)『教育基本法の解説』国立書院
- 許芳(2008)「中華民国 1923 年誕生期の社会科における「公民教育」--丁暁先編商務印書館『新学制社会科教科書』を中心にして」『早稲田大学大学院教育研究科紀要 16-1』 107-118

- 日下辰太 (1935)「自治公民としての自覚と信念を以て衝れ」『向陽』
- 蔡秋英(2008)「中国における社会系教科教育課程の歴史的展開-公民教育を中心として」 『社会系教科教育学研究』No. 20 171-179
- 斉藤利彦(1982)「地方改良運動と公民教育の成立」『東京大学教育学部紀要』22巻
- 斉藤利彦(1983)「「大正デモクラシー」と公民科の成立-文部省少壮官僚の公民科論」『日本教育史研究』NO.2 64-98
- 斉藤利彦 (1987)「公民科の変質--昭和 12 年における公民科教授要目改訂の内容と性格」 『学習院大学文学部研究年報』34 号 171-212
- 阪上順夫(1993)「公民教育教育課程の日米比較研究―「CIVITAS」を中心にして」『東京学芸大学紀要 44 第 3 部門社会科学』 189-200
- 高山次嘉(1970)「国民科から公民教育への展開」『社会科教育研究』30号
- 高山次嘉(1994)「学校の教科の誕生と消滅(公民科の場合-教科構成の政治史)」日本学校教育学会『学校教育研究』9号
- 谷口和也・片上宗二(1993)「戦後公民教育分野の調査研究(上)」『社会科教育論叢全国 社会科教育学会年報』No. 40 83-92
- 谷川彰英(2000)「社会科教育の本質と公民的資質—「社会市民的資質」の提唱—」『日本 社会科教育学会研究年報』
- 谷川彰英(2010)『市民教育への改革』東京書籍
- 内務省地方局編(1936)『我が國に於ける公民教育の沿革』内務省地方局
- 中野重人(1969)「戦前における初期公民科の性格」『社会科研究』NO.17
- 中野重人(1971)「わが国における公民科教育の史的研究」『宮崎大学教育学部紀要社会科学』30号
- 福井雅英(1999) 「戦後教育改革における「公民教育構想」についての一考察―『中等学校・青年学校公民教師用書』の分析を中心に」『滋賀大学教育学部社会科教育研究室 紀要 社会科教育の創造 6』
- 深川繁治(刊行年不明)「地方制度の改正と公民教育に就て」『台湾地方行政』第1期 本庄長正(1938)『改訂公民科資料詳解』國勢社
- 松野修(1990)「戦前公民科の歴史的性格-「公民科」と「公民教育」」『名古屋大學教育 學部紀要. 教育学科』37 号 129-140
- 三宅宏司 (1976)「我国における実業補習学校と「公民科」」『大阪教育大学紀要V教科教育』 25 巻 1 号
- 武藤拓也(1992)「実業補習学校・実業補習学校教員養成所における公民科の導入」『北海道大学教育学部紀要』No. 59 167-184

武藤拓也(1994)「実業補習学校公民科のカリキュラム--「実業補習学校公民科教授要綱」 の教科内容とその編成」『北海道大学教育学部紀要』NO.62 161-192

文部省(1931)『最新公民科資料精説』帝国公民教育協会

文部省普通学務局/文部省実業教育局(1932)『公民教育大系』帝国公民教育協会文部省(1972)『学制百年史』帝国地方行政学会

山崎裕美 (2008) 「一九二〇年代における文部省の公民教育論」『法学会雑誌』NO. 49 レイ・ハリー (1991) 「現代日本教育史における変化と継続およびその意義について一 占領期教育改革後 40 年間の軌跡」『筑波大学教育学系論集』NO. 15-2 87-112

(2) 公民概念関連

宅間博(1986)「「公民」考」『京都女子大学教育学科紀要』NO. 26 40-47 宅間博(1987)「明治・大正期における「公民」と公民教育」『京都女子大学教育学科紀要』NO. 27 73-80

宮本光雄(2005)「「公民」概念の再検討」『公民教育研究』NO.12 75-90 森秀夫(1970)「公民教育における公民の解釈について」『社会科教育研究』30 号

(3) 政治学関連

新藤宗幸編著(1999)『住民投票』ぎょうせい

大学教育社編集 (1998)『現代政治学事典』 ブレーン出版

中谷美穂(2005)『日本における新しい市民意識: ニュー・ポリティカル・カルチャーの 台頭』慶應義塾大学出版会

三船毅 (2008) 『現代日本における政治参加意識の構造と変動 』 慶應義塾大学出版会 松尾尊允 (1989) 『普通選挙制度成立史の研究』 岩波書店

村松岐夫・伊藤光利・辻中豊(2001)『日本の政治』有斐閣

山内直人・出口正之 (2000) 『ケース・スタディ 日本の NPO』 大阪大学大学院国際公共政 策研究科山内研究室

総務省(2012)「目で見える投票率」2012年3月発表 総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/)(2014年4月現在)

(4) 台湾関連

小笠原欣幸 (2005) 「2004 年台湾総統選挙分析―陳水扁の再選と台湾アイデンティティー」『日本台湾学会報』第7号

持地六三郎(1912)『台湾殖民政策』冨山房 陳培豐(2001)『「同化」の同床異夢:日本統治下台湾の国語教育史再考』三元社 矢内原忠雄(1929)『帝国主義下の台湾』岩波書店 山崎直也(2009)『戦後台湾教育とナショナル・アイデンティティ』東信堂 若林正丈(1987)『台湾―転換期の政治と経済』田畑書店

(5) その他

上野千鶴子 (2001)『構築主義とは何か』勁草書房沖原豊 (1986)『比較教育学』東信堂 倉野憲司編 (1936)『續日本紀宣命』岩波書店 下中弘編集 (1993)『日本史大事典 第3巻』平凡社 吉田孝 (1983)『律令国家と古代の社会』岩波書店

(6) 教科書

吾孫子勝/気賀勘重(1912)『中等法制経済教科書』同文館 及川儀右衛門(1937)『新編公民科教科書』修文館 大島正徳(1929)『中等昭和公民読本』政治教育学会 太田正孝(1935)『太田実業公民教科書』冨山房 岡本一郎(1911)『中等学校教科用書』山陽書籍 織田万(1905)『法制教科書』金港堂 木下孫一·桂忠雄(1915)『国民教育法制大意』瞭文堂 木村正義(1935)『改訂中等公民科教科書』冨山房 興文社(1904)『中学法制経済教科書』興文社 小原新三(1907)『中等教育法制教科書』日本大学 佐藤寛次・近藤康男(1931)『新制中等公民教科書』西ヶ原刊行会 持地六三郎·岩田宙造(1902)『中等教育法制教科書』大日本図書 清水澄(1916)『法制教科書』清水書店 実業公民教育会(1930)『実業学校公民教科書』大光館書店 末吉庄市(1933)『新訂実業公民教科書』大阪日本出版社 高橋正熊·松本敬之(1902)『中等法制経済教科書 法制之部』国光社 塚原政次(1930)『昭和公民教科書』弘道館中川善之助(1934)『実業公民教本』六星館日本大学(1910)『中学法制経済要義』光風館書店広浜嘉雄(1939)『新撰公民科教本』高陽書院松崎寿(1935)『帝国公民教科書』 大同書院文部省(1941)『中学公民書』教育図書

湯原元一(1932)『中等公民訓』東京開成館 山崎犀二(1937)『養成公民科綱要』 東京開成館 和田垣謙三(1907)『法制教科書』文学社

華文参考文献(画数順)

- (1) 公民教育·社会科教育関連
- 李旻憓(2008)『我国高中公民教科書之国家認同演変(1950-2007)』国立彰化師範大学政治 学研究所
- 林清江等編撰(1980)『我国中小学公民教育內涵及実施成效之研究』行政院研究発展考核 委員会
- 欧用生(1990)『我国国民小学社会科「潜在課程」分析』国立台湾師範大学教育研究所
- 欧用生(1996)『国民小学社会科教学研究』師大書苑
- 林天佑·呉清山(2001)「教育名詞解釈:公民教育」『教育研究月刊』90期
- 張秀雄(2001)『公民教育的理論與実施』師大書苑
- 郭豊栄(2008)『高中公民領域教材中「国家認同」変遷之研究: 1995 年至 2008 年為主』国立台湾師範大学政治学研究所
- 陳俊傑(2009)「戰後台湾国民教育社会科教科書與国家形塑(1952-1987)」国立政治大学歷 史学系
- 廖容辰(2005)『台湾與香港公民教育教科書中国家認同內涵之比較研究 』国立暨南国際大学比較教育学系
- 藍順德(1985)『我国国民中小学公民教育內涵分析』 国立台湾師範大学教育研究所
 - (2) 日本統治時代関連
- 王暁波編(1985)『台湾的殖民地傷痕』帕米爾出版社
- 王泰升(1999)『台湾日治時期的法律改革』聯經出版事業公司
- 王錦雀(2005)『日治時期:台湾公民教育與公民特性之研究』台湾古籍
- 呉文星(1983)『日拠時期台湾師範教育之研究』国立台湾大学歷史研究所
- 呉文星(1995)『日拠時期台湾社會領導階層之研究』正中書局
- 許佩賢(1994)『塑造殖民地少国民:日拠時期台湾公学校教科書之分析』国立台湾大学歴史 学研究所
- 黄静嘉(1960)『日拠時期之台湾殖民地法制與殖民統治』海天書局
- 黄樹仁(1980)『日拠時期台湾知識分子的意識形態與角色之研究(1920-1927)』 国立政治 大学政治研究所

(3) 政治学関連

- 朱雲漢(2000)「公元両千年総統大選對台湾民主鞏固的意義」『瞭望公元 2000 年焦点研究 11』国家發展文教基金会
- 呉文程(1996)『台湾的民主轉型:從権威型的党国体系到競争性的政党体体系』時英
- 林継文(2000)「両千年総統大選對台湾憲政秩序発展之影響」『瞭望公元 2000 年焦点研究 11』国家発展文教基金会
- 劉金元(1996)『中華民国戒厳時期之政治発展(1949年至1987年)』政治作戦学校政治研究所
- 蕭新煌(1992)「台湾新興社会運動的剖析:自主性與資源分配」『解剖台湾経済:威権体制 下的壟断與剝削』台湾研究基金会
- 江宜樺(1998)「自由主義、民族主義與国家認同」揚智
- 王家英·孫同文(1996)「国族認同的解体與重構:台湾當前的主体経験」『政治科学論叢第7期』

(4) その他

洪雯柔(2000)『貝瑞岱比較教育研究方法之探析』揚智文化

陳儀(1946)「陳行政長官広播本年度工作要領」『台湾省行政長官公署公報』第2巻第1期 楊碧川(1993)『台湾歷史年表』自立晩報出版社

謝辞

本研究の全般にわたり、終始大きな心で見守り、丁寧で的確なご指導、ご助言を賜りました辻中豊先生に心より御礼と感謝を申し上げます。先生のいつも変わらぬ暖かい励ましのお言葉によって論文を完成させることができました。

論文の修正並びに学位論文審査会において有益な議論をして頂きました唐木清志 先生、佐藤貢悦先生、柴田政子先生、仲田誠先生、潘亮先生に心より御礼申し上げま す。先生方々のお力添えによってさらによい論文にすることができました。

また、2008年4月に修士課程に入学以来、終始温かい目で見守ってくださる井田仁 康先生、江口勇治先生、甲斐雄一郎先生、唐木清志先生、鈴木創先生に深く感謝いた します。

実は私にとって、「日本」というキーワードは「公民」と同様に、不変的で客観的な概念ではなく、その意味合いも日々転換し続けています。目に入れても痛くないほど好きな時もあれば、日本と深く関わる自分の人生を疑ってしまう時もあります。今後の課題としては、初心に戻り、新しい「日本」を発見し、そして新しい「日本」との新しい関係を築いていきたいと思います。改めて今まで出会ったすべての日本の方々に感謝を申し上げます。

感謝添富先生、秀枝女士、靈魂的另一半福龍先生、K. D. 先生、T. D. 先生。 感謝你們填滿了我人生的所有空白。

少時不識愁滋味、對這塊土地所抱持的是滿滿的、單純的喜歡。

一路上遇到了許多挫折, 嘗盡了愁滋味, 對這土地所懷抱的情感也日益複雜而深刻。 今後給自己設定的人生課題是回到初衷, 重新認識這塊土地, 重新建構與這塊土地之間 的新關係。

再次感謝所有一路上不吝傾囊相授的貴人。誠如陳之藩先生所言,「得之於人者太多, 出之於己者太少。因為需要感謝的人太多了,就感謝天罷。」

李 宛憓